

# 平成23年度三次市行政評価

## 事務事業評価一覧(資料)

### (2次評価結果)

平成23年11月



三次市地域振興部企画調整課

Table with columns for project details (実施番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題), quantitative analysis (活動指標, 単位, H21-H23年度), and evaluation (手段の適切さ, 市の役割, 必要性, 総合評価, 改善の必要性).



平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 ランク:A:27-30 B:22-26 C:17-21 D:12-16 E:6-11

総合評価:…'拡大'/'縮小'/'継続'/'終了'/'廃止'から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析						手段の適切さ				必要性		合計点	H21年度評価	H22年度評価	1次総合評価	拡大/縮小	改善の必要性	2次評価事務事業	拡大/縮小	改善の必要性				
													活動指標		成果指標		説明		目的適合性		実施改善等による成果向上の余地		コストの削減余地											社会的ニーズ			
													活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度										説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地
9	第1こども	子育て	(1)安心して産み育てることのできる環境づくり	17	育児支援課	児童相談センター事業	児童虐待など多様化する児童の諸問題の発生予防・早期発見・早期対応・再発防止等の取り組みを行うため、関係機関(市・こども家庭センター・警察・学校・保育所・幼稚園・法務局・医師会・歯科医師会・民生児童委員・人権擁護委員・里親会等)がネットワークを構築し、一貫した支援を行うことを目的とし、平成17年度から三次市すくすくネットワーク(児童虐待対策地域協議会)を設置し毎年実情に即した機能強化を図っているところである。市民・関係機関からの通報・相談等の窓口を、三次市すくすくネットワークの事務局を育児支援課児童相談センターの中核機関として関係機関との連携及び情報の共有化を図り、問題解決の糸口をつかみ、家庭支援を行っている。なお、平成22年度の相談件数は前年度より増加している。	市民	市民・関係機関からの通報等をすくすくネットワーク事務局で集約・協議し、緊急性の有無を判断すると共に当該世帯への支援方針を決定する。さらに一貫した支援ができるように定期的なケース会議を開催する。あわせて幅広い児童家庭相談への対応や児童虐待防止の啓発活動を行う。	児童虐待から子どもを守る。また、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を適切に把握し、児童の健全育成を図る。	児童家庭相談に関する専門部署として、児童家庭相談係を設置し、虐待関連の通報・相談はもとより、子育ての悩みや児童の発達相談にいたるまで、幅広い相談窓口として対応した。	26,565	(1)児童家庭相談件数 件 203 260 230	(2)関係機関等会議開催回数 回 43 49 55	(3)	H21 109,049 4 H22 83,862 5 H23 62,930 6	4	虐待ケース立ち上げ数 件 60 60 70	5	上記の最終ケース数 件 26 26 40	4	担当部署だけで課題解決できることは少なく、他の関係機関の意識啓発や連携、スーパーバイザーの確保により、よりよい解決を図る必要がある。早期発見・早期対応のみならず、未然防止の観点からの抜本的な取り組みが求められる。	4	備品等の必要な環境整備は平成21年度までに整備できた。経費の大半は人件費であるが、それ以外の経費の削減に努める。	5	児童福祉法上の位置づけから、個人情報保護の観点から民間委託には適さない事務事業である。	5	子どもや保護者にとり、取り巻く環境は厳しく、社会構造の多様化・複雑化・多層化の中で、子育てに悩む保護者が増加していること、児童虐待の発生リスクが高まっていること、児童虐待の早期発見・早期対応の重要性がますます高まっていること、市民ニーズはさらに高まっていること。	28	A	継続	児童福祉法の改正により、児童虐待の発生を予防・早期発見・早期対応・再発防止等の取り組みを行うため、関係機関(市・こども家庭センター・警察・学校・保育所・幼稚園・法務局・医師会・歯科医師会・民生児童委員・人権擁護委員・里親会等)がネットワークを構築し、一貫した支援を行うことを目的とし、平成17年度から三次市すくすくネットワーク(児童虐待対策地域協議会)を設置し毎年実情に即した機能強化を図っているところである。市民・関係機関からの通報・相談等の窓口を、三次市すくすくネットワークの事務局を育児支援課児童相談センターの中核機関として関係機関との連携及び情報の共有化を図り、問題解決の糸口をつかみ、家庭支援を行っている。なお、平成22年度の相談件数は前年度より増加している。	児童福祉法の改正により、児童虐待の発生を予防・早期発見・早期対応・再発防止等の取り組みを行うため、関係機関(市・こども家庭センター・警察・学校・保育所・幼稚園・法務局・医師会・歯科医師会・民生児童委員・人権擁護委員・里親会等)がネットワークを構築し、一貫した支援を行うことを目的とし、平成17年度から三次市すくすくネットワーク(児童虐待対策地域協議会)を設置し毎年実情に即した機能強化を図っているところである。市民・関係機関からの通報・相談等の窓口を、三次市すくすくネットワークの事務局を育児支援課児童相談センターの中核機関として関係機関との連携及び情報の共有化を図り、問題解決の糸口をつかみ、家庭支援を行っている。なお、平成22年度の相談件数は前年度より増加している。	4	市民の多様な力の活用		
10	第1こども	子育て	(1)安心して産み育てることのできる環境づくり	21	育児支援課	5歳児相談事業	落ち着きのなご、集団への適応困難等、子どもの発達に不安を抱える保護者は増加傾向にある。発達に課題のある子どもを早期に発見し、早期に支援していくことが、心身ともに健やかに成長を遂げていく上で重要であることから、5歳児を含む児童について、保育士、保健師等が連携して、相談体制の充実やこども発達支援センターにおいて療育を通して心身の発達を促す支援を実施している。支援にあたっては、保育士、保健師等の専門職が発達を支援し、アセスメントができるよう、研修機会を設けるものである。	児童と保護者	発達の特徴、原性について、発達を促し、就学にあたっての課題を軽減する。個別指導による支援	特性に配慮して発達を促し、就学にあたっての課題を軽減する。	事業実施に向けたワーキング会議を開催し、実施目的や実施方法の検討を行った。	4,350	(1)件 7 15 10	(2)回 7 15 10	(3)	H21 606,000 4 H22 290,000 5 H23 472,400 6	4	対象人員 人 150 299 220	5	延べ研修参加人数	5	研修の成果が乳幼児健診、保育・幼育の現場で生かされている。	2	事業費のほとんどが講師謝金であり、一定の研修が完了すれば大きなコスト削減が可能である。	4	対象児童は、市内全域において、児童福祉として発達支援の取り組みは行政で実施できない。	3	就学前の段階で、発達障害の克服に向けた適切な個別指導によって、就学後の不安の軽減につながる。	22	B	継続	引続き保育士、保健師等の専門職が発達を支援できるスキルを習得する必要がある。	現在職員は、保育士、保健師等の専門職が発達を支援できるスキルを習得する必要がある。	3	民間委託等の推進		
11	第1こども	子育て	(1)安心して産み育てることのできる環境づくり	17	育児支援課	こども発達支援センター運営事業	発達面で心配のある乳幼児を早期に発見し、適切な療育指導・相談が受けられる支援施設として、平成17年7月から栗原西自治交流センターに開設している。専門職員による発達相談や個別カリキュラムに基づいた、こどもの発達支援及び保護者に対する支援・指導を行っている。	発達面で心配のある乳幼児	タイプ別教室を設け、週1回・隔週で親子教室または母子分離教室で行う。内容は、こどもの遅れを取り出して個別に訓練するのではなく、乳幼児にふさわしい集団で、楽しい遊び・生活をする中で全面的に発達させるという考えで、生活リズムの確立や教材(絵本など)を通じて共通イメージを持った活動を仲間と楽しむ。	初期のこども時代の子育てを大切に、すべてのこどもが輝けるよう、こどもの発達を支援していく。	今年度も引き続き人材の確保・育成を行っている。	27,996	(1)開設日数 263 238 280	(2)実開設日数	(3)	H21 91,947 4 H22 117,630 5 H23 143,879 6	4	延べ利用人数 人 2,227 2,079 2,224	5	親子教室・母子分離教室・グループ教室・学童教室・相談の利用人数	5	対象児の増加や療育指導を通じて早期からの支援体制が実現している。	4	市が行う乳幼児健診との連携が、現在、市直営で行っているため連携がスムーズである。	3	平成24年度から社会福祉法人の療育指導センターが児童デイサービスを実施する予定。今年度はこども発達支援センターでも学童教室を試行的に実施しており、スムーズな移行ができるように子ども発達支援センターも連携を持っていく。	4	早い段階からの療育指導は発達に大きく影響する。乳幼児期に発達に不安がある場合、専門的な相談・支援を受けられることが、心身ともに発達に有効である。三次の取り組みが、他市でも第3子目に対する補助を実施していることを見ると社会的ニーズは高いと思われる。	4	三次市で専門的な相談・支援を希望するニーズは高い。	25	B	拡大	現在専門職員を雇用し、質の高い療育指導・人材の育成を行っている。現在の支援内容が継続されるよう、嘱託職員の確保に向けた資金確保が必要。また23年度は発達相談の窓口をこども発達支援センターにしている。保健師が配置されたが、心理職が2名退職している。週1回心理職が配置されているが、相談希望者が増加しており、発達心理職が不足している。	ニーズが高まっており、専門性の求められる事業。総じてこどもが輝いて成長するための支援として、一層のサービス向上に努め、専門事業者へ外部委託が可能な場合は、委託する方向で事業を継続する。	3	民間委託等の推進
12	第1こども	子育て	(1)安心して産み育てることのできる環境づくり	18	保育課	第3子目以降保育料無料化	子育て支援策として第3子目以降の保育料(延長保育料、一時預かり料、特定保育料を除く)を無料とする。給食費として4,000円を徴収する。ただし、保育料徴収基準に基づき決定した額が4,000円以下の場合には徴収しない。条件として、第3子目以降の子を3人以上扶養している。三次市にある認可保育所(公立23所、私立3所、計26所)に通所している。また、平成19年度から認可外保育施設及び幼稚園に通所する第3子目以降の保育料については保育料の協力を得ながら保育料について月額21,000円を上限に補助を行っている。	第3子目以降の児童を育てている児童の保護者	保育料(延長保育料、一時預かり料、特定保育料を除く)を無料とするが、親育の観点から一律無料ではなく、給食費として月額4,000円を徴収する。ただし、保育料徴収基準に基づき決定した額が4,000円以下の場合には徴収しない。認可外保育施設・幼稚園の保育料については月額21,000円を上限に補助を行う。	子育て支援策として、多くの子どもを育てている保護者に対する経済的な負担を軽減する。	認可保育所は引き続き事業実施を行い、平成19年度から認可外保育施設・幼稚園へ拡大している。市民ニーズは高く、事業を継続する。	11,672	(1)適用児童数 人 50 54 62	(2)	(3)	H21 219,930 4 H22 216,148 5 H23 219,847 6	4	認可保育所減額となった1人当りの保育料 円 12,569 12,991 13,677	4	(認可保育所)減額となった保育料(月額)/適用児童人数	4	平成19年度から認可外保育施設、幼稚園にも保育料軽減補助金という形で制度の拡大を図っており、第3子目以降の保育料を上限に補助するため、経済的な子育て支援策として効果があると考えられる。	5	軽減措置であるため、補助金や料金の削減は難しい。第3子目以降の保育料を上限に補助するべき項目が多く、人件費の削減も困難である。	5	認可保育所については、保育料を減額する制度のため市で見ると社会的ニーズは高いと思われる。	5	認可外保育施設へ入園を希望している保護者から第3子目以降の保育料に対する補助を望む声もあり、平成19年度から補助を実施した。市民ニーズは高いと思われる。多子家庭への直接的な経済支援策で、保護	27	A	継続	当該事業は多子家庭の保護者の経済的負担軽減に大きく寄与しており、安心して産み育てる環境づくりには十分な成果を挙げている。また、二次的効果として、市税等の滞納は対象外となる条件があるため納付意識の高揚や納付の促進につながっている。	安心して子育てができる環境整備のための施策の一つであり、子育ての負担軽減の観点からも継続する必要がある。また二次的効果として、市税等の滞納は対象外となる条件があるため納付意識の高揚や納付の促進につながっている。	1	4	成果の向上	

平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析					手段の適切さ					市の役割		必要性		合計 点	H21 年度 評価 ランク	H22 年度 評価 ランク	1次 総合 評価	2次 評価 結果	拡大・縮小 内容	改善の 必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小 内容	改善の 必要性															
														活動指標	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	説明	目的適合性											実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ										
														1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14											15	16	17	18	19	20									
13	第1	子育て	(1)安心して産み育てることのできる環境づくり	16	都市整備課	市街地公園整備事業	市内に小さな子どもを自宅から歩いて連れていけるような身近な公園として整備する。また、設計段階から地元が関わり必要なものを整備するとともに、完成後の運営・管理を地元で担ってもらうことにより、地元の使い勝手の良い公園とする。公園用地は無償貸借が可能なこと、整備後の管理運営は地域で行うこと、三次市内都市計画区域内であることを整備条件に公募(今年6月広報)し決定している。(整備箇所)平成19年度:堂山第二公園(南畑敷町)平成20年度:王子ふれあい広場(島敷町)平成21年度、平成22年度:なし	完成後の地元運営について、自分たちで自由に使ったため、改良できるという、これまでの公共施設とは一線を画す事業であるので、より多く市民へ事業の周知を行うこと。また、公園整備に当たり、景観に配慮し、緑のある公園を推進する。	都市計画区域の公園が不足している地域の住民	地元要望があり、適地がある地域において、設計～工事～完成～運営まで地元住民とともに公園を一から作る。	公園を整備することにより、地域の憩いの場、世代間の交流の場を提供する。	要望がなく、未整備のため変化無し。	145	(1)整備箇所	1	平成21、22年度は候補地がないものの、平成23年度は、広報活動をあこないながら、現在問い合わせのあり候補地あり	#DIV/0!	4	オープニングイベント開催	回	1	開園を祝って地元主催のオープニングイベント	3	地域の憩いの場、交流の場として活用がある。	3	事業の啓発・広報の活動改善余地はある。	3	整備地を無償貸与することでコストは削減できている。	3	土地は貸与だが整備費がかかるため市が行う。維持管理は地元住民に行ってもらう。	5	緑化推進においても、市民の憩いの場の交流の場としても求められる。候補地があれば望まれる。	5	子供の遊び場、地域住民の憩いの場としても、候補地があれば望まれる。	22	B	継続	継続	市街地における公園は決して多くはない。子供の遊び場を求め市民の声もあるが、候補地選定が難しいため、一旦廃止し、新たな施策への転換が必要である。	7	施設の見直し	有	廃止	有	転換が必要							
14	第1	子育て	(2)子育てと仕事が両立できる環境づくり	16	育児支援課	小規模型放課後児童クラブ補助事業	昼間保護者のいない家庭の児童等の健全な育成を図るため、県費補助金に該当しない児童10人未満の放課後児童クラブ事業を実施する。運営団体は現在11箇所(君田、仁賀、青河、八幡、川地、志和地、灰塚、安田、田幸、川西、作木)	三次市放課後こどもプランとして、共働き家庭など昼間保護者のいない家庭の児童を放課後児童クラブから、すべて運営団体に補助金を交付する。運営団体は現在11箇所(君田、仁賀、青河、八幡、川地、志和地、灰塚、安田、田幸、川西、作木)	放課後児童クラブ事業を実施する地域の運営団体	昼間保護者のいない家庭の児童等の健全な育成を図るため、地域が放課後児童クラブを実施する場合、補助金を交付する。	昼間保護者のいない家庭の児童等の健全な育成を図るため、県費補助金に該当しない児童10人未満の放課後児童クラブ事業を実施する地域に補助金を交付し、運営をサポートする。	市の放課後児童クラブ指導員の賃金改定に伴い、平成22年度より補助金額が増加した。23年度も引き続き同様とする。	12,277	(1)申請件数	件	12	12	11	共働き、核家族化などで放課後児童クラブの需要は増えている。	1,164,283	4	補助金交付件数	12	12	11	地域に補助金を交付する事で、地域の子育て支援体制が高まるとともに、市が直営として運営するよりも予算的にも削減できる。	4	地域で放課後児童クラブを運営することにより、地域の安全確保の観点から、放課後の子どもを居場所づくりに必要。	2	核家族、共働き家庭の増加に伴い、放課後の子どもを居場所づくりに必要。	4	保護者が在宅でない家庭のみならず、下校時の安全確保の観点から放課後の子どもを居場所確保を求めるとは多い。	22	B	継続	縮小	事業規模	無	縮小	無	国県補助の対する他の事業へ移行し、予算額を縮小する。	予算額	無									
15	第1	子育て	(2)子育てと仕事が両立できる環境づくり	16	育児支援課	ひとり親家庭等医療費助成事業	三次市内に住所を有する母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者とその児童の医療費について助成する。助成額については、総医療費から保険給付額、自己負担部分を引く。残額を助成する。自己負担部分は、1医療機関につき500円を限度とし、同じ医療機関での1か月の負担金は入院月14日まで、通院月4日までとする。補装具及び保険薬局(院外処方)での薬剤は自己負担なし。所得税非課税世帯が対象。児童は18歳到達後、最初の3月31日を迎えるまでが対象。	当該事業は、ひとり親家庭の所得税非課税世帯の医療費負担軽減に寄与している。医療費負担軽減の頻回受診の問題もあるが、おむね制度としては今後も必要である。	(1)8歳到達後、(2)父子家庭の母、(3)母子家庭の父、(4)養育者、(5)その児童(6)18歳到達後、(7)最初の3月31日を迎えるまで(8)児童	医療費自己負担の助成(入院時にかかる食費等を除く)。	子育て支援策として、ひとり親家庭の所得税非課税世帯の医療費負担を軽減する。	特にはない。受給者は微増。	24,012	(1)受給者数	人	839	945	982	3月末時点	25,412	4	公費負担額	円	1,721,156	2,251,763	2,400,000	3月に受給者証を使い受診し、5月に国保	4	経済的負担を軽減し、安心して医療機関を受診できることで効果がある。	4	医療費の公費負担は、受給者にとって十分なサービスである。	3	不正受給の調査確認、適正受給により助成費を削減することにより、事務の効率化に努める。	5	国の制度で福祉医療の向上を図るためには、市が行うべきである。また、個人情報保護業務であり、民間等への委託は難しい。	3	収入の不安定なひとり親家庭の増加に伴い、医療費の公費負担のニーズは高いが、社会全体で支えられない。	3	収入の不安定なひとり親家庭の増加に伴い、医療費の公費負担のニーズは高いが、社会全体で支えられない。	22	B	継続	継続	不正受給の調査確認が困難であるが、公平性の確保のためには厳しく調査を行うことが必要である。	8	事務事業の効率化	有	継続	有	事務事業の効率化		
16	第1	子育て	(2)子育てと仕事が両立できる環境づくり	16	育児支援課	放課後児童健全育成事業	近年の核家族化及び夫婦共働き家庭の増加に伴い、昼間保護者が家庭にいない児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを開設している。直営16クラブ、委託クラブにて運営している。	核家族化及び夫婦共働き家庭の増加に伴い、今後も放課後児童クラブ利用の希望は増えるものと思われる。定員に対して、受入人数が上回る児童クラブの環境改善を引き続き進めるとともに、放課後児童クラブ指導員の資質の向上に努めていく必要がある。	昼間、保護者が就労等により家庭にいない児童。小学校1年生から3年生までの児童。おむね	対象となる児童の健全育成と、保護者の就労支援をめざす。	児童館及び学校の空き教室等を利用して、学校の放課後等に、家庭に代わる生活拠点として、遊びを中心とした活動を行い、心身ともに健全に育つことを支援する。	継続施設の狭小化を解消し受入枠の拡大を進めるため、必要に応じて施設の拡充を図ってきた。また、教育委員会主催の放課後子ども教室への移転を進め、放課後児童の居場所作りの充実を図った。	106,039	(1)措置児童数	人	480	484	500	児童クラブの措置児童合計数(年平均)	199,963	4	ニーズ達成状況	%	1	1	1	年々定員枠を拡大し過密化を解消している	4	昼間保護者が家庭にいない児童の健全な育成を図るために行っている。	3	施設の整備、改修などハード面では、受入人数の増加などにより、今年度より増えたと考えている。また、児童の健全育成の観点からのソフト面の充実も、指導員との信頼関係などから、今後も十分に向上の余地があるものと考えている。	4	事業そのものが入る児童増加に合わせ拡大してきている。また、経費は増えているが、コスト削減は難しい。	3	保護者の多様なニーズや地域や学校各々の実情に応えていくには、小規模型放課後児童クラブや放課後子ども教室への移行を検討する。	4	核家族化や夫婦共働き家庭の増加により、昼間に保護者のいない家庭が増加しており、子どもたちの危機管理から放課後の健全育成は強く求められる。	4	市内中心部の大規模校においては、保護者のニーズが高くなり、周辺部の小規模校においても、健全育成及び安全確保の観点から、児童クラブへの入会を希望する保護者が増えている。	22	B	継続	継続	市街地の核家族化や夫婦共働き家庭の増加により、市内の子どもの放課後の安全確保を考えた場合、今後も受入枠の拡大や放課後児童の他事業(組立・運営主体)への移行が必要となること、柔軟な対応が必要である。	10	内容の改善	有	継続	有	全面的な民間委託を検討し、事業を継続する。	3	民間委託等の推進

平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A:27-30 B:22-26 C:17-21 D:12-16 E:6-11

総合評価:・「拡大」・「縮小」・「継続」・「終了」・「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度 事業費 (千円) (職員人 件費含 む)	定量分析					手段の適切さ					市の役割		必要性		合計 点	H21 年度 評価 ランク	H22 年度 評価 ランク	1次 総合 評価	拡大・縮小	改善の 必要性	2次 評価 事項 取組 状況	拡大・縮小	改善の 必要性								
														活動指標	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	説明	目的適合性										実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ			
17	第1	子育て	(2) 子育てと仕事で両立できる環境づくり	20	育児支援課	企業の子育て支援事業	働きながら安心して子どもを産み育てる環境づくりには、子育てに対する企業に意識改革と協働体制が必要となる。事業の手順としては子育て支援を推進しようとする企業が登録を行い、子育て支援策の目標を立てて実施する。子育て支援企業登録には市内に本社または事業所を置く企業であり、次世代育成支援対策推進法第12条の規程に基づき、一般事業主行動計画を策定し、広島労働局へ提出した企業であることが必要。	企業が子育て支援策へ主体的な取り組みを行うよう、啓発活動が必要となる。また、ハローワークや広島県と同様の事業を実施しているため、市の事業内容について実状にあった検討が必要となる。	市内に本社又は事業所を置く企業	登録申請書に必要な書類を添えて提出し、登録企業はホームページや広報で公表する。	労働者が仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりのため、企業が子育て支援策を主体的に推進する。	現在の登録企業は5社、引き続き取り組みを行う。	779	(1) 広報啓発活動	回	5	5	2	企業への周知のため、広報誌やマスコミを通じた啓発活動の実施	144,740	(4) 子育て支援推進企業等登録企業	社	5	5	6	有効登録数	5	3	4	4	5	25	B	継続	市内企業に働く市民の子育てと仕事で両立しやすい環境づくりのため、行政と企業が一体となり、行政も事業者の意識改革に必要があり、今後も事業者の意識改革に向けた支援を引き続き行う必要がある。	10	内容の改善	終了	ハローワークや広島県と同様の事業を実施しているため、一旦終了し、市の事業内容について実状にあった検討が必要である。但し企業から相談があった場合には、ハローワークや県の事業などの支援は継続する。					
18	第1	子育て	(2) 子育てと仕事で両立できる環境づくり	16	保育課	一時預かり事業	就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等が必要な場面に必要な事業。具体的には保護者の傷病、入院、災害、事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童に対して保育を実施する。	社会環境、又は就労環境が大きく変化中、子育て中の保護者が心身の疲労の解消を必要とする場合、子育ての周知や実施保育所の拡大についての検討を継続して行う。なお、年間延べ利用児童数が1か所当たり25人を超えないと補助対象にならない。	就学前児童とその保護者(三次市以外も対象)	一時的に児童の保育が必要な保護者のニーズに応えるため、保育を実施する。	就学前の児童の保護者が一時的に保育を必要とする場合、保護者の心理的・肉体的負担の軽減や就労支援等を行う。	保護者のニーズは高いと思われる。制度の周知が必要のため「保育所入所申込のしおり」や「三次市子育てガイドブック」へ事業内容を掲載している。平成22年度から新たに酒屋保育所でも開始した。	5,097	(1) 一時預かり実施保育所数	所	6	7	7	一時預かりを実施保育所数(公立)	205,150	(4) 一時預かり年間延べ利用児童数(公立)	人	105	881	960	利用児童数を指標とする。	4	4	3	3	4	22	B	継続	就労形態の多様化により一時的な保育が必要な場合や、保護者の傷病、入院、災害、事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のため緊急に保育が必要な場合に保育に対応するため、継続が必要となる。また、市外からの利用にも対応できるため、里帰り出産等の緊急時にも即時に対応できる事業である。		無	継続	市民ニーズの高い事業である。今後は、民間委託を視野に置きながら事業を継続する。		有	3	民間委託等の推進	
19	第1	子育て	(2) 子育てと仕事で両立できる環境づくり	15	保育課	延長保育推進事業	保護者の就労形態の多様化、勤務時間の延長等に対応するため、11時間保育(7:30-18:30)の後1時間(18:30-19:30)の延長保育を行う。公立では豊光保育所、布野保育所、東光保育所、布野保育所でも実施している。私立ではみゆき保育園、子供の城保育園、子供の館保育園が実施している。	今後も、保護者の就労形態の多様化、勤務時間の延長等により、延長保育のニーズが高まることを予想される。また、公立のうち現在開所している5所以外の保育所についても市民ニーズを的確に把握し、費用対効果を考慮したうえで、新規実施を検討する。	保育所入所児童と保護者。	18:30までの通常保育が終了した後、18:30から19:30までの間、延長保育を提供する。	市民に就労の機会を提供し、仕事と子育てを両立できる環境を整備する。	延長保育に対する市民ニーズを把握し、事業拡大について検討する。	12,597	(1) 延長保育実施保育所数		7	8	8	実施している公立保育所(豊光・十日市・東光・布野、酒屋)	1,590,700	(4) 延長保育1日平均利用者数	人	6	9	8	平均利用者数を指標とする。	3	3	4	3	4	21	C	継続	必要な方のみ利用となるため、1日当たりの平均利用者数は少ないが、勤務時間が遅くなる保護者にとっては有効な制度である。	3	有	拡大	仕事と子育てを両立できる環境を整備するために必要な事業である。単純に利用者数だけでは判断できない。現在保育所においても、保護者要望や判断して事業を推進する。また、私立保育所の延長保育の充実及び負担軽減のため、私立保育所への補助金について、その財源となる国の保育対策補助金の上限額を目安に引き上げたい。	予算額	継続	私立保育所などと連携し、事業を継続する。		
20	第1	子育て	(2) 子育てと仕事で両立できる環境づくり	16	保育課	特定保育事業	保護者の就労形態の多様化(パート勤務の増大等)などの事由により一定程度の日時に保育が必要となる児童に対して保育を実施する。	社会環境または、就労環境が大きく変化中、子育て中の保護者が就労、その他の事由により保育を必要とする場合、子育て環境を充実するために事業の周知や実施保育所の拡大についての検討を継続して行う。	就学前児童とその保護者(三次市以外も対象)	一定程度の日時に児童の保育が必要な保護者のニーズに応えるため、保育を実施する。	児童の保護者が一定程度、児童を保育できない場合に保育を提供し、保護者の利便に供する。	保護者の就労形態の多様化に伴って、保護者の選択の幅が広がっている。制度の周知が必要のため「保育所入所申込のしおり」や「三次市子育てガイドブック」へ事業内容を掲載している。平成22年度から新たに酒屋保育所でも開始した。	4,661	(1) 特定保育実施保育所数(公立)	人	6	7	7	特定保育を実施する保育所が増えることを指標とする。	271,317	(4) 特定保育年間延べ利用児童数(公立)	人	139	181	130	利用児童数を指標とする。	4	4	4	4	4	24	B	継続	短期間の就労という通常保育ではカバーできない保育サービスの提供である。このまま継続することで利用者の利便に供することができる。	13	サービスの向上	継続	今後は、民間委託を視野において事業を継続する。		有	3	民間委託等の推進	

平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題(ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析						手段の適切さ				市の役割				必要性				合計点	H21年度評価	H22年度評価	1次総合評価	拡大/縮小	改善の必要性	2次評価事項(改善点)	拡大/縮小	改善の必要性							
													活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ										市民ニーズ	判断理由	内容	改善区分	判断理由	内容	改善区分
21	第1	子育て	(2)子育てと仕事と両立できる環境づくり	18	保育課	3歳未満児保育	保育の必要0・1・2歳児を 入所させるため、ニーズの多い 保育所から保育施設の整備 を行い、保育士を確保して 未満足児保育の実施を進める。	旧三次市の公立保育所は、 低年齢児の施設が充実して いない。少子化の中にあっ ても低年齢児の保育ニーズは 拡大の傾向にあり、保護者 の就労を支援するためにも 旧三次市の保育所(特に市 街地)は、低年齢児保育の 拡大が必要である。あわせ て、就労保障のため開所時 間の見直しも行う必要がある。	就学前児童	保護者の保育 ニーズ、また、入 所希望者(0-2 歳児)に対して、 ニーズの多い保 育所から順次保 育施設の整備を 行い、保育士を 確保していく。	待機児童を増加 させないことと、 保護者の就労を 援助することで、 子育てと仕事が 両立できる環境 を提供する。	新着層保育所の 開設等入所可能 な保育所を充実 させ、1・2歳児 の入所児童の対 応を図る。また、 このことで、就 労希望に応える ことができた。	1	1	18	18	18	1・2歳児 受け入れ可能 保育所数	17,949,050	4	人	335	343	390	当該年度未 入所児童数を 指標とする。	4	2	3	3	3	5	5	22	B	拡大	継続	低年齢児の保 育ニーズが高 いため、待機 児童解消のた めにも事業拡 大が必要であ る。しかしな がら、現在の 公立保育所は 保育士の確保 が難しく、委 託の推進によ り、民間委託 の推進による スリム化を進 め、保育所に 対応した保育 士の重点配置 を行う必要が ある。	3	民間委託等の推 進	3	民間委託等の推 進					
22	第1	子育て	(2)子育てと仕事と両立できる環境づくり	18	保育課	ふるさとランチ推進事業	三次産の農産物や加工品を 保育所給食の食材として優 先的に使用する。 地元産のものを使用してい ることを家庭へも伝え、家庭 での利用を啓発する。 「ふるさとランチの日」を実施 する。	食材搬入業者によっては、 三次産の食材を入れてもらう ことが難しい。 地元産の協力を得ることが 重要になる。	保育所在園児とその保護者	米は全て三次産 のものとする。 農産物や加工品 について、地元 産品を優先して 使用する。 「ふるさとランチ の日」や地産地 消について保護 者へ啓発する。	保護者に安心・ 安全な給食を提 供していること を、理解して いただき、家庭 でも実践して もらう。	「ふるさとランチ の日」の実施 など、健康推進 課、農政課、学 校給食との連携 による全体的な 推進を図る。	1	1	19	19	19	3歳未満児 は毎日実施。 3歳以上児 は、毎日実 施が2保育 所、週1回実 施が12保育 所。	126,942	4	か所	96	96	各保育所へ の納入業者 数の計	5	4	5	4	4	4	25	B	継続	継続	乳幼児期から の食育は、食 習慣の形成に 大きな影響を 与える。 大人の食生活 に課題が多い 昨今、保育所 から始める食 育は継続した 取り組みが必要 である。	4	市民の多様な力の活用	4	市民の多様な力の活用							
23	第1	子育て	(2)子育てと仕事と両立できる環境づくり	20	保育課	障がい児保育事業	保育所では、療育手帳の交付 を受けている子どもだけで なく、発達に課題のある児童 を支援するため、個別の指 導計画を作成して保育をする。 保育士の発達支援の技術向上 を図るため、育児支援課 や健康推進課と連携した研 修を実施するとともに、受け 入れ環境の充実のため、私 立の認可保育所の加配保育 士等の経費に対して補助を 行う。 保育所から小学校へと連続 した支援となるよう保小連携 事業の取り組みを進める。 [障害児保育事業補助金] (児童1人につき)月額 69,600円×入所月数	全保育所で質の高い支援を 展開できるようにするため、 各保育所から研修へ参加し たいが、代替職員の確保が 難しく研修機会の確保が充 分でない。また、障害児保育 事業に係る加配保育士が不 足している。	保育所在園児とその保護者	一人ひとりの発 達を保障する保 育保育士の資質 向上のための研 修	障がいを持つ子 どもの保護者 が、子どもの発 達に悩んでいる と感じ、安心 して預けること ができる保育所 とする。	保育士の研修内 容の充実及び私 立保育所での受 入れ対応の充 実 子ども発達支 援センターとの 連携(保小連携)	1	1	23	23	23	障がい児 保育実施 保育所数	169,417	4	人	15	8	14	研修参加人 数を指標と する。	5	3	5	4	5	27	A	継続	継続	発達に課題を 持つ子どもは 増加傾向にあ る。保育所へ の入所年齢は 低年齢化して おり、早い時 期での見極め と支援が必要 である。また、 受け入れ体制 の充実を図る 必要がある。	3	民間委託等の推 進	3	民間委託等の推 進							
24	第1	子育て	(2)子育てと仕事と両立できる環境づくり	21	保育課	保育所耐震改修事業	安心安全の保育所として、 保護者が安心して子どもを預 けられるよう、施設の耐震 診断を行い、耐震診断の 必要であるから、三次市とし ての耐震にかかる改修等の 判断基準が求められる。また、 改修にあっては施設の 長期にわたる有効利用を図 るため、リフレッシュ工事も 視野に入れた対応が費用対効 果を考慮する上で必要である。	診断結果により、改修にか かる検討が必要であって、そ の判断には専門的な知識が 必要であるから、三次市とし ての耐震にかかる改修等の 判断基準が求められる。また、 改修にあっては施設の 長期にわたる有効利用を図 るため、リフレッシュ工事も 視野に入れた対応が費用対効 果を考慮する上で必要である。	市民	保育所建物の耐 震診断を行い安 全度を把握し、 結果に基づき安 全性の確保のた めの改修を図 る。	安全な施設で安 心した保育を提 供することによ り、保護者の子 育てと仕事が両 立できる環境づ くりを目的とす る。	優先度、耐震診 断の結果を基に 判断しながら、 継続して実施す る。	1	1	2	2	2	実施施設数 を指標とす る。	2,102,900	4	%	74	耐震施設数 (17)/全施 設数(23)	5	3	4	5	5	26	B	拡大	継続	耐震化診断、 改修は、安心 安全な保育環 境の整備に必 要なものであ り、迅速な事 業執行が求め られる。	8	事務事業の効率化	8	事務事業の効率化									





平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A:27-30 B:22-26 C:17-21 D:12-16 E:6-11

総合評価:…'拡大'/'縮小'/'継続'/'終了'/'廃止'から選択

Table with columns for Strategy No., Category, Project, Fiscal Year, Business Name, Summary, Future Issues, Objectives, Methods, Budget, Quantitative Analysis (Activity Targets, Results), Qualitative Analysis (Appropriateness, Cost Reduction, etc.), and Overall Evaluation. Rows 29-32 are visible.

平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A:27-30 B:22-26 C:17-21 D:12-16 E:6-11

総合評価:…「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H21年度 評価	H22年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価 事務事業	拡大・縮小	改善の必要性							
														活動指標		成果指標		説明		説明		目的適合性		実施改善等による成果向上の余地		コスト削減の余地											社会的ニーズ		市民ニーズ				
														活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	目的適合性										実施改善等による成果向上の余地	コスト削減の余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ		
33	第1こども	2	子どもたちのための学校改革	16	学校教育課	知徳体向上3次プラン(学力到達度検査事業)	全国学力・学習状況調査を全市内小学校第6学年・中学校第3学年の児童・生徒を対象に実施し、児童・生徒の学力の向上について経年的に把握し、学力向上対策事業の実施及び指導方法の工夫改善を図る。 年度末に三次市学力定着度検査を全市内小中学校の児童・生徒を対象に実施し、児童・生徒の学力の向上について経年的に把握し、課題と改善策を明確にして学力向上対策事業の実施及び指導方法の工夫改善を図る。	・検査結果の分析で課題のある学校を絞り込み、授業改善の具体的な方法などについて指導する必要がある。 ・平成23年度の全国学力・学習状況調査は、東日本大震災の影響により実施時期が例年の4月から9月に変更になっている。そのため、一律にデータのみの経年比較にならないよう、丁寧な課題分析が必要である。	三次市内全域の児童・生徒	統一問題による学力検査の実施結果の分析及び指導改善計画の作成	児童・生徒の思考力、判断力、表現力等の育成と、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得	学力検査等の結果を踏まえ、各学校の授業改善が進んでいる。平成24年度の全国学力・学習状況調査で、算数・数学科、理科の3教科で実施することが決定している。	3,999	(1) 対象児童・生徒数 人	4,078	4,064	4,430	児童・生徒数に年々増加傾向があるため、コストが増減する。	H21 894.4	H22 984.5	H23 1,376.6	80%	75%	1月実施	平成22年度から実施時期を1月としている。	児童・生徒の学力向上の状況を検証するために、平成23年度から中学校教科を増やしていき、実施教科を増やしたことで成果の検証が必要である。	4	5	5	5	4	3	26	B	継続	継続	学力向上の状況を測定する客観的な指標を得るために事業の継続が必要である。しかし、実施内容に改善の余地があり、また結果を踏まえた取組内容の充実が求められる。	10	有	10	内容の改善	15	効果の検証
34	第1こども	2	子どもたちのための学校改革	21	学校教育課	「生き生き学校」予算推進事業	(目的) 地域や児童・生徒の実態に応じた学校独自の豊かな教育内容の創造や教育活動を支援し、児童・生徒の学習意欲の喚起と学力向上につなげる。 (配当対象経費) 「三次市生き生き学校予算推進事業」の予算額の範囲内で、実践研究及び研究公開等に係る経費を配当するものとする。 (指定期間) 指定期間は1年間とし、その期間内に研究実践を行う。	・特色ある取り組みについては、学校間だけでなく、保護者・地域はもとより市民への情報発信を積極的に行わせていく必要がある。 ・学力向上に特化しているものから広く学校教育全般に関わることに拡大し、予算的にも思い切った配分を行い、これまで以上に先進的な取組を促していく。	三次市内小・中学校の児童・生徒	地域や児童・生徒の実態に応じた学校独自の豊かな教育内容の創造や教育活動を支援し、児童・生徒の学習意欲の喚起と学力向上につなげる。	・特色ある取組については、学校間だけでなく、保護者・地域はもとより市民への情報発信を積極的に行わせていく必要がある。	・真に特色ある取組、学力向上のより具体的な取組を促す為、需用費等を抑え、予算の内容を精査するよう指導している。	7,392	(1) 事業実施校 校数	38	33	33	事業計画書及び事業予算計画書の提出のあった学校に予算配当	H21 213,790.4	H22 194,526.5	H23 247,329.6	80%	75%	11月実施	市独自で実施する学力検査の平均正答率	5	4	4	4	4	3	24	B	継続	継続	学校の主体性と誘導施策としての一貫性を保持しながら、学力向上に特化しているものから広く学校教育全般に関わることに考慮し、予算的にも各学校が学校経営全体の中で予算執行できるような取組を促していく。また、先導的な取組を促していくこと、計画的に執行していくことが必要である。	10	有	10	内容の改善			
35	第1こども	2	子どもたちのための学校改革	21	学校教育課	学校支援員配置事業	市内小中学校の教育活動をより充実するため、校長が必要とする教育補助活動に対して、三次市学校支援員を配置し、学校の教育活動を充実させ、児童生徒を支援の充実を図る。 平成23年度は、12小中学校に12名の学校支援員を配置している。	学校のニーズが高く、学校支援員を配置した効果も大きく、継続または拡大することを検討したいが、学校支援員として任用する人材確保ができていない状況がある。ニーズに応じて、教員免許を有する候補者を確保することが課題である。	市民	校長の指導のもと、担任教員と協力し、概ね次の職務を行う。 生活及び学習上の困難を有する児童生徒への支援 放課後や長期休業中の児童生徒への学習支援 担任等教員の勤務事務の補助	学校支援員の配置により、一人一人の教育的ニーズに対して、支援の充実を図り、学びと育ちを保障する授業づくりを推進する。	学校のニーズの把握及び効果の見通しをたてて配置する学校を決定した。	20,125	(1) 学校支援員配置数 人	11	11	12	子どもを取り巻く環境が変化し、子ども一人一人の教育的ニーズも多様化しており、より個に応じた支援が強く求められる。学校支援員の配置により多くの児童生徒の支援が図られる。	H21 1,831,455.4	H22 1,829,546.5	H23 1,712,283.6	20	40	60	学校支援員が支援を行った対象児童・生徒数	5	3	5	5	4	5	27	A	拡大	予算額	児童生徒個々に対する対応・支援するニーズは高まっているため、効果の検証を図りながら、一層の充実を図ることが必要と判断している。	14	有	14	成果の向上	15	効果の検証	
36	第1こども	2	子どもたちのための学校改革	23	学校教育課	小・中一貫教育推進事業	義務教育9年間を一貫した教育方針に基づいて教育する体制を構築し、本市が目指す子ども像を実現する。個性・ユニークな地域・コミュニティの4つをキーワードとして、全中学校区において小・中一貫教育を推進する。 平成23年度は、次の大きく4つの事業を展開する。 三次市教職員を対象とした研修会の開催 一貫教育の先進地視察 三良坂中学校区をモデル地域に指定し公開研究会を開催 今後三次市が目指す一貫教育の内容を広く市民にPRするための一貫教育基本構想の策定(その為の業務委託)	本市の実態に基づいた小・中一貫教育の基本構想の策定...今年度予算により策定する。 小中学校教職員の意識改革...計画的な研修を実施する。 モデル地域指定による具体的な実践...三良坂中学校区をモデル地域として取り組む	市民	研修会開催 一貫教育の先進地視察 モデル地域の公開研究会 一貫教育基本構想の策定(その為の業務委託)	各中学校区で育てたい子ども像を学校・保護者・地域が共有し、小・中・中学校教育が協働して中学校区の児童生徒を共通方針・共通方向の下で育成していく。	(平成23年度新規事業)	15	(1) 研修会・先進地視察参加者 人	250	三次市教委主催指定研修会並びに公開研究会(任意)先進地視察参加者(任意)数の合計	H21 15	H22 15	H23 15	一貫教育に係る教育内容実践校の数	4	5	6	15	15	15	17,579.6	4	3	4	5	4	25	B	拡大	一貫教育は、本年度新規事業で開始したばかりであり、三良坂中学校区を除く他の中学校区ではまだ理解が不十分である。一貫教育の意義・目的を更に広め、まずは教職員の意識改革を行うために、計画的に研修を継続していく必要がある。	2	有	2	徹底した情報公開			

平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価:…'拡大'/'縮小'/'継続'/'終了'/'廃止'から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	ランク	H21年度評価	H22年度評価	1次総合評価	拡大/縮小	改善の必要性	2次評価事務事業	拡大/縮小	改善の必要性																					
													活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	目的適合性											実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ																
																																										判断理由	内容	有無	改善区分	判断理由	内容	有無	改善区分								
37	第1	2	自己・みんな・生命を大切に	教育の推進	16	特別支援教育推進事業	特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うものである。平成19年度からは改正学校教育法の施行により、全国の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、支援体制の整備が進められている。特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒について、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基礎となる生きる力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じた生活や学習上の困難を克服するための適切な指導及び支援を行う。	校内における支援体制の充実を図るため、教職員の専門性の向上や授業改善を図ることが必要である。発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への一貫した支援を行うため、関係機関(医療、保健、福祉、労働等)と連携した取組を行っていく必要がある。なお、近隣に専門機関が少ないため、早期からの対応が困難な場合がある。また、校内における支援体制の充実を図るため、通級指導教室の設置の必要性がある。	三次市内小・中学校の教職員	一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援体制及び一貫した支援体制の構築。教職員の専門性の向上のための研修会、巡回相談の実施。適正な就学指導の実施	特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒の個性を最大限に伸ばす。特別な支援教育に関する啓発を行い、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒の支援のあり方等について理解を深める。	教育相談員が、各保育所、小・中学校と連携し、特別な支援を必要とする児童・生徒の就学に関する相談を実施した。特別支援教育研究の研究会や巡回相談業務における支援体制の充実を図られている。計画的に就学指導委員会を実施した。	9,712	(1) 就学指導委員会対象者	人	98	108	90	就学指導委員会が意見を付した対象者数	H21 96,265	(2) 研修会実施回数	回	5	7	7	市の主催により開催した研修会実施回数	H22 89,926	(3) 巡回相談実施回数	回	36	22	25	巡回相談実施回数	H23 106,372	4	巡回相談や研修会や巡回相談の実施により、管理職や特別支援コーディネーターの専門性の更なる向上が見込まれる。また、関係機関との連携による相談体制の充実を図ることによる成果の向上が見込まれる。	2	4	5	特別支援教育の推進に当たっては、関係機関との連携と協働が重要であり、関係機関との連携が構築された場合には、関係機関との連携が促進される。また、関係機関との連携が促進されることにより、関係機関との連携が促進されることによる成果の向上が見込まれる。	5	4	24	B	継続	継続	通称学級における支援体制の充実を図る。関係機関と連携した相談体制の構築に取組む必要がある。									10	内容の改善
38	第1	2	自己・みんな・生命を大切に	教育の推進	17	不登校対策推進事業	不登校の未然防止(早期発見・早期対応)、不登校児童生徒への学校復帰の取組(個別の支援計画に基づいた具体的な支援・適応指導教室通室)を行政が学校・家庭や地域と連携し取り組む。不登校対策に係るスーパーアドバイザー(平成23年度は環太平洋大学 杉田郁代 准教授)制度を設け、教職員対象の研修を行い、教職員の不登校対策に係る資質の向上に努める。また、不登校児童生徒及びその保護者に対する具体的な支援や、学校の教員を対象にコンサルテーションを行う。平成23年度は、不登校の未然防止対策として、コミュニケーションコンサルタント及び教師インストラクターの三上かおり先生を招聘し、小・中学校不登校対策研修会において、効果的な人間関係の確立に係るスキルを学ぶ。	・学校環境適応に係る、アセスメントを実行し、一次支援を中心とした取組を推進する必要がある。・不登校対策に係る教職員の資質向上をさらに図る必要がある。・成果が上がった実践・取組について情報発信をし、他校に広げていく必要がある。・校長面談の徹底化により、学校体制としての不登校対策を充実させていく必要がある。	三次市内地域の児童・生徒とその保護者	不登校理解や不登校児童生徒への支援のあり方に関する研修の機会を設け、教職員の資質向上を図るとともに不登校児童生徒の状況把握を行い、教育相談員が学校と連携して不登校児童生徒の未然防止と学校復帰できるように取り組む。	不登校に悩む児童・生徒が安心して学校に通うことができるよう、早急な対応の徹底化により、組織的に不登校児童・生徒への支援が行われ、平成18年度の不登校児童・生徒数は、小学校41名で、対前年度同月比較で、小学校11名、中学校26名の減少になっている。平成19年度不登校生49名、平成20年度は47名、平成21年度は40名、平成22年度は41名である。特に中学1年生の新たな不登校の減少に成果が表れている。	21,044	(1) 教育相談員・青少年指導相談員配置人数	人	8	8	8	対前年度不登校児童生徒数を差し引いた数	H21 1,988,000	(2)	回	2,630,500	(3)	回	2,068,138	4	5	4	4	5	5	27	A	継続	継続	平成22年度の不登校児童生徒の抱える保護者にとっては、豊かな生活や学習の機会を失った児童・生徒に対する市民ニーズは非常に高い。	1	4	有	成果の向上	14	成果の向上															
39	第1	2	世界へはばたく教育	教育の推進	17	小中学校外国語教育推進事業	市内の全小・中学校に、民間への業務委託による英語のネイティブスピーカーである外国語指導助手(ALT)や三次市臨時任用教員JTEを配置し、外国語教育の充実を図る。	・外国語指導助手の活用について教職員研修等を行う。・学力検査の結果等を踏まえ、小・中連携を円滑に推進する。・小学校外国語活動を踏まえた中学校英語の授業改善を図る。	三次市内小・中学校の児童・生徒	外国語指導助手(ALT)及び日本人外国語指導教員(JTE)の全校配置	児童・生徒の異文化や異言語に柔軟に接する姿勢をもっている。・小・中9年間で学ばべき英語の基礎・基本を身に付けている。	・各小学校における外国語活動の積極的な授業展開が定着している。・学力テスト等の領域における過渡率が高い。	47,658	(1) ALTの授業時数	時間	6,350	6,300	6,300	ALTの配置数が平成21年度は8名であったが、平成22・23年度は7名である。	H21 6,628	(2) JTEの授業時数	時間	1,600	2,400	2,400	JTEの配置数が平成21年度は2名であったが、平成22・23年度は3名である。	H22 7,565	(3)	回	7,559	5	3	5	3	5	26	B	拡大	継続	学習指導要領改訂の趣旨から、小・中連携、異文化理解等社会的ニーズは高い。	3	民間委託等の推進	拡大	教職員研修等の一層の充実・強化を図り、指導技術の向上や外国語指導助手の効果的な活用を行う。また、小・中連携を円滑に推進し、成果の向上を図っていく。	その他												
40	第1	2	世界へはばたく教育	教育の推進	16	知性向上三次プラン(キャリア教育推進事業)	望ましい勤労観・職業観、そして社会人として自立する力を備えた三次の子どもたちの育成。『山・海・島、体験活動推進事業』中学校2年生の職場体験プログラム。キャリアアドバイザー招聘	・中学生職場体験は、5日間実施して事前事後指導の課題が明らかになってきた。受け入れ事業所からアンケートを把握したり、生徒の受容分析をしたり、改善を図っていく必要がある。また、市主体の事業から、徐々に中学校主体の事業へ移行していく必要がある。	三次市内小・中学校の児童・生徒	『山・海・島、体験活動推進事業』キャリアアドバイザー招聘	発達段階に応じたキャリア発達を促す。自己肯定感が高まっている。体験活動を自己の生活に生かす。	・小学校プログラムは前年度をもって打ち切っている。・中学生職場体験は、受け入れ事業所の数が若干減少傾向にある。検証と成果、課題の把握をする。	4,392	(1) 受け入れ事業数	所	420	422	420	1事業所あたり1～2名の生徒が事業所で受け入れられている。	H21 8,362	(2)	時間	10,408	(3)	回	7,261	4	3	4	3	4	5	24	B	継続	継続	中学生職場体験の関係者に実施したアンケート結果で肯定的な回答の割合が高く、生徒の受容も肯定的に評価できる。自然体験活動は学習指導要領の趣旨に合致している。	3	4	5	5	24	B	継続	継続	将来、社会人・職人としての自立に向けて、必要な資質や能力の育成には体験活動が極めて重要な教育活動であり、改善を図りながら継続していく。									4	市民の多様な力の活用	

平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A.27-30 B.22-26 C.17-21 D.12-16 E.6-11

総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計 点	H21 年度 評価 ランク	H22 年度 評価 ランク	1次 総合 評価	2次 評価 結果	拡大・縮小	改善の 必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小	改善の 必要性						
														活動指標	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	説明											目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
														1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13											14	15	16	17	18	19
41	健康・福祉	1 保健	(1) いきいきと暮らせる健康づくり	20	保健年金課	特定保健指導業務	メタリックシンドローム予防に着目した特定健診の結果、要指導となった者をリスクに応じて「積極的支援」「機軸付支援」に階層化のうえ「個別支援プログラム」を作成し、保健師・管理栄養士等専門職種が生活改善に向けて6ヵ月間の支援・評価を行う。	対象者の参加を募り、より多くの対象者に実施していただくようにする。	特定健診により抽出された生活習慣を改善させる必要がある。関係機関との連携が必要。	個別保健指導 集団保健指導	対象者の生活習慣を改善する。 いきいき・ともえ・プロジェクトとして健康推進課と合同で取り組む。	いきいき・ともえ・プロジェクトとして健康推進課と合同で取り組む。	8,639	1	236	161	250	集団指導も実施し、実施回数は増加している。	38,835	4	人	180	125	559	法定目標による、40%	5	1	5	5	5	26	B	拡大	継続	有	5	組織・機構の見直し	8	事務事業の効率化			
42	健康・福祉	1 保健	(1) いきいきと暮らせる健康づくり	23	保健年金課	糖尿病重症化予防事業	糖尿病の重症化による医療費の増加を抑制するため、糖尿病患者への委託による指導の実施。	対象者は医療機関から紹介していただく方法をとっているが目標とする対象者数(120人)に達しないのが現状である。レセプトと特定検診結果から対象者を抽出する方法が通常であるが医師会の承認が得られない。対象者数に達しない場合は抽出方法の検討が必要である。	糖尿病に起因する腎症の1、2、3期の患者でおおむね40歳以上の患者である。	面談、電話による指導を12ヶ月間実施する。委託業者による食事指導、運動指導、ストレスマネジメントを提供する。	重症化による医療費の抑制 被保険者の健康増進のため、セルフマネジメントを身に付けさせる。	なし								4	人			100	目標人数に対する指導実施率	4	3	5	5	26	B	継続	無	無	1	4	成果の向上					
43	健康・福祉	1 保健	(1) いきいきと暮らせる健康づくり	19	健康推進課	食育推進事業	三次市食育推進計画に基づき、重点目標(子どもや子育て世代における健全な食生活の実践力向上や食生活の推進)を達成するために、乳幼児から高齢者まで広く市民を対象とした各種講座やキッチンカーを活用した食育出前講座、啓発事業(食育フォーラム、朝ごはんづくりコンテスト)、広報活動(広報みよし、CATV)を行った。食育媒体「みよし版食育かるた」を作成した。また、地域における食のリーダーである食生活改善推進員の資質向上や地域活動の充実を目指し、研修会や地域活動支援を行うとともに、養成講座を実施し、増員を図った。	食生活改善推進員の育成 自治連合会や企業等との連携の強化	市民	乳幼児から高齢者までライフステージごとに切れ目のない体験型食育講座、食育啓発事業、広報活動の実施、食生活改善推進員の養成、食育媒体「みよし版食育かるた」の作成。	市民が家庭や地域での食育実践力を身に付け、生涯にわたって心と体の健康を維持し、地域間格差の解消に努めた。	三次市食生活改善推進員の養成を図った。また、地域活動の支援を強化し、地域間格差の解消に努めた。	22,399	1	94	43	50	各種事業各団体の各団体1回として、保育所等1部を食生活改善推進員に依頼している。	179,702	4	人	1,883	1,175	1,500	増加傾向	4	3	3	4	21	C	継続	有	3	民間委託等の推進	4	市民の多様な力の活用					
44	健康・福祉	1 保健	(1) いきいきと暮らせる健康づくり	16	健康推進課	人間ドック・脳ドック事業	40歳以上の市民を対象に「人間ドックA」「人間ドックB(婦人科検診を含む)」「脳ドックB」の4種類のメニューで実施している。本事業は、市及び近隣の市5医療機関へ事業を委託し実施している。平成22年度6月～3月までの間で1,740名が受診している。	高齢の受診者の中には、通院治療している者が多く、結果、重複検診や慢性疾患患者が多く受診し、人間ドック本来の目的である「疾病の予防、早期発見、治療」につながらない現状がある。本事業は一部委託により実施しているが、行政改革推進計画に基づき、新たに事務の一部委託について検討を行う。	40歳以上の市民(ただし要綱により国民健康保険税滞納世帯の者を除く。)	市民へ広く周知し、受診申込者に対し、委託検診機関で、ドック検診を実施する。	本事業をはじめ各種検診を通じ、検診を習慣化(年1度受診)させる事を目的とし、疾病の予防や早期発見、早期治療を行い、健康維持及び重症化を防ぐ。(その結果、医療費や介護給付費の抑制につなげる。)	市民ニーズが年々高くなり、平成23年度も22年度受診者を上回る申込があったが、各検診機関と受入枠の拡大調整に取り組み、申込者全員が検診機関の何れかで受診可能となった。	44,249	1	1,496	1,755	1,812	受診者一人当たりの事業費	25,090	4	人	35,897	35,757	35,600	当該年度末40歳以上人口	4	2	4	4	20	C	継続	有	1	0	内容の改善	1	0	内容の改善			



平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価:「」:「拡大」:「縮小」:「継続」:「終了」:「廃止」:「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計 点	H21 年度 評価	H22 年度 評価	1次 総合 評価	2次 評価 結果	拡大・縮小	改善の 必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小	改善の 必要性							
														活動指標	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	説明	目的適合性											実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ		
																																											判断理由	判断理由
49	健康・福祉	第2	健康・福祉	(1) 認めあひ・支えあふ福祉の推進	社会福祉課	健康福祉まつり	毎年、行政や福祉、保健医療、介護の関係機関、事業所、団体等による「みよし健康福祉まつり実行委員会」を結成し、三次市福祉保健センターを会場に、市民参加の健康、福祉、医療、介護をテーマとしたイベントを開催している。実行委員会参加団体数50団体。	毎年、恒例行事として実施しているが、幅広い世代やより多くの市民に参加してもらうためには、多彩なプログラムとアピール性の高い催しが必要となるが、予算的にも規模が少なく、参加団体に負担をかけるわけにもいかず、新しい企画のイベントができていく、そのため、バザー等の開催が多く、目的に合った内容のものができる。	市民	内科・歯科医師による無料相談、健康、医療、介護の健康講座、シンポジウム、福祉用具・介護用品の展示、フリーマーケット、バザー等実行委員会参加団体によるイベント	市民への福祉、健康、医療、介護の関心が高まり、「健康で心豊かな暮らし」が実現でき、市プロジェクトの内容にそった取組ができた。	まつりの参加者が、参加団体の増加した。	445	(1) 参加団体数	団体	51	50	50	参加団体数	H21 2 1	8,745	(4) 来場者数	人	850	1,100	1,000	一般来場者及び参加団体関係者数	4	1	2	5	2	2	4	2	4	21	C	継続	継続	拡大	有	1	効果の検証
50	健康・福祉	第2	健康・福祉	(1) 認めあひ・支えあふ福祉の推進	社会福祉課	障害児生活訓練事業	夏休み・冬休み・春休み期間中の障害児(小学生・中学生・養護学校生徒)に対して、日常生活に必要な訓練や指導を行い、障害児の長期休暇中の生活安定を図ることを目的に、社会福祉協議会へ委託して実施している。実施場所 三次市福祉保健センターほか	自閉症等障害児にとっては、環境等の変化になじめない児童もあり、安全確保と指導員の負担を考慮し、実施会場を「福祉保健センター4階ふれあいホール」で全日を確保することとした。 ・移動支援事業として障害児のプールへ対応できるヘルパー事業所が減少しており、保護者の要望に応えるには生活訓練事業の中で、プールへ対応する必要がある。	市民(市内に住民登録のある障害児)	障害児に対する日常生活に必要な訓練や指導を行う。	長期休暇中の障害児の生活の安定を図るとともに、保護者の就業が継続できるような支援する。	障害児の質の向上を目指し、介助員を対象とした知的障害児・発達障害児への対応に関する研修会を実施した。	3,619	(1) 利用人数(延べ)	人	546	651	650	児童一人当たりの事業費	H21 2 1	6,236	(4) 実利用人数	人	26	24	29	長期休暇中の日中生活が安定した障害児の数	5	4	5	5	5	28	A	継続	継続	拡大	有	4	市民の多様な力の活用				
51	健康・福祉	第2	健康・福祉	(1) 認めあひ・支えあふ福祉の推進	社会福祉課	園芸福祉活動推進事業	障害者の農園での就労を最終目的として、園芸福祉ボランティアを養成し、障害者と地域や学校との交流を進める。また、精神科長期入院患者の地域生活への移行を推進する。	平成22年度受講者等で園芸福祉ボランティアグループとして「みよし園芸福祉ネットワーク」を立ち上げて手探りで活動を始めたばかりの状況で、障害者と直接結びつき成果をどのように導き出しているか。 また、活動の継続と広がりをどう進めていくかが今後の大きな課題となる。月一回定期的に役員会を開催して、活動の協議を進めていく。	市内在住者又は市内在住者	初級園芸福祉士養成講座を開催し、初級園芸福祉士の養成を行う。 みよし園芸福祉ネットワークによる園芸福祉活動の地域での実践。	障害者の農園での就労を推進し、園芸福祉活動を地域で実践できることにより、障害者と地域の交流の促進、精神科長期入院患者の地域生活への移行支援	平成22年度新規事業	2,561	(1) 受講人数	人	50	50	初級園芸福祉士養成講座	H21 2 1	4	(4) ボランティア登録者数	人	58	106	園芸福祉ネットワーク会員数	5	3	4	3	4	24	B	継続	継続	拡大	有	4	市民の多様な力の活用						
52	健康・福祉	第2	健康・福祉	(2) 住み慣れた地域で快適生活	環境政策課	ふれあい収集事業	家庭ごみを集積所まで持ち込むことが困難な高齢者や障害のある方を対象とし、戸別収集を申請された世帯のごみを自宅又は所定の場所まで週一回直接収集を行うサービス。(粗大ごみは、申し込み制とし、別途収集する。)	申請には様々なケースがあり、認定に際しては公平かつ公正及び慎重な判断が必要。今後も、高齢者世帯の増加に伴い、申請件数の増加が見込まれることから収集体制の強化充実を図る必要がある。また、住民の防犯、見守り等を兼ねた体制も必要と考える。	高齢者又は障害のある方	ふれあい収集認定時に予め調整した日時、対象者宅前又は所定の場所まで直接回収し、ごみの戸別回収を行うとともに声かけなどの安否確認も行う。	日常生活の中から排出されるごみを戸別訪問で収集することにより、高齢者や障害者をお持ちの方の日常生活の負担を軽減及び在宅支援を行い、安心して暮らせる暮らしを目指す。	前年度の評価は拡大で判定理由は「関係機関との連携し、高齢者や障害のある方が安心して日常生活が送れる社会の実現を目指す。」であった。申請から調査・審査・認定までの迅速な対応に努める。	4,053	(1) 稼働件数	件	68	76	76	戸別収集することにより、高齢者や障害者をお持ちの方の日常生活の負担を軽減及び在宅支援を行い、安心して暮らせる暮らしを目指す。	H21 2 1	45,868	(4) ふれあい収集認定件数	件	23	30	26	認定による日常生活の改善	5	4	4	4	5	27	A	継続	継続	拡大	有	3	民間委託等の推進				

平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A.27-30 B.22-26 C.17-21 D.12-16 E.6-11

総合評価:・・・'拡大'/'縮小'/'継続'/'終了'/'廃止'から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H21年度評価	H22年度評価	1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務事業		拡大・縮小	改善の必要性												
													活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	目的適合性							実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地			市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	判断理由	内容	判断理由	内容					
																																												改善区分	改善区分			
53	健康・福祉	第2	福祉	(2)住み慣れた地域で快適生活	18	社会福祉課	障害者自立支援法に基づき、身体・知的・精神・発達障害の4障害に総合的に対応した拠点として、三次市障害者支援センターを、三次市保健福祉センター内に設置し、24時間体制による障害者の地域生活支援を行うとともに、併せて日中活動の場を提供する地域サロンを開設している。また、知的障害児(者)の相談業務を重症心身障害児施設設置学園に委託して実施している。	社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職の継続的な確保と専門職としてのモチベーションを高めるための処遇改善が必要である。(H18年10月～H22年12月までに、3名3名退職1名雇用)障害者支援センターを中核として、サービス事業所・ハローワーク・特別支援学校の関係機関や団体などの相談支援ネットワークを構築し、相談機能の充実強化を図る。三次市障害者自立支援ネットワーク会議の活動をより具体化し、地域における障害福祉支援体制の推進や困難事例などへの対応のための協議・調整機能を充実する。精神障害者の地域生活移行支援体制の充実(退院移行促進、ボランティアの育成等)	市民(身体・知的・精神・発達障害者(児)及びその家族)	福祉サービスの提供(情報提供・相談・助言・手続代行)・巡回相談・専門機関の紹介・就労支援・地域移行支援・地域サロン事業	在宅の障害者が地域において情報や相談等さまざまな支援を受け、もって障害者の自立と社会参加の促進を図る。一人ひとりのニーズに対応した個別援助を通して、障害のある人がその能力や個性を最大限に発揮して、もっと楽しく、いきいきと安心して暮らせる。	中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域関係機関との連携強化、社会資源の開発・社会資源の取組みが必要。地域のネットワークを具体化するため、三次市障害者自立支援ネットワーク会議を立ち上げ、相談支援・地域生活支援・相談支援の3部会で活動を行った。	30,914	(1)相談件数	件	5,587	5,750	5,800	相談内容が複雑化している。	H21 2 1	5,505	(4)	一般就労者数	人	1	1	福祉施設利用者等が一般就労へ移行した数	4	情報の提供や相談等への支援を行うことが、障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営む上で、在宅福祉の充実につながるものと考えられる。潜在的な要支援者を、サロン利用へ繋げていくことが必要である。	一人ひとりの生活実態やニーズ把握のための調査手法の改善や事業の周知方法等の工夫により、潜在的な要支援者を、サロン利用へ繋げていくことが必要である。	3	5	障害者支援センター運営については、(継続)はサポートのみとして委託し、コスト削減を行っている。	4	障害者自立支援法に基づく(市町村)の必須事業として位置づけられ、運営事業の中立・公平性を観点から市の関与は必要である。	4	障害者にとって身近な地域において生活相談を行うとともに、虐待防止や権利擁護のための援助を行うことには、地域関係機関との連携強化、社会資源の開発・改善等の積極的な取組みが考えられる。	5	25	B	継続	継続	障害者等の福祉に関する各般の問題につき、一人ひとりのニーズに沿った支援の充実を図るためには、地域において障害者を支えるネットワークが不可欠であることから、障害者支援センターが中核となって、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域関係機関との連携強化、社会資源の開発・改善等の積極的な取組みが考えられる。	1	0	内容の改善	4	市民の多様な力の活用
54	健康・福祉	第2	福祉	(2)住み慣れた地域で快適生活	16	社会福祉課	身体障害者手帳所持者で手帳に腎臓機能障害の記載がある方で、人工透析のために通院している方の通院費の負担を軽減するため、バス代又は電車の自己負担額の1/2を基準に給付する。ただし、週3日を限度とする。	平成21年4月からタクシー券の助成対象を基本料金から運賃を含めることとし、1回の利用で2枚以上の助成券を使用する方式に改正したため、タクシー券と本通院助成と併用することにより、交通手段(自家用車等)を持たない又は普通交通機関(バス・電車)がない周辺地域の透析患者の通院に伴う交通費の負担軽減が図られている。	市民(身体障害者手帳にじん臓機能障害の記載のある方)	透析のための通院1回につきバス代又は電車の自己負担額の1/2を給付する	人工透析のための通院費の負担を軽減する	本事業と福祉タクシー助成制度の重複を発生しないように実施している。	4,050	(1)通院日数	日	15,775	14,441	16,000	対象通院1人/1回当たり事業費	H21 2 1	271	(4)	通院受給者数	人	127	139	150	人工透析患者の方は、定期的な通院が必要であり、その通院については負担が大きくなり、本制度による支援は、経済的及び精神的の両面において貢献度がある。ただし、周辺地域で路線バス等公共交通手段が確保できず、タクシー利用となる場合には、その適合性についての評価は低いものとなる。	公共交通機関を利用した交通費を助成の基準額としており、実際の交通手段と相違する面があるが、個別に基準を定めることは公平性が欠くこととなるため現状の算定方法が妥当であると考えられる。	4	5	本事業は個別の補助金であるため、市の関与は必要ではない。	4	腎臓機能障害者で人工透析治療を必要としている場合、交通手段の確保や経済的及び精神的にも本人負担が大きくなり、多様な支援策が望まれている。	4	市内の周辺地域の医療機関には、透析治療が行える病院がなく、市内中心部の医療機関や他市の医療機関へ通院する必要があるため、そのための周辺地域の患者には、特に交通費の負担が大きい実態がある。	1	0	内容の改善	1	0	内容の改善						
55	健康・福祉	第2	福祉	(2)住み慣れた地域で快適生活	16	社会福祉課	移動の困難な身体障害者・知的障害者の移動に係る経済的負担の軽減や社会参加の促進を図るために、タクシー料金を一部助成する。旧三次市では昭和58年度から実施され、平成16年度市町村合併後も旧三次市制度を継続実施している。平成22年7月から、タクシー券とあわせて自動車用燃料給油券としても併用できるようにし、障害者本人または家族等が車を運転する際に自動車用燃料給油料金の一部を助成し、タクシーの利用がしやすいように制度を改正した。	通院時等の移動手段にタクシーや自家用車を利用されることが多いため、経済的負担の軽減のための貢献度が大きい。タクシー利用する機会がなく専ら自家用車を利用する方へ対して、自動車燃料代助成制度を実施することにより、要望にこたえることができた。現在、3級以上については障害内容で交付対象が限定されている。そのため、同じ等級でありながら通院や社会参加等に対して負担の有無があることから、障害内容の限定に対する見直しを要望が強い。現在1枚が420円となっており、利用時の金額計算が面倒である。1枚500円にするなどし、より使いやすくなることも検討の余地あり。	身体・知的・精神・発達障害者(児)及びその家族)	対象者の利用申請に基づき、市があらかじめタクシー・ガソリン給油券の共有券を交付し、タクシー利用または、給油時に、助成券(1枚420円)と引き換えることにより、タクシー利用料金の一部を助成している。1人1月4枚(年間48枚)交付。ただし、透析患者は、月8枚(96枚)まで。また、自動車税等減免を受けている車を自ら運転する者は、1/2(24枚)交付。	障害者の日常生活と生活圏の拡大を図る。	平成22年度からの見直し、助成内容の見直し「タクシー利用時のみ」タクシー利用または、給油、ガソリン等給油時にも、タクシー券に合わせ1枚420円に設定。1回以上の使用可能。	22,757	(1)タクシー券利用枚数	枚	33,710	52,297	42,857	平成22年7月からタクシー券とあわせて自動車用燃料給油券も利用可能に。1枚当たりの単価は420円、年間利用枚数は1,328人	H21 2 1	443	(4)	申請率	%	43	56	65	対象となる障害者に対する実際に交付したタクシー券の割合 平成22年度実績2,390人中1,328人	5	通院時等の移動手段にタクシーや自家用車を利用されることが多いため、経済的負担の軽減のための貢献度は大きい。	平成22年7月から、タクシーまたは自家用車利用燃料給油の共通券として、より一層の成果の向上につながっている。	4	5	障害者への個別補助金であることに加え、適正な認定事務が求められるため。	4	移動手段を持たない障害者が社会参加を拡大していくためには、移動手段の確保が重要な役割を占める。	4	障害者に対応した、きめ細かいバス路線の確保や低床型バスの運行が行えない現状では、タクシー利用は欠かせない交通手段であり、通院等定期的な外出が必要な方にとってのニーズは高い。	1	0	内容の改善	1	5	効果の検証				
56	健康・福祉	第2	福祉	(2)住み慣れた地域で快適生活	19	社会福祉課	地域において就労が困難な在宅障害者等と連携し、地域の状況に応じ、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等により、障害者等の地域生活支援の促進を図る。	平成22年度実績 かげざき 7,356,840円 ひらっと 8,447,460円 とえ三次工房 5,121,000円 庄原共同作業所 831,360円 ハート作業所 1,021,000円	身体・知的・精神の3障害を対象とする事業であるが、新体系移行前からの通所者対象障害種別に偏りが見られ、利用者拡大に繋がっていない。利用者の通所実績によって委託料を支払う制度となっており、注意しながら引きこもっている障害者の振り起こしを行い、利用者の拡大につなげて行き、社会参加の第一歩としていくことが必要。	利用者に対し、日中の活動の場を提供し、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等により、障害者等の地域生活支援の促進を図る。	利用者の通所実績に応じた委託料支払い方式であるため、事業所運営費収入の不安定感がぬくえず、新規移行予定の事業所からの委託料基準の見直し要望が出されている。平成22年4月から、2事業所が移行し、当初懸念されていた運営費不足は今のところ起こっていない。	23,359	(1)利用者数	人	2,910	4,557	6,240	月5日以上通所した者の延べ人数	H21 2 1	3,738	(4)	利用登録者	人	18	49	48	一般就労の困難な障害者等の地域生活支援として、極めて有効な事業であり、障害者等の日中活動の場の確保が求められている。	多様なニーズに対応した柔軟な運営体制により、創作的活動や生産活動など地域の実情に応じた取り組みが取り込まれている。	3	4	障害者自立支援法の中で、実施主体を市として実施している。	4	障害者等の社会参加と自立を促すための必要となる。	4	重度心身障害者の一般的な就労は極めて困難な状況があるため、日中活動の場の確保とともに、地域活動としての拠点の存在は市民ニーズとして高いと考えられる。	24	B	継続	継続	一般就労の困難な障害者等の地域生活支援として、有効な事業ではあるが、移行後の道譜状況について各事業所からのヒアリング等検証を行うとともに、利用者拡大に繋がるよう事業内容を検討していくことが必要である。	1	0	内容の改善					













平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価:「」:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H21年度評価	H22年度評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務事業名	拡大・縮小	改善の必要性												
													活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明										目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ						
																																									判断理由	内容	有無	改善区分	判断理由	内容
76	健康・福祉	第2	1	20	健康・福祉	重度心身障害者医療費支給事業	対象者:身体障害者手帳1～3級所持者・療育手帳(A・B)所持者で、本人・配偶者・扶養義務者が一定以内の所得である方。 認定基準は、広島県の基準に準拠している。対象者一部負担金:外来1日200円(月4日を限度)入院1日200円(月14日を限度)で医療機関を受診。 給付内容:医療にかかる自己負担金から一部負担金を除いた額を支給。 県内医療機関においては、受給者証を提示することで、現物給付、県外受診・補装具については、償還払い。 事務事業:受給者証申請の受理審査 証交付 毎年8月1日付けで証の一旦更新 現物給付は、国保連合会、社会保険診療報酬支払基金の審査支払いにより、それぞれに扶助費、手数料を支給している。	全対象者が適切な医療を受けられるように、未申請者(過去に非該当になった方等)への周知について検討が必要である。	身体障害者手帳1～3級・療育手帳(A・B)所持者	対象者に受給者証を交付し、対象者一部負担金のより受診できる環境整備を図る	障害者の医療の負担軽減を図り、医療を受診しやすい環境を整備し、安心・安全な地域づくりを目指す	「継続」の評価だった。広報等により住民への制度周知を行っている。	275,826	(1) 受給者証発行枚数 枚	1,818	1,824	1,858	8月1日更新時	146,952	(4) 医療費の公費負担 千円	255,779	252,011	257,155	重度心身障害者医療費負担額	4	所得が少なく、比較的医療機関を受診する回数が多い障害者の方が適切な医療が受けられるようにしている。	所得制限により前年度非該当となられた方への周知が必要である。市広報で申請を促しているが、全ての対象者が申請しているとは思われない。	5	事務経費については、削減を図っていく必要があるが、事務効率、正確性も含めて検討が必要。	5	障害者手帳・療育手帳の交付に関わる他制度とあわせて、身近な市が行っていく必要がある。	5	社会的弱者である重度心身障害者が安心・充実した医療を受けられることは、バリアフリーの社会において他の制度と合わせて、ニーズは高い。	5	重度心身障害者は、病院にかかる頻度も多く、また、補装具等も継続して使用されることも多いためその費用負担は多く、公費負担のニーズは高い。	28	A	継続	事務事業実施の過程で改善の余地はあるものの、事業そのものは、社会的弱者である重度心身障害者へ安定した医療を提供するもので、継続して事業を行うことが必要。						8	事務事業の効率化
77	健康・福祉	第2	1	20	健康・福祉	特定健診業務	保険者が40歳から74歳までの被保険者(メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者や予備群を抽出し、特定保健指導につなげる)とともに、高血圧や高脂血症、糖尿病などの有病者のコントロール状態の確認や医療機関の受診勧奨など、生活習慣病の予防・重症化防止など多面的な取り組みを進めるための入り口である。 このように特定健診・特定保健指導により、生活習慣病の予防や早期発見の大切さを啓発し、三次市国保被保険者のみならず、広く三次市民全体が健康になることを目指す。 また、平成24年度に特定健診・特定保健指導の受診率や実施率等が国の定める参酌基準に届かなかった場合、後期高齢者医療制度への拠出金の増額が課される。	現在の受診率は、国の定める基準値まではほど遠い。受診率向上に努める必要がある。	三次市国民健康保険被保険者のうち、40歳から74歳までの方	総合集団健診(市内各会場で検診車による巡回検診) 個別検診(県内各検診医療機関で直接検診) 人間ドック・脳ドック(3つのドック医療機関で検診)	対象者のうち、健診受診が必要な方の全員受診 拡大 未受診者への電話勧奨による受診者数の拡大	拡大 未受診者への電話勧奨による受診者数の拡大	22,165	(1) 総合集団健診回数 回	27	29	29		569,852	(4) 総合集団健診受診者数 人	1,374	1,494	2,100	受診目標率60%換算	5	現在の手段は、今現在考えられる検査方法を全うしている。	人員と予算があれば、受診率向上のための取り組みは可能。	3	受診率の向上とともにコストは大きくなるので削減は難しいが、できる限り入り札による削減を図りたい。	5	糖尿病をはじめとする生活習慣病は進行すれば様々な合併症を引き起こし、社会生活に支障をきたすこととなるため、ニーズは高い。	5	生活習慣病の中でも特に糖尿病は進行すれば様々な合併症を引き起こし、社会生活に支障をきたすこととなるため、ニーズは高い。	24	B	拡大	健康づくりのプロジェクトとしてもいきいき・プロジェクトを、多種多様な業務を兼任しているため、専属で活動できる担当者が必要と考える。生活習慣病への取り組みは、国を挙げて取り組むべき重要な課題と位置づけ、強化していく必要がある。						1	効果の検証		
78	健康・福祉	第2	1	20	健康・福祉	適正受診の訪問啓発指導事業	啓発指導員(看護師)を雇用し、国保被保険者に対し医療の適正受診について、訪問指導等を行う。	何度訪問しても意識変容できない方があり、常習的な重複受診者への対応の方法が課題である。	三次市国民健康保険被保険者のうち、適正受診の指導が必要と認められる方	啓発指導員が対象者を個別訪問し、多受診、重複受診等への適切なアドバイス・指導を行う。	被保険者の適正受診と健康づくりを進め、医療費の適正化を図る。	継続	2,376	(1) 訪問啓発件数 件	47	86	100	21年度から開始し、22年度は1年間の取り組みとなったため回数は増えた。	33,170	(4) 改善件数 件	29	81	85	訪問回数とともに改善件数は増加しており、成果はあがっている。	5	多受診・重複受診の背景には医療に対する不安がある。専門職のアドバイスにより医療的な不安が軽減し、適正な受診へ繋がると考えており、訪問指導は適切な手段と位置づける。	3	医療の削減を目的としては対象者に理解されにくい。保健士と連携し、生活習慣等とあわせて指導することでより効果が得られる。指導内容についてはスキルアップが必要である。	5	主なコストである人件費は専門職の雇用費であり、削減の余地なし。	3	医療費の増加は国民健康保険財政を圧迫しており、税の引き上げは避けられない課題となっている。医療費抑制のための適正化は必要である。	3	多受診・重複受診については個々の判断により起きている。否定することはできないが、正しい受診方法を指導する健康づくりには、費用負担の軽減が効果的であると見られる。	24	B	継続	効果は年々上がっており、保健士との連携も必要と見られる。今後も指導内容、方法、連携など取り組む必要がある。						8	事務事業の効率化	
79	健康・福祉	第2	1	23	健康・福祉	ジェネリック医薬品使用促進通知	市の国民健康保険の医療費は年々増大し、一人当たり医療費は、県内でも高い水準にある。今後も団塊世代の大量退職や景気の低迷、さらに国民健康保険への加入者増加が見込まれ、医療費は増加しつづけることが想定されます。このため、医療費を削減しながら、被保険者が安心して医療機関を受診できる保険体制を維持するためジェネリック医薬品使用促進通知を9月から開始する。医療費の増加は保険料の引き上げに繋がると大きな要因である。ジェネリック医薬品への切り替えで医療費を抑制し、被保険者の負担軽減と国民健康保険財政の安定化を図る。	医師会、薬剤師の協力が必須	三次市国民健康保険被保険者	先発医薬品に切り替えることで被保険者の負担を軽減する。	なし		(1) ジェネリック医薬品促進通知 通			3,528						9,576	(4) 削減額 千円		5	医療費の負担を軽減し、医療は継続受診。	4	医療費削減をめざす、ひとつの手段である。	4	委託業務による単価的により、実施している。単価および件数に大きな変動はない。	5	市は平成21年度において、指定市町村の指定を受けた。逼迫する国保財政については国から強い努力義務を求められている。そのため、医療費抑制を目的として安定化計画を策定し、「後発医薬品利用促進」を推進す	3	生活習慣病等、薬の必要な慢性疾患患者の医療費負担の軽減が効果的であると見られる。	25	B	継続	ジェネリック医薬品への切り替えにより、一定以上の医療費負担軽減効果がある被保険者へジェネリック医薬品使用促進通知を送付する。						1	市民と行政の協働	



平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題(ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度事業費(千円)(職員人件費含む)						定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H21年度評価	H22年度評価	1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事項(改善点)	拡大・縮小	改善の必要性	
													活動指標		単位		H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ										市民ニーズ
													活動指標	単位	活動指標	単位	活動指標	単位	活動指標	単位	活動指標	単位	活動指標	単位	活動指標	単位	活動指標	単位	活動指標	単位	活動指標	単位										活動指標
84	健康・福祉	第2	(2) いつでも安心・充実「休日・夜間・救急医療」	16	病院企画課	小児救急医療拠点病院事業	小児救急医療拠点病院の指定を受け、24時間救急医療体制(小児科医師当直体制)を確保し小児救急患者に対応している。	365日24時間小児救急医療体制の確保及び充実を図っていくためには、小児科医師、看護師を確保し体制整備を行っていく必要がある。	小児患者	救急診療を行う、24時間小児救急医療の確保、充実	引き続き、医師、看護師等の確保を図った。		110,161	(1) 診療日	日	365	365	365	小児救急で診療した日数	H21 316,970	4	救急患者数	人	7,194	6,249	6,762	小児救急で受診した患者数	5	5	3	5	3	5	26	B	継続	継続	小児救急医療拠点病院として、更に医療スタッフの充実を図り、医療体制を整備する必要がある。	1	市民と行政の協働		
85	健康・福祉	第2	(3) 市立三次中央病院の充実	16	病院企画課	医療機器等整備事業	市立三次中央病院は過疎化、高齢化の進む広島県北において中核をなす病院であり、地域住民の健康保持、増進に大きく貢献するとともに、地域の医療需要に応えて診療機能の充実整備に努めています。平成6年の新築移転後からは、特に広島県の備北2次保健医療圏の2次救急を担う急性期の基幹病院として「地域住民から信頼され、親しまれる病院を目指す」という基本理念の下、「地域中核病院としての医療レベルの向上」、「救急医療体制の充実」、「安全で安心な医療の提供」、「患者サービスの向上」、「経営健全化の推進」地域を担う医療人の育成、6つの基本方針を掲げ、健康教育・疾病の予防からリハビリまでの総合医療センターの役割を果たしてきたところです。そして、近年の医療ニーズ	・財源の確保 ・医療機器の機能や老朽化を助成した、整備優先順位の決定	医療機器を整備する	病気の早期発見・早期治療及び的確な医療の提供ができる(安心・安全な医療の提供、医療の質の向上)	昨年度の結果は「継続」であった。医療機器は、平成6年の新築移転時に整備したものが17年を経過し、故障が多発していること及び技術革新に伴う最新の医療機器の整備も必要であるとして、計画的に優先度を考慮して整備を行っている。		250,744	(1) 医療機器整備数	件	81	60	28	1式1000万円までの医療機器整備数	H21 3,562,358	4	年間外来患者延数	人	160,228	187,748	191,540	外来患者数	5	4	4	5	5	28	A	継続	継続	過疎化、高齢化の進む広島県北において中核をなす病院の機能維持、また地域住民の健康保持、増進に貢献するために、医療機器の整備が必要であり、引き続き、費用対効果を見極めながら計画的整備を図る。	1	コストの削減			
86	健康・福祉	第2	(3) 市立三次中央病院の充実	16	病院企画課	医療施設整備事業	急性期病院として必要な医療設備を充実し、病院を利用される方々に質の高い医療を提供すると共に患者サービスの向上を図る。	平成22年度に業務委託により策定した「市立三次中央病院設備改修及び設備更新計画(老朽度調査及び改修計画)」に基づき、建築・電気・機械設備について計画的に施設整備を実施している。	施設整備・改修を行う。	病院の診療しやすい施設設備の充実及び、患者様利用しやすい環境を整える。	引き続き、病院を利用しやすいように施設設備の充実を行う。		243,508	(1) 事業件数	件	5	8	5	事業を行った件数	H21 32,511,000	4	年間外来患者延数	人	160,228	187,748	191,540	外来患者数	4	5	4	5	4	26	B	継続	継続	備北地区の医療の質の向上及び利用者の利便性を図るため、病院施設の整備を推進する。	1	コストの削減			
87	健康・福祉	第2	(3) 市立三次中央病院の充実	17	病院企画課	認定看護師育成研修事業	認定看護師とは、特定の看護分野(救急看護、乳がん看護等)において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践の出来る看護師であり、認定看護師を育成することにより、市立三次中央病院の看護レベルの向上を図る。全国の認定看護師数は平成23年7月1日現在9,047人、広島県内の認定看護師数は259人、市立三次中央病院は11人である。認定看護師の資格要件は(1)保健師、助産師又は看護師のいずれかの免許を有し、(2)認定看護師として必要な実務経験があり、(3)日本看護協会が認定した「認定看護師教育課程」を修了した者である。認定看護師教育課程は、看護協会が認定した教育機関で6ヶ月研修を行うものである。平成22年度は2人の看護師が研修に参加し、平成23年	資格取得者の院内における実践・指導・相談体制及び病院の支援体制の確立、看護師確保のため、有資格者の数を増やして行く。	認定看護師教育課程の受講(6ヶ月)	認定看護師資格の取得により、高度医療・専門医療の提供	認定看護師の認定分野は、救急看護、乳がん看護等19分野があるが、市立三次中央病院の認定看護師育成研修計画において、現在10分野の認定看護師を順次各分野に拡大している。		3,756	(1) 受講者数	人	2	1	認定看護師教育課程の受講者数	H21 #DIV/0!	4	認定看護師合格者数	人	2	1	認定看護師に合格した数	5	5	3	4	5	26	B	継続	継続	認定看護師は、特定の分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践の出来る看護師であり、看護現場において、実践・指導・相談の役割を担う。市立三次中央病院においては、実践力による質の向上のため、引き続き認定看護師の育成を推進する。	1	成果の向上					













平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A:27-30 B:22-26 C:17-21 D:12-16 E:6-11

総合評価:『拡大』『縮小』『継続』『終了』『廃止』から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題(ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度事業費(千円)(職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H21年度評価	H22年度評価	1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務事業	拡大・縮小	改善の必要性						
														活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明										目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ
101	文化・学習	3	平和・人権・男女共同参画	16	地域振興課	男女共同参画推進事業	男女が互いに人権・個性を尊重しつづ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目的とし、啓発を推進する。また総合的かつ計画的な事業の実施が進められるよう三次市男女共同参画基本計画(第2次)の推進状況として取りまとめ公表。	一般市民への啓発のみならず、各種団体を対象とした啓発や、多様な機会での啓発が必要である。	市民	講演会、セミナー、広報誌「パートナーみよし」の発行(年3回) 男女共同参画に関する施策の実施状況を年次報告書として取りまとめ公表。	市民啓発については、市民と行政の協働が求められるが、男女共同参画情報誌「パートナーみよし」では、公募ボランティアスタッフの参画で発行としたこと、また男女共同参画週間講演会・セミナーでは、三次市女性連合会との共催として実施、課題解決のためのキャリアアップセミナーの実施。	7,428	(1) 開催箇所数 4	(2) 2,158,250	(3) 1,857,000	(4) 2,158,250	(5) 1,857,000	(6) 1,893,865	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	22	B	拡大	継続	有	1	市民と行政の協働	啓発活動は地道で、すぐには効果が出ないものだが、数年間を見て意識調査をするなど効果の検証を行いながら、新たな取り組みを工夫する。	有	1	効果の検証		
102	文化・学習	3	スポーツ	63	都市整備課	みよし運動公園整備事業	東北のスポーツ・レクリエーション活動の拠点を担う都市公園施設として位置づけ、都市計画決定及び事業認可を受け整備を行っている。これまでには平成6年度のアジア競技大会、平成8年度の国民体育大会でのサッカー会場として、平成16年度の全国高校総体の自転車競技会場として活用しており、スポーツ人口の増加や競技レベルの向上に寄与している。平成20年度は野球場施設整備工事を行うとともに、計画的に公園用地の土地開発公社からの買戻しを行っている。平成22年度より整備を進めている多目的広場整備工事を平成24年度からはいよいよ広場の遊具等の整備を3ヵ年で計画する。	多目的広場整備工事を完了すると、造成を伴う面的な運動公園整備事業が終了する。新たな利用促進を図るため、催しの企画等指定管理者と協議の必要がある。また、平成24年度からは遊具等の整備を事さらなる魅力を図る。	市民・広島県北部のスポーツ愛好家・ファミリー層、近隣施設利用者	利用者の利便性の向上やシンボル性を持った施設整備(定期的な各種スポーツ教室の開催、大会・プロスポーツ競技の開催、誘致及び県内外からの合宿利用の促進など)	スポーツ人口の増加及び競技レベルの向上、市民の憩いの場の提供	多方面からの意見を取り入れた健康ひるばとして整備をおこなっていく。	83,014	(1) 整備面積 ha 2	(2) 50,284,550	(3) 41,507,100	(4) 50,284,550	(5) 41,507,100	(6) 11,628,325	4	5	3	4	5	5	5	5	5	27	A	継続	継続	有	7	施設の見直し	市民ニーズも高(計画的に事業実施している。新たな利用促進を図り、より市民ニーズに合った施設となるため、さらなる魅力を図る事業を継続する。	有	7	施設の見直し		
103	文化・学習	3	スポーツ	23	社会教育課	社会体育施設耐震改修事業	耐震調査により改修が必要となった社会体育施設(甲奴体育館・三良坂体育館)の耐震補強工事及び実施設計耐震診断結果(5値) 甲奴体育館0.17 三良坂体育館0.13 平成23年度 実施設計(両体育館とも5値0.75に改善) 平成24年度 耐震補強工事	学校の授業や、クラブ活動への影響を最小限にするよう調整する。	全市民	実施設計業務委託、耐震補強工事の施工	生涯スポーツの推進に寄与するとともに、体育施設の耐震化により、安全な環境を整備する。	2	(1) 実施設計戸数 2	(2) 2,611,850	(3) 2,611,850	(4) 2,611,850	(5) 2,611,850	(6) 2,611,850	4	5	5	5	5	5	5	5	5	30	A	継続	継続	有	1	成果の向上	耐震工事完了まで積極的に関係し、事業執行を行う	有	9	事業の迅速化			
104	産業・経済	4	観光	23	秘書広報課・商工観光課	戦略的情報発信事業	三次市の地域ブランドの確立と交流、定住人口の増加を図るため、各種広報媒体の活用と関係課の連携強化により、観光情報をはじめ、各分野の政策的な取組などを、魅力的かつ効果的に情報発信することを目的に、次の4事業を行う。 【事業の構成】 「広報番組」市役所ほっとニュース、の制作・放送、文字・音声告知放送の実施 「民放テレビ」による情報発信 「民放テレビ」による広報番組「知れば知るほど!みよし日記」制作・放送 「観光キャンペーン」による情報発信 「三次市観光キャンペーン実行委員会」実施事業への助成 「紙面掲載等による情報発信」(広島電報電車中吊り広告、高速道路SAエリアポスター掲示、雑誌広告、新聞広告など各種媒体を通じた	より効果的な情報発信を検討し、より戦略的に取り組む必要がある。	主に市外在住者、市内の観光客、CATV加入者	CATV、民放テレビ、観光キャンペーン及び紙面掲載等による情報発信	三次市の地域ブランドの確立と交流、定住人口の増加を図り、三次市の産業・経済を活性化させる		4	(1) 広報番組(民放)放送回数 46	(2) 1,231,415	(3) 1,231,415	(4) 1,231,415	(5) 1,231,415	(6) 1,231,415	4	3	3	4	4	4	4	4	22	B	継続	拡大	有	1	内容の改善	中国横断自動車道尾道松江線開通に向け、定住人口拡大のため、更なる事業展開が必要である。	有	8	事務事業の効率化			

Table with columns for Strategy No., Category, Project, Start Year, Business Name, Summary, Future Issues, Objectives, Previous Year Correspondence, H22 Budget, Activity Targets, Results, Methods, Role, Necessity, and Evaluation. It contains 10 rows of detailed project data.

Main table with columns for project details, quantitative analysis, and qualitative assessment. Includes rows 109, 110, 111, and 112.

平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析										手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	ランク	H21年度評価	H22年度評価	1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務事業	拡大・縮小	改善の必要性				
													活動指標		成果指標		活動指標(1)単位あたりコスト		成果指標		目的適合性		実施改善等による成果向上の余地		コストの削減余地		市関与の妥当性												社会的ニーズ		市民ニーズ	
													H21年度	H22年度	H23年度	説明	H21年度	H22年度	H23年度	説明	H21年度	H22年度	H23年度	説明	H21年度	H22年度	H23年度	説明											H21年度	H22年度	H23年度	説明
113	産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	19	農政課	里山再生プロジェクト(里山林整備事業)	<p>荒廃しつつある里山を豊かな自然資源として再び活用できるように、また次世代への森林への関心を深めるため、平成19年度から県の森林税を財源とした「ひろしまの森づくり」事業を活用して里山林整備、森林体験教室、間伐材活用などハード・ソフト両面において市民提案事業等への助成を実施している。</p> <p>【事業実績(件数・金額)】 H19年度 H20年度 H21年度 H22年度 里山林整備 3 6 里山保全活用支援 2 4 森林・林業体験活動支援 3 4 間伐材活用対策 0 2 合計 6 16</p>	効果的な森林整備等を実施するためひろしまの森づくり事業の認知度を高めるための普及啓発 平成24年度、ひろしまの森づくり事業の見直しが行われており、県からの支援は不透明。	市民	里山林整備や森林体験教室など森づくりに係る事業経費の助成	荒廃する里山林の整備を実施し、森林の多面的機能の維持・増進を図るとともに、森林整備の重要性や環境保全への市民理解を深める。	なし		1 事業実施件数 件 15 15 16 2 広報等への啓発回数 回 6 6 6 3 市広報に加えて、ケーブルテレビでの広報啓発を実施した。	2,041,200 2,113,333 1,518,750	4 5 6	ha 20 16 20	平成22年度はソフト事業への助成が多かった。	森づくりを実施していくためのハード・ソフト両面での助成制度は、森林所有者及び森づくり実施団体も希望するところである。	事業採択の迅速化により速やかな事業実施を行うことができる。	1事業あたりの規模拡大により効果が高まるため、市関与は必要である。	県費補助事業を活用するため、市関与は必要である。	森林のもつ機能の重要性や環境への配慮など社会的ニーズは高い。	社会ニーズに加え、鳥獣被害防止の観点からも事業推進を求めている。	23 B	継続	継続	ひろしまの森づくり県民税を財源とした事業であり、県民税導入から5年が経過する今年度において、事業効果等の検証が県で行われている。この検証により事業制度の一部変更等はあるが、来年度以降も継続していくと予想されることから、引き続き、事業継続を図るべきである。	1 市民と行政の協働	有	有	1 効果の検証										
114	産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	20	農政課	民有林境界確定支援事業	<p>平成21年度までは市単独事業で実施 平成22年度からは国庫補助事業で実施</p>	森林組合との協働により、失われた山林境界情報を収集し、再現可能なデータとして整理する事業。森林整備の推進などには欠かせない情報であることから、国の事業を利用した事業展開を行う。(森林整備加速化・林業再生事業)	森林所有者	森林組合の行う森林情報(境界・所有等)調査整理事業に対する支援	森林情報を再現可能なデータとして整理し、今後の適正な森林管理に活用する。	なし	1 調査対象者数 人 67 80 120 2 調査実施面積 ha 68 67 110	46,358 50,750 52,380	4 5 6	ha 68 67 110	調査実施面積	未相続の山林が多い現状を踏まえ、境界を知っている人がいる間に境界が明確化されるため、本事業は有効な手段と考える。	同等の事業である地籍調査事業と整合を図りながら事業展開を行っていき、経費削減にも努めていく。	今後、調査の見直しを行うことで、コスト削減の余地はあると思われる。	放置されている森林の管理を促していくことも行政の役割であり、妥当と思われる。	山林の境界未定が多い中、トランプル増進しており、今後の森林整備や、環境保全の観点からもニーズは高い。	所有者は、境界が画定することで、財産管理上は高いニーズは高まっている。	25 B	継続	継続	森林境界の明確化は、森林行政を行っていく上で不可欠であり、円滑な造林事業実施のためにも継続は必要である。	8 事務事業の効率化	有	有	8 事務事業の効率化											
115	産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	17	農政課	鳥獣被害防護柵設置事業	<p>農業者及び集落が一体的に行なう有害鳥獣侵入防護柵の設置について支援を行なっている事業。</p> <p>地域又は集落が一体的に取り囲む防護柵の設置に要する経費(金網・フェンス等資材費)が150万円以上の場合、その経費の3分の1を補助することにより、イノシシ等の鳥獣による農作物被害の増加を防止し、集落機能の維持及び集落営農の推進を図る。</p> <p>個人が防護柵の設置に要する経費(電気牧柵・金網・フェンス等資材費)の20%を補助することにより、イノシシ等の鳥獣による農作物被害を防止し、収入の確保を図る。</p> <p>平成22年度においては、9集落の防護柵、390戸の農家の防護柵等に対して助成を行っています。</p>	有害鳥獣の被害は年々増加傾向にあり、また、中山間部に限らず平野部においても被害が出ている。農産物価格の低迷と農業者の高齢化の進行により、防護柵設置より耕作放棄を選択するケースが発生している。また、防護柵設置だけでは有害鳥獣の減少にはならぬため、駆除対策をあわせて行う必要があるが、駆除班員の高齢化と後継者不足のため、その対応が必要である。農作物被害を防止し、農家の生産意欲向上にも直結している。本事業は今後も継続させる必要がある。	三次市在住の農業者	有害鳥獣からの農作物の被害を軽減すること、収入が確保できる。営農意欲の衰退の防止。	農産物の被害を軽減すること、収入が確保できる。営農意欲の衰退の防止。	平成23年度においては、集落が設置する侵入防護柵に対する支援を強化	1 防護柵設置助成件数 件 10,347 11,822 8,000 2 防護柵設置助成件数 件 390 399 400 3 防護柵設置助成件数 件 7,476	1,178 1,318 7,476	4 5 6	件 390 399 400	鳥獣被害対策の一環で、防護柵対策は当然です。効果が見えやすい。	鳥獣被害対策の一環で、防護柵対策は当然です。効果が見えやすい。	設置にかかるコストや補助率の向上について要望が多いため、他団体でも類似があるが、自然鳥獣対策は公共性でも大きい。	今後の農業は、農業者もセッティングされるべきであることを啓発推進していくことで、意義も大きい。	鳥獣被害対策は、農業者もセッティングされるべきであることを啓発推進していくことで、意義も大きい。	鳥獣被害対策は、農業者もセッティングされるべきであることを啓発推進していくことで、意義も大きい。	鳥獣被害対策は、農業者もセッティングされるべきであることを啓発推進していくことで、意義も大きい。	28 A	継続	継続	イノシシやシカ等の有害鳥獣による農作物の被害は増加しており、今後、要望の増加が予想される。	1 内容の改善	有	有	8 事務事業の効率化											
116	産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	19	農政課	環境負荷低減事業	<p>ひろしまの森づくり県民税を財源とした事業で、主に15年以上放置された人工林の間伐を行い、荒廃する人工林を健全化して森林の多面的機能の維持・増進を図る。事業実施する人工林は、市民からの要望等によって実施する。</p> <p>森林所有者の負担は10,000円/haである。【事業実績(ha,千円)】 平成19年度 7.0ha 3,380千円 平成20年度 62.0ha 18,750千円 平成21年度 93.6ha 29,000千円 平成22年度 70.0ha 20,000千円 合計 232.6ha 71,130千円</p>	より効果的な事業実施が行えるよう、引き続き市民への広報・周知を推進する。平成24年度、ひろしまの森づくり事業の見直しが行われており、県からの支援は不透明。	市民	人工林間伐に係る費用を補助する。	長期にわたり放置されてきた人工林間伐を実施することで、森林整備の重要性や環境保全への関心を高め、人口林への関心を喚起する。	特になし	1 申請件数 件 3 2 5 2 広報等への啓発回数 回 1 3	10,035,333 10,545,000 5,077,110	4 5 6	ha 94 70 85	県の補助金配分により実施量が決まる。	人工林間伐の経費補助は森林所有者にとっても要望されることである。(県補助要綱変更の必要あり)	制度を所有者ニーズに合うようにする余地がある。(県補助要綱変更の必要あり)	より効果的な整備を行うことで、県費補助を削減することができる。	県費補助であり、市関与を無くするには補助要綱の変更を要する。	森林データでは対象森林は相当量がある。	自己負担を伴う事業であり、事業効果を通じに広報することにより、市民ニーズの掘り起こしができる。	23 B	継続	継続	ひろしまの森づくり県民税を財源とした事業であり、県民税導入から5年が経過する今年度において、事業効果等の検証が県で行われている。この検証により事業制度の一部変更等はあるが、来年度以降も継続していくと予想されることから、引き続き、事業継続を図るべきである。	1 効果の検証	有	有	1 効果の検証											



平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A:27-30 B:22-26 C:17-21 D:12-16 E:6-11

総合評価:・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H21年度 評価	H22年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務事業		拡大・縮小	改善の必要性											
														活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	目的適合性							実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減余地			市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	内容	判断理由	内容				
																																													改善区分	改善区分		
117	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	16	農政課	有害鳥獣駆除対策事業(駆除班の活動支援)	有害鳥獣の駆除活動については、個人では、狩猟免許を有し狩猟登録を行っている者で構成する有害鳥獣駆除班に、農家からの被害届により、市が依頼して行う仕組みになっている。(市の代理で活動を実施)その駆除活動に要する経費を、市が補助金として交付している。平成22年度においては、駆除班員126名で、延べ2,692人日の活動をお願いし、イノシシ93頭、鹿251頭、カラス120羽等の実績を得ている。	駆除活動については、個人では、狩猟免許を有し狩猟登録を行っている者で構成する有害鳥獣駆除班に、農家からの被害届により、市が依頼して行う仕組みになっている。(市の代理で活動を実施)その駆除活動に要する経費を、市が補助金として交付している。平成22年度においては、駆除班員126名で、延べ2,692人日の活動をお願いし、イノシシ93頭、鹿251頭、カラス120羽等の実績を得ている。	三次市内の農家(ただし、補助金交付対象者は、駆除班員)	有害鳥獣からの農産物の被害を防ぐため、市から駆除班に駆除活動を依頼する。その駆除活動に要する経費を、市が補助金を交付する。	農産物の被害を軽減することで、農家の収入の確保と農業生産活動の保全、耕作放棄地の発生予防ができる。	継続して実施。	13,238	(1) 有害鳥獣駆除頭数	727	1,188	900	H21年度 17,267	(4) 有害鳥獣駆除頭数	727	1,188	900	H21年度 11,143	(5) 有害鳥獣駆除頭数	727	1,188	900	H21年度 15,746	(6) 有害鳥獣駆除頭数	727	1,188	900	5	4	4	5	28	A	継続	継続	有害鳥獣の被害は、時期や場所を問わず発生する傾向にあり、今後も駆除の要望は増加するものと思われる。一方で補助金は駆除班に交付されているが、実際の受益者は農家になることから、受益者負担についても検討が必要である。	有害鳥獣の被害は、時期や場所を問わず発生する傾向にあり、今後も駆除の要望は増加するものと思われる。一方で補助金は駆除班に交付されているが、実際の受益者は農家になることから、受益者負担についても検討が必要である。	16	予算の見直し				
118	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	16	農政課	森林間伐事業	森林のもつ公益的機能の持続的な発揮を図るために必要な保育(下刈・除伐・間伐)のうち全体的に遅れている間伐の推進を目的として、森林所有者負担の2分の1を補助する制度である。 【事業実績】 三次地方森林組合 甲奴郡森林組合 合計 平成20年度 184.36ha 13.47ha 197.83ha (2,853千円) 平成21年度 255.42ha 7.49ha 262.91ha (3,000千円) 平成22年度 208.04ha 7.94ha 215.98ha (3,000千円)	間伐を更に推進するためには、間伐材の利用促進及び団地化による効率的な間伐の実施に取り組む必要がある。	事業主は、森林所有者である。間伐事業の推進は、流域公益保全林整備事業または流域循環資源林整備事業により実施した事業費を控除した金額の2分の1以内を補助する。森林所有者負担は4分の1)	流域公益保全林整備事業または流域循環資源林整備事業により実施した事業費を控除した金額の2分の1以内を補助する。森林所有者負担は4分の1)	間伐の推進を図り森林の公益的機能の持続的な発揮を図る。	なし	4,090	(1) 間伐実施面積	ha	262	216	250	H21年度 15,523	(4) 間伐実施面積	ha	262	216	250	H21年度 18,935	(5) 間伐実施面積	ha	262	216	250	H21年度 16,342	(6) 間伐実施面積	ha	262	216	250	4	3	4	3	21	C	継続	継続	適正な森林管理が行われないまま放置される人工林が増加することから、森林の持つ公益的機能が発揮されず土砂流出等につながる危険性がある。間伐等の実施を推進することにより、土砂流出防止などの公益的機能の発揮につながる。また、事業を推進することで、森林の健全な間伐実施の推進を図る必要がある。また、事業を推進することで、森林の健全な間伐実施の推進を図る必要がある。また、事業を推進することで、森林の健全な間伐実施の推進を図る必要がある。	適正な森林管理が行われないまま放置される人工林が増加することから、森林の持つ公益的機能が発揮されず土砂流出等につながる危険性がある。間伐等の実施を推進することにより、土砂流出防止などの公益的機能の発揮につながる。また、事業を推進することで、森林の健全な間伐実施の推進を図る必要がある。また、事業を推進することで、森林の健全な間伐実施の推進を図る必要がある。	8	事務事業の効率化
119	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり		農政課	公的森林整備推進事業	市有林及び分収林について、植林、保育、伐採までの造林事業を一体的に市が管理する。分収林においては、木材の販売等により収益が生じた場合は、売り上げから、伐採の搬出経費を差し引いた額の40%を森林所有者に支払う。	市有林、分収林ともに計画伐期が到来しつつあるが、路網の整備状況や、伐採規模などの状況により、採算割れの可能性もある。今後、補助金の活用により路網整備や造林地周辺の山林と歩道を合わせた伐採を計画するなど、低コストで経済性の高い搬出伐採に努める。また、契約期間が満了するの分収造林契約は、分収造林契約の延長を行い、経済効果の高い時期の伐採に努める。	森林組合への管理・実施の委託により、適正な実施計画の下、間伐や、枝打などの保育事業を実施	市有林及び分収林を適正に管理し、山林の荒廃を防止し、森林の持つ多面的機能を発揮させること、環境保全向上効果と、林業所得の向上を図る	特に無し	14,525	(1) 保育事業実施面積	ha	62	39	22	H21年度 517,436	(4) 木材販売収入	千円	4,498	2,000	6,075	H21年度 372,436	(5) 木材販売収入	千円	4,498	2,000	6,075	H21年度 918,515	(6) 木材販売収入	千円	4,498	2,000	6,075	4	4	5	4	23	B	継続	継続	伐期を迎える人工林もあるが、適切な間伐実施を促すなど、引き続き保育事業を実施すること、当初の目的である有材材の生産を達成でき、森林の持つ多面的機能の発揮につながる。また、事業を推進することで、森林の健全な間伐実施の推進を図る必要がある。また、事業を推進することで、森林の健全な間伐実施の推進を図る必要がある。	伐期を迎える人工林もあるが、適切な間伐実施を促すなど、引き続き保育事業を実施すること、当初の目的である有材材の生産を達成でき、森林の持つ多面的機能の発揮につながる。また、事業を推進することで、森林の健全な間伐実施の推進を図る必要がある。また、事業を推進することで、森林の健全な間伐実施の推進を図る必要がある。	8	事務事業の効率化	
120	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	23	農政課	酒屋地区の整備事業	奥田元宗・小由女美術館及び酒屋保育所に隣接する里山林について、子どもから高齢者まで幅広い世代で森と触れ合い、心と体を豊かにする里山整備を行う。整備にあたっては、地元住民自治組織が進めている「エコパークの森づくり」と連携・協働して実施する。	事業地に近接する保育所、美術館、運動公園、ワイナリーなど市内外の方が利用される施設との機能連携を図り、日常的に憩いの森が利用できるような広報や機能充実が求められる。	市民、近隣施設の利用者	里山整備を行い、健康・スポーツ・レクリエーションの場として幅広い市民等が利用できる憩いの森を創造する。	里山整備への市民の関心を高めるため、森の手入れ体験の場と、(下草刈り、間伐等)活用していく。	平成23新規		(1) 土地購入等	式	1	H21年度	(4) 森の手入れ回数	回				H21年度	(5) 森の手入れ回数	回			H21年度	(6) 森の手入れ回数	回						22	B	継続	継続	市民への啓発を含め、住民と行政の協働による取り組みが重要である。十分に協働を重ね、市民に期待される事業にしたい必要がある。	市民への啓発を含め、住民と行政の協働による取り組みが重要である。十分に協働を重ね、市民に期待される事業にしたい必要がある。	1	市民と行政の協働					







平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A:27-30 B:22-26 C:17-21 D:12-16 E:6-11

総合評価:・・・'拡大'/'縮小'/'継続'/'終了'/'廃止'から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割				必要性		合計点	H21年度 評価	H22年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務事業名	拡大・縮小	改善の必要性													
														活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減余地										市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	内容	判断理由	内容						
																																														改善区分	改善区分	改善区分	改善区分		
133	第4	産業・経済	(2) 雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	22	商工観光課	ニュービジネス開発促進事業	中小企業者が主体となって行う新技術や新製品の研究開発に係る経費を助成する補助上限額:10,000千円 補助対象経費:調査研究及び試作開発に係る経費 22年度実績:1件 10,000千円	外部委員による審査会があるものの、職員が技術の新規性や市場規模、需要などを判断することが難しい。	市内に主たる本店を有する個人	中小企業者が主体となって行う新技術や新製品の研究開発に係る経費の一部を助成する。	中小企業の新商品、新技術の開発を支援することにより、産業を活性化し雇用の創出につなげる。	広報紙・ホームページによる周知を行った。	10,507	(1) 広報活動 回	1	2	4	関係団体への周知、ホームページ、広報紙掲載	H21:145,000 H22:145,000 H23:145,000	(4) 交付決定件数	件	1			4	新技術、新製品などの開発に取り組み企業等を支援することで、市場の活性化に繋がることがある。可能性があり、結果として商工業の活性化、雇用の創出につながる。	4	資金力の乏しい中小企業にとって、研究開発に係る経費の補助は有効である。	3	本市の規模や現状を考えると、補助上限額の引き下げは可能である。	2	国・県等でも新産業・新商品の開発の支援があるため、市制度との違いを明確にする必要がある。	4	中小企業者の経営基盤を強化するためには、下請け型経営から脱却し、企業性の強みを活かすことが重要である。	3	広報活動により、制度に関する問い合わせが数件あり、一定のニーズはある。	20	C	縮小	継続	1	3	サービスの向上	廃止	国や県が同様の事業をしているので、一旦廃止し、他の事業の活用を模索するとともに市の独自の事業としての必要性について検討を行う。						
134	第4	産業・経済	(2) 雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	16	商工観光課	創業支援等融資事業	市内で新たに創業する、または創業後1年以内の事業主にに対し、必要な事業資金を供給し創業を支援するための融資を実施。市内にある5つの金融機関で取り扱っている。 22年度実績 新規1件 融資金額1,200千円 継続1件 融資残額1,068千円	県や国民生活金融公庫などが提供する融資メニューがあり、本制度の利用は停滞している。取扱金融機関と連携しながら周知を図るとともに、他機関との差別化を図り利用実績の向上につなげる必要がある。	市内で新たに創業しようとする者又は市内に主たる事業所を有する個人	金融機関が融資を実施した場合、融資額の半額を預託する。	創業時に必要な事業資金を供給することにより、市内での創業を容易にする。	前年度は継続であったが、22年度も広報紙への掲載やチラシの配布を行った。	2,290	(1) PR活動(チラシ配布) 枚	100	100	100	制度の啓発、周知	H21:2,950 H22:2,290 H23:2,290	(4) 新規融資件数	件	1	1	1	4	創業時に必要な資金の援助となり、創業が容易になる。	3	融資条件の見直しや制度の周知により、利用実績が増える可能性がある。	3	預託金の基本的には年度末に同額が返還される	2	県、政府系金融機関等に同様の制度があり、貸出利率が低利であるため、市制度の利用実績は少ない。	3	経済状況が依然として厳しい中、やる気やアイデアをもった起業家を支援し、経済活動を活性化させる必要がある。	2	創業支援に関する相談はあるが、実績は少ない。	17	C	継続	継続	1	10	内容の改善	廃止	県や政府系金融機関等の制度で対応可能であり、市の制度より低金利でもあることから、そちらの活用を促進し、市の事業は廃止する。		1	事務事業の統合			
135	第4	産業・経済	(3) 商工業の活性化	16	企業誘致課	産学官連携事業	大学の有する研究成果、機能を活用し地域の産業振興、活性化に資する。三次市、県立広島大学、三次商工会議所、三次広域商工会の連携による「三次イノベーション会議」を中心に事業実施。企業の技術ニーズと大学の技術シーズのマッチングで新技術、新商品の開発、実証を行っている。 ・年間を通じて数回の「何でもサロン」を実施し、地元の研究機関である県立広島大学と三次商工会議所、三次広域商工会の会員企業間の垣根を外し、連携強化を図っている。 ・毎年2～3件の連携支援事業採択を行っており、地元企業の新商品開発に役立っている。	市内中小企業や農業事業者が主な対象。サロンの開催では、多彩な参加があり、年度ごとに充実してきている。大学側もバラエティに富んだ講師陣で期待に応えている。産業界の潜在的なニーズの掘り起こしや、三原・広島キャンパスとの連携が期待される。商工会議所、商工会でも会員への周知も進み、大学を利用する意味での問い合わせ、相談は増えており、迅速に対応し働きかけもできている。	企業・大学	三次イノベーション会議(なんでもサロン、連携支援事業、年間の成果発表会としてのセミナー開催、会報発行)	産業界(商工会、商工会議所、商工会)、県立広島大学、行政の連携を強化することにより、大学の有する研究成果、機能を活用した産業振興と地域活性化を進める。	支援事業では3件の採択、今年度は支援事業への予算配分を拡大、より効果を挙げることが出来る。	2,417	(1) 事業実施回数 回	15	15	15	セミナー、ワーキング会議、サロンの開催、会報発行	H21:184,933 H22:161,133 H23:160,617	(4) 連携による新商品開発	件	3	3	4	4	4	4	4	4	商工会議所、商工会やその会員と大学との距離感は縮まってきている。	3	産学の連携継続の中で、大きな成果の可能性がある。	4	商工会議所、商工会も負担金が支出されており、市の負担としては現状で適当。	4	行政も事務局(ワーキングメンバー)の一員であり、現状の関与で適当。	4	新技術・新製品の開発から、大きく事業拡大する可能性があり、年度毎で成果を測ることは不可能。積み重ねていくことにより、産学官連携の厚みが増している。	3	新たな創業、新商品開発による地域活性化、雇用の拡大。	22	B	継続	継続	4	市民の多様な力の活用	継続	連携による新商品開発などの実績も生み出されており、成果が見える事業となっている。現在コーディネイト役として行政の関わりが強く、広域市内の事業者が気軽に連携が取れるような啓発を行うことが必要である。		8	事務事業の効率化
136	第4	産業・経済	(3) 商工業の活性化		企業誘致課	ヤングライフ促進事業	新たに三次市へ就職する若者や市内在住の若者の生活を応援する目的で行っている。 若者が市内の商店等を利用した場合、何らかの特典を受けられる仕組みとして、情報誌「ヤングライフサポートブック」を発行し、協賛店に配布し、若者を利用してもらうものである。	若者の求める情報の提供と若者の生活を応援する協賛店の拡大及び一層のサポートブックの認知度の向上。	(若者の生活を応援する協賛店)	特典を受けられる商店を紹介した情報誌を発行する。	若者の生活を応援する。独自で広告費が用意できない事業所の広告活動を行う。	年々、事業の認知度が向上しつつあり、協賛店舗数も増加傾向にある。	1,965	(1) 情報誌の発行部数 冊	6,000	10,000	11,000	紙質を見直すことにより、事業の拡大を図りつつコストの削減を引き続き行う。	H21:417 H22:197 H23:203	(4) 掲載店舗数	店	135	122	125	4	比較的收入の少ない若年層に特化した情報誌の内容など若者のニーズを検証することも必要と考える。	3	特典情報の入手方法や特典の内容など若者のニーズを検証することも必要と考える。	3	ニーズによっては情報の提供媒体を変更することからコストの削減余地がある。	2	若者が三次市に居住し、生活するための施策を行うことは重要なことである。反面、商工会議所が毎年発行している飲食店ガイドブック等、作成する目的は連携が、協賛店の紹介という意味では似ている部分も	4	少子高齢化が進む中、若者が三次市に定着し、将来を担っていくことは社会的ニーズが高い。	4	若者が三次市に居住し、地域の中で、三次市の定着を促すことには大きな役割を果たすことには大いに期待している。また、市民ニーズは高い。	20	C	継続	継続	3	民間委託等の推進	継続	若者を三次市に定着させることは、非常に重要なことである。サポートブックが欲しい、自分の事業所(店)を協賛店として掲載したいという反響も寄せられている。また、印刷物(印刷物)との連携について今後のあり方を検証する必要がある。		10	内容の改善				

平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

総合評価:・・・'拡大'、'縮小'、'継続'、'終了'、'廃止'から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割				必要性		合計 点	H21 年度 評価	H22 年度 評価	1次 総合 評価	2次 評価 結果	拡大・縮小	改善の 必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小	改善の 必要性					
														活動指標	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地											市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由
137	産業・経済	(3) 商工業の活性化	20	住居・店舗リフォーム補助事業	個人・法人が、住宅・店舗をリフォームする場合に、工事費の一部を助成する補助上限額:20万円 補助率:工事費の10% 補助対象経費:増改築等、リフォーム工事に係る経費 22年度実績:112件 16,675千円	景気対策として実施している本事業は、市内建築業者の受注機会拡大につながっていることはもちろん、補助対象者の市民に定着している補助制度でもある。しかしながら、当初の制度設計から7年が経過しており、目的や補助内容、実施体制も含め、大幅な見直しが必要であると考えられる。	市内に居住する個人、または市内に登記されている本店・支店等を有する法人	住宅・店舗のリフォーム工事を助成する。その経費の一部を助成する。	市内建設事業の景気対策及び地域経済の振興	経済効果は十分にあり、予算を増額して対応した。	18,037	(1) 広報活動 件 4 4 5 制度の周知、広報活動 H 2 1 5,811,500 (4)	(2) チラシ作成 枚 100 100 150 制度概要の周知、申請書類の配布 H 2 2 4,509,250 (5)	(3) H 2 3 5,301,318 (6)	4	4	3	3	4	5	23	B	継続	継続	補助内容自体は市民ニーズがあると考えられるが、景気対策として当該制度が実施されていることから効果の検証を行い、手法や補助内容など検討すべきである。	1	5	効果の検証																
138	産業・経済	(3) 商工業の活性化	16	中小企業融資支援制度設置事業	市内に主たる事業所を有する小規模事業者や中小企業者に対し、運転、設備資金を低利で貸し出す融資制度。小口事業資金融資の円滑化と事業の維持発展を図るとともに、経営基盤の確立・向上に必要な事業資金を融資し、企業経営の安定及び向上を図る。市内にある5つの金融機関で取り扱っている。 22年度実績・小規模事業者資金融資 新規22件 融資金額71,190千円・中小企業経営安定資金融資 新規26件 融資金額144,380千円	取扱金融機関と連携しながら、中小企業者等への利用促進を図り、経営の安定及び向上につなげる。	市内中小企業者	市が金融機関に対し預託金を拠出し、金融機関は、預託金の3倍以上の額を資金として融資を実施する。	小規模事業者の小口事業資金融資の円滑化と事業の維持発展を図るとともに中小企業者の経営基盤の確立・向上に必要な事業資金を融資し、企業経営の安定及び向上を図る。	前年度は継続であったが、22年度も広報紙への掲載やチラシの配布を行った。	150,581	(1) PR活動(チラシ配布) 枚 1,000 1,000 1,000 制度の啓発、周知 H 2 1 150,590 (4)	(2) H 2 2 150,581 (5)	(3) H 2 3 150,579 (6)	4	3	5	4	4	24	B	継続	継続	最悪期を脱したものの依然として厳しい経済情勢が続いており、今後も本制度の利用が見込まれる。	8	事務事業の効率化																		
139	産業・経済	(3) 商工業の活性化	21	小企業経営改善資金利子補給事業	日本政策金融公庫の小企業等経営改善資金(マル経融資)を利用した事業者に対し、融資実行後12ヶ月・24ヶ月後に利子の1%相当額を補給する。(但し、平成22年3月末までの融資実行分については、緊急経済対策として12ヶ月までの利子を全額補給) 平成20年10月31日から平成24年3月31日までの融資実行が対象。 22年度実績:67件 4,876千円	補給期間が2ヶ年に渡り、対象者の把握が煩雑であるため、見直しが必要である。	市内に事業所を有する小規模事業者	小企業等経営改善資金(マル経融資)に係る支払利子の一部を補給する。	金利負担を軽減し、小企業の経営の安定及び発展を図る。	商工会議所及び商工会と連携し、制度の周知を図った。	5,238	(1) 広報活動 件 2 2 2 制度の周知、広報活動 H 2 1 1,148,500 (4)	(2) チラシ作成 枚 50 50 50 制度内容の周知 H 2 2 2,619,000 (5)	(3) H 2 3 3,861,850 (6)	4	4	4	3	4	23	B	継続	継続	利用実績が多く、継続する必要性はある。補給期間や補給金の算出方法など、改善の必要性がある。	8	事務事業の効率化																		
140	産業・経済	(3) 商工業の活性化	18	匠伝承事業	「みよしの匠」の優れた技能に接することにより、「ものづくり」への関心を高め、将来の職業選択の参考となることを目的に、市内中小学校の生徒が「みよしの匠」の技能体験を行う場合に、補助金を交付する。対象経費:「みよしの匠」への謝礼、技能体験に要する経費など H22年度実績:6件 222千円	制度を利用する学校、及び講師として招かれる「みよしの匠」が限られているため、教育委員会とも連携し、周知・普及を図る必要があるが、現行予算額では補助件数の大幅な増加は難しい。	市内の小・中学校	小中学校が実施する活動(「みよしの匠」の指導による技能体験)に係る経費を助成する。	優れた技能に接することにより、「ものづくり」の、おもしろさを体験し、優れた技能への感動や「ものづくり」への関心を高める。	校長会を通じて小中学校へ制度の周知を図った。	584	(1) 広報活動 件 3 3 3 制度の周知 H 2 1 322,667 (4)	(2) H 2 2 194,667 (5)	(3) H 2 3 187,283 (6)	4	2	3	2	4	3	18	C	縮小	終了	技能体験や職業意識の醸成を学校教育の一環として捉えるが、必ずしも市が補助金を出す必要はない。教育委員会とも連携し、制度のあり方を見直す必要がある。	10	内容の改善																	

平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27-30 B:22-26 C:17-21 D:12-16 E:6-11

総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計 点	H21 年度 評価	H22 年度 評価	1次 総合 評価	拡大・縮小	改善の 必要性	2次評価事項(改善)		拡大・縮小	改善の 必要性												
														活動指標	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	説明							目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地			コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	内容	その他 内容	改善 区分	判断理由	内容	その他 内容	改善 区分
141	第4	産業・経済	(4)さまざまな立場の人の就業の場の確保	20	企業誘致課	第3促進事業	広島市内で、若年層から団塊の世代までを対象に、三次市の雇用関連情報や企業情報を発信し、企業の人材確保と同時に、三次市へのU・Iターンを進め、定住人口の増加を目指す。市内企業のガイダンスを行う。また就業に役立つ情報をダイレクトに送付する三次市就職サポート事業を実施している。	以前から学生の希望職種に適する企業が少なく、また高卒採用の求人に対してはあまり力を入れてこなかった分野でもあり、高卒の人材を獲得する支援も検討する必要がある。	三次市への就職・定住を希望する者及び市内中小企業	企業の求める人材を確保するため、企業ガイダンスを開催し新規卒予定者を含めた就職希望者とのマッチングを行う。併せて三次市の魅力をPRする。	企業は多様な人材を必要としており、人材確保を支援することで、産業界の活性化に資するとともに若手職員の流出を防止し、三次市への転入者を増やす。	過去、広島市内で三次市内の事業所を対象とした就職相談会を開催してきたが、参加企業、参加者も少なく、費用対効果を再検証した結果、商工観光課が所管している三次市雇用労働対策協議会が主催として三次市内で開催している面接・相談会と統合した。	1,003	(1) 広報活動	回	6	3	5	第3促進登録者への就職情報案内文書送付	H21 172,833	(4) 送付先	人	30	30	就職情報案内送付先	4	4	4	4	5	26	B	継続	継続	参加企業及び相談者へのアンケートでも事業継続への要望が強かった事業である。しかし就職相談会の性質上、今後は商工労働担当課(商工観光課)が主催し、定住促進係が企画する形態に変更し、継続することが望ましい。	5	組織・機構の見直し	有	10	内容の改善								
142	第4	産業・経済	(4)さまざまな立場の人の就業の場の確保	17	商工観光課	生活応援・提携融資事業	市内に勤務、又は居住している勤労者に対して、住宅建設関連費、教育資金、冠婚葬祭費のほか、生活支援資金を融資。また、生活支援資金を融資。また、生活支援資金を融資。また、生活支援資金を融資。	依然として雇用情勢が不安定な状況にあるため、本融資制度は必要なものである。提携金融機関と連携しながら市民への浸透を図り、利用促進につなげる必要がある。	市内で働いている、または居住している勤労者。	市内勤労者の生活の安定を資金面から支援するため、低利で利用しやすい融資制度を設ける。	市内で働いている、または居住している勤労者の生活の安定を図る。	前年度担当課では縮小。予算は継続となった。	170,290	(1) PR活動(チラシ配布)	枚	200	200	200	制度の周知	H21 851,475	(4) 融資件数	件	19	16	21	一定の利用がある	4	3	3	4	3	20	C	継続	継続	経済情勢の変化により、本制度の利用の増加が見込まれるため、継続する必要がある。	3	サービスの向上	有	15	効果の検証							
143	第4	産業・経済	(4)さまざまな立場の人の就業の場の確保	20	商工観光課	職業訓練委託事業	就職活動中の市民および市内事業所にお勧めの方を対象に、資格取得、スキルアップなどを支援。就職活動中の市民の就業機会を向上し、勤労者の職業能力の向上につなげる。広島北部地域職業能力開発協会(三次市職業訓練センター)へ訓練講座を委託し、実施している。	依然として雇用情勢が不安定なため、就職活動中の市民の就業機会を確保と企業の優秀な人材の確保支援を継続する必要がある。ニーズの高い講座を設定し、受講率の改善を図る。	広島北部地域職業能力開発協会	就職活動中の市民の就業機会を確保と企業の優秀な人材の確保支援を継続する必要がある。ニーズの高い講座を設定し、受講率の改善を図る。	経済・雇用情勢が回復したとは言えないため、受講料は無料とした。	前年度は継続であり、市民の環境意識の高揚に向けた取り組みを実施した。リレーカー模型、風力発電などの体験コーナーをはじめ、地球温暖化を考えた環境講座を開催した。	10,244	(1) PR活動(チラシ)	枚	500	300	300	配布、発送	H21 27,318	(4) 受講者数	人	343	229	300	受講料が無料であるため、受講率の向上が図れる。	3	3	4	4	4	22	B	継続	継続	雇用情勢にもよるが、予算規模の縮小、あるいは受講者負担を求めることも検討する必要がある。	4	予算の見直し	有	18	受益と負担の適正化							
144	第5	環境	(1)美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	16	環境政策課	環境クリーンフェスタ	三次市が「きれいな環境の日」に実施する市民参加の環境活動に位置づけ、市民参加型イベントとしてフェスタを開催している。平成22年度は、市民一人ひとりが行動を通して、環境保全を考えたことができるよう、参加者にペットボトルキャップ(エコキャップ)の持ち帰りを呼びかけたところ、約30万個が寄せられ、資源再生への関心が高いことがわかった。エコキャップ回収は、約800個でポリオワクチン1本に交換することができる取組みとして、全国的な広がりをしている。	三次市が「きれいな環境の日」に実施する市民参加の環境活動に位置づけ、市民参加型イベントとしてフェスタを開催している。平成22年度は、市民一人ひとりが行動を通して、環境保全を考えたことができるよう、参加者にペットボトルキャップ(エコキャップ)の持ち帰りを呼びかけたところ、約30万個が寄せられ、資源再生への関心が高いことがわかった。エコキャップ回収は、約800個でポリオワクチン1本に交換することができる取組みとして、全国的な広がりをしている。	市民	環境意識の向上により、市民一人ひとりが日常生活で環境負荷低減に取り組むこと。	前年度の評価は「継続」であり、市民の環境意識の高揚に向けた取り組みを実施した。リレーカー模型、風力発電などの体験コーナーをはじめ、地球温暖化を考えた環境講座を開催した。	環境問題の解決には、一人ひとりの環境意識の高揚が不可欠である。本事業を通じて、効果的環境対策を紹介するとともに、市民の取組みが促進される必要がある。	4,167	(1) 周知チラシ配布数	枚	45,000	45,000	40,000	環境フェスタ周知チラシ配布数	H21 110	(4) 来場者数	人	300	350	500	環境フェスタ来場者数	4	3	3	4	3	21	C	継続	継続	事業の継続は認められるものの、少ない予算で効果的な市民参加の行事に転換を図る。たまたま「きれいな環境の日」を市内一斉清掃の日と位置づけ、各地区が同日、同時刻に清掃活動を実施するなどの行事が考えられる。	3	市民と行政の協働	有	1	市民と行政の協働							

平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A.27-30 B.22-26 C.17-21 D.12-16 E.6-11

総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計 点	H21 年度 評価	H22 年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改善の 必要性	2次評価 結果	拡大・縮小 内容	改善の 必要性							
														活動指標	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	説明										目的適合性	実施改善等による 成果向上 の余地	コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	
														1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13										14	15	16	17	18	19	20
145	環境	環境保全・資源循環	(1)美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	20	環境政策課	不法投棄防止パトロール事業	不法投棄の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、市内全域を対象に不法投棄多発地域を重点的に巡回パトロールを行うとともに、市民、行政が一体となり不法投棄の監視、啓発活動を行うことにより、街の美観を保全し、安全で安心街づくりをおこなう。 平成21年度については10月から実施	今年度で県の緊急雇用対策事業が終了するため独自の対策が必要。 不法投棄防止看板及び監視カメラ等を効果的に設置し不法投棄の再発防止を図る。	不法投棄者	車両に啓発シート表示による巡回パトロール、軽微なポイ捨てについては即時回収。	環境保全の意識を持ち、不法投棄を「しない、させない、許さない、の環境力を築く。	前年度の評価は継続、判定理由は「市内全域をパトロールするには、自治会との連携や、不法投棄を「しない、させない、許さない」といった意識の醸成への取組も必要であった。今年度はパトロール路線を変更し監視の強化を図った。	30,906	1) パトロール走行距離 km	37,012	63,305	63,000	市内を巡回することにより不法投棄の抑止	H21 21	827	4	不法投棄廃棄物回収量 kg	1,191	1,833	2,000	ポイ捨てを即時回収することによる誘発防止	5	4	3	4	4	4	5	25	B	継続	終了	無	無	有	4	市民の多様な力の活用
146	環境	環境保全・資源循環	(1)美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	16	環境政策課	三次市家庭系一般廃棄物集積所整備事業	市民生活の環境整備を図るため、三次市家庭系一般廃棄物集積所整備に要する費用の二分の一(百円未満切捨て)の補助金を交付する。(限度額十万円)条件:市内のおおむね10戸以上が共同で利用するごみ集積所であること、設置する土地所有者の承諾が必要。	今後ごみ集積所の老朽化が進み、同時期に補助金申請の集中する年度があると予想されるため、早急に集積所の調査を行い対応する。	市内のおおむね10戸以上が共同で利用する環境衛生施設の利用者。	一集積所あたりの補助金、施設設置費用額の二分の一(限度額10万円)の補助金を交付し市民生活環境整備を図る。街の美観を損なわないようごみ集積所の設置	集積所を設置することで廃棄物の飛散防止・周辺地域の環境美化を促進。また収集業務の安全迅速化にも繋がる。	前年度の評価は継続、改善点は、三次市家庭系一般廃棄物整備事業補助金交付要綱の一部を改正し、百円未満の端数を切り捨てることとした。	4,361	1) 補助金交付件数 件	29	20	20	補助金交付件数は本制度による市内の環境衛生施設整備の推進度を示す	H21 21	168,276	4	補助金交付による集積所の利用世帯 世帯	410	275	300	集積所整備	5	4	4	4	5	27	A	継続	継続	無	無	有	1	5	効果の検証	
147	環境	環境保全・資源循環	(1)美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	23	農政課	環境と産業創造プロジェクト	環境と、産業創造については、手入のされていない森林に手を入れ、その資源を活用していくことで、経済効果と、環境貢献効果を求めることとする。そのための具体的な手法を調査研究し提言していく組織を、関係部署を中心に行政内部に立ち上げる。	調査・研究のプログラムの策定 支援機関等の調査	市民(行政・関係機関)	プロジェクトの立ち上げ	調査・研究を行なったうえで具体的な施策を市に提案していく。	特記する費用はないが、会議に要する人件費	4	1) 人員 回				会議	H21 21		4			2				5	5	5	5	5	30	A	継続	継続	無	無	有	1	市民と行政の協働	
148	環境	環境保全・資源循環	(1)美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	20	土木課	アダプト制度	広島県が管理する道路・河川が対象、アダプト活動とは「親子縁結をする」という趣旨から、市民等が主体となり、公共空間をわが子のように面倒をみていく活動を指す。アダプト活動を実施する認定団体に対して、活動経費の一部を奨励金として県が交付し、道路・河川への愛着心の醸成等を図ることを目的としている。	広島県アダプト制度実施要領に市町との協力が謳われているが、市が具体的な役割は清掃による発生したゴミの回収となる。県の管理道路と河川の美化活動であるのに、市が回収に行きクリーンセンターまで運ぶこともある。ゴミの受け入れについては当然協力を要するべきであるが、クリーンセンターまでゴミの運搬はアダプト活動団体若しくは県で行う方向で調整を図りたい。	市民	アダプト認定団体が、県管理の道路・河川において清掃、緑化等の活動を行う。市はアダプト認定に係る申請受付、県への送達、契約書の交付、活動実施報告書の進捗やごみの受け入れに関する整備等を実施する。	県が管理する道路及び河川におけるボランティア活動を支援し、アダプト活動の活性化及び道路・河川に関する環境及びその機能の維持向上を図ることを目的とする。	アダプト制度の周知に努めている。市道や市管理河川へのアダプト制度の導入については、市道維持管理業務と密接な関係があり、現在のところ導入は困難である。	363	1) アダプト路線及び河川 箇所	41	46	52		H21 21	8,999	4	認定団体 団体	39	44	50		2	2	4	2	2	4	2	16	D	継続	継続	有	有	4	市民の多様な力の活用	





平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析						手段の適切さ				市の役割				必要性				合計点	H21年度評価	H22年度評価	1次総合評価	拡大/縮小	改善の必要性	2次評価事務事業				拡大/縮小	改善の必要性					
													活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ							市民ニーズ	判断理由	内容	有無			改善区分	判断理由	内容	有無	改善区分
153	環境	資源循環	環境保全・資源循環	16	環境政策課	生ごみ処理機購入補助金	家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、三次環境クリーンセンターに搬入される燃やせるごみを削減し、生ごみの資源化意識の高揚を図ることを目的とし、生ごみ処理機を設置した者に対し、購入費の半額相当(上限2万円)の補助を行う。	生ごみ処理機を購入し、少しでもごみを減量しようとする意識付けをどう行かかが課題。購入後の堆肥化等の再利用についての調査ができていない。	三次市民(世帯)	生ごみ処理機購入者の申請により購入価格の1/2相当額を助成する。その額が2万円を超えるときは、2万円を上限とする。	家庭の生ごみを自家処理することによって、ごみの資源化等の意識の高揚を図り、生ごみの減量化により、ごみ焼却処理施設・設備等の延命に繋げていく。	継続だが、経済的動向が左右され、高価な電気資源化等の意識の高揚が滞っているため、安価で自家処理が容易なコンポスト等の推進。	(1) 交付台数 台 107 68 100	24,897.4	31,927.5	30,856.6	1台あたり1日の平均処理量(0.6978kg)	5	4	5	4	4	4	4	26	B	継続	継続	廃棄物の減量化及び資源の有効活用は社会的にも重要な課題となっており、本事業は継続していく必要があると考える。要綱の見直し(補助金の上限額の変更等)を進め、ごみの発生抑制を合わせて取り組むことにより一層の成果が期待できる。	1	市民と行政の協働	縮小	廃棄物の減量化及び資源の有効活用は継続して取り組む必要がある。購入後の利用実態を検証するとともに、ごみの発生抑制的に補助金が一層の効果があるように努める。	その他	有	改善区分											
154	環境	資源循環	環境保全・資源循環	18	環境政策課	買い物袋持参・ノー包装推進事業	レジ袋等の削減で簡易包装に協力的な事業者を「ノー包装運動協力店」として認定し、店舗名等を広報することにより、その活動を支援する。買い物袋の特典を設けることにより、事業の推進を図る。協力店の利用を広く推進し、ごみ排出抑制に対する事業者及び市民の意識高揚を図り、ごみ減量化を推進する。	協力店舗数やマイバッグ持参者も増加し、市民の関心も高くなっており、環境にやさしいライフスタイルに近づきつつある。今年度は、ポイント制による環境配慮商品の交換に頼らない「買い物袋持参・ノー包装運動」を定着させるため、10月1日から県が提唱している「レジ袋無料配布中止」にスムーズに移行できるように市民への周知・啓発、事業者への説明をしていく必要がある。	市民	市民は、買い物袋を持参し、レジ袋等の包装を辞めた場合、1回につき1ポイント(50,100,150)に応じて三次市指定ごみ袋等の環境配慮品(22品目)と交換できる特典を設ける。	前年度の評価は継続で「市民の関心も高く浸透している。今後は、ポイント制による環境配慮品の交換に頼らない運動を定着させるため、県が提唱しているレジ袋無料配布中止へ移行する取り組みも必要である。広報紙等で啓発に努め、その結果、交換件数は25,374件(前年度比0.9%増)、レジ袋削減枚数はポイント数換算で約176万枚(前年度比0.4%増)となった。協力店は438店舗に増加し、市民・事業者の取り組みが促進されている。	(1) 店舗数 店舗 435 438 425	20,522.4	18,313.5	18,215.6	レジ袋削減枚数	4	4	3	4	4	4	23	B	継続	終了	市民の運動に対する関心も高く浸透している。また、より効果的な容器削減方法として、今年度10月1日より県が提唱しているレジ袋無料配布中止(有料化)へ移行するため。	無	無	終了	レジ袋等の包装削減については市民の関心も高浸透しているため、今後は県の提唱するレジ袋無料配布中止(有料化)へ移行する。	無	無	改善区分													
155	環境	資源循環	環境保全・資源循環	19	環境政策課	街角E-COステーション事業	地域との協働により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として地域に根ざした住民の自主的な環境活動を支援・育成していくため、地域の環境保全に取組む住民自治組織に対し、助成金を交付する。	総合拠点としての住民自治組織活動の定着・環境保全及び公衆衛生の向上ができたかが課題である。そのため、地域住民と行政との密やかな連携構築が必要である。	住民自治組織(19組織)	環境アドバイザーの設置、不法投棄防止パトロール、ごみ分別学習会の開催。廃食油及び廃割箸の回収。	ごみの減量化及び資源循環型社会へ向けた総合的な地域環境保全の意識の高揚を図り、住民自治組織の活動を定着させ、環境保全及び公衆衛生の向上に関する取組の推進を図る。	前年度の評価は拡大。事業を拡大するうえで、行政改革推進計画に沿って拡大する必要があるため、現在のところ現状維持。	(1) 申請団体数 団体 19 19 19	197,526.4	196,421.5	201,329.6	一般家庭から自治組織へ集約	4	3	4	4	5	4	24	B	拡大	拡大	住民自治組織や公衆衛生推進協議会と連携してこの事業を推進させ、将来的には地域での見守りや「ふれあい収集」や「ごみ集積所整備事業」も含め、住民自治組織が環境保全及び公衆衛生の向上に取組むことにより、自主的な取組みとなるよう、事業の拡大が必要。	有	市民の多様な力の活用	継続	住民自治組織や公衆衛生推進協議会等との連携により、各地域において自主的な取組みとなるよう推進する。	有	1	市民と行政の協働												
156	環境	防災・安全	防災・安全	16	危機管理課	消防ポンプ積載車更新	消防団が現在所有している積載車等(105台)の適正な配置や更新の計画に基づき事業を実施する。また、消防団でポンプ積載車の配置がされていない分団へ計画的に積載車を購入し、消防力の向上を図る。可搬消防ポンプのみ配備33分団 購入車両5台	消防ポンプ積載車について旧市町村で配置にばらつきがあるため、適正配置に努めながら非常備消防の消防力の向上を図る。	市民	ポンプ積載車の配置がされていない分団へ計画的に積載車を購入し、消防力の向上を図る。	非常備消防の消防力向上	更新計画を作成し、計画的に更新している。	(1) 積載車購入台数 台 3 6 5	4,222,860.4	3,970,727.5	3,208,948.6	積載車活動状況	4	3	3	5	5	3	23	B	継続	継続	適正配置と配置車両の見直しが必要とされる。	有	10	内容の改善	継続	計画的な配置と車両購入を行うことで継続とする。	有	10	内容の改善											

平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27-30 B22-26 C:17-21 D:12-16 E:6-11

総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H21年度 評価	H22年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価結果		拡大・縮小	改善の必要性											
														活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	目的適合性							実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減 余地			市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容
157	第5 環境	防災・安全	16	16	危機管理課	排水機 場維持 管理	市設置の排水機7箇所及び国土交通省から管理委託を受けている排水機5箇所の維持管理として、操作員である市職員が月1回排水機場の点検を行う。また、市設置の排水機場については、点検結果を受けて修繕を行うとともに、電気保安業務等、業者委託により維持管理を行う。さらに、市管理の各排水機場が老朽化や十分な整備ができていないことから、計画的な改修及び整備を行う。	老朽化した施設の改修を計画的に行うとともに、地域と一体となって排水機場の稼働ができるよう体制の整備を行っている必要がある。	市内の排水機場が災害時に稼働できるよう市職員による稼働点検を行うとともに、修繕等の維持管理及び改修・整備を行う。	災害時に稼働できるように維持管理を行い、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。	継続実施		16,110	(1) 操作員の点検回数 回 18 18 18	(2) 650,147 4	(3) 894,993 5	(4) 438,884 6	(5) 操作員の点検回数 回 18 18 18	(6) 894,993 5	(7) 438,884 6	(8) 操作員の点検回数 回 18 18 18	(9) 894,993 5	(10) 438,884 6	5	4	2	2	4	5	22	B	継続	拡大	有	3	民間委託等の推進	3	民間委託等の推進										
158	第5 環境	防災・安全	16	16	危機管理課	防火水 槽整備 事業	防火水槽は、火災発生時の初期消火の水源確保に、非常に重要な消防施設であり、水利の確保が困難な地域において、緊急度や必要性を考慮して、計画的に整備する。	防火水利と適正な防火水槽の設置に努め、防火水槽の現有数と基準による充足率の向上を図る。	水利の確保が困難な地域において、防火水槽は非常に重要な消防施設であり、緊急度や必要性を考慮して、計画的に整備する。	計画的に整備を推進し、防災のまちづくりを実現する。	事業の継続	23,215	(1) 設置数 基 7 5 5	(2) 5,529,083 4	(3) 4,643,072 5	(4) 5,217,748 6	(5) 5,529,083 4	(6) 4,643,072 5	(7) 5,217,748 6	(8) 設置数 基 7 5 5	(9) 5,529,083 4	(10) 4,643,072 5	5	5	5	5	4	5	29	A	継続	継続	有	1	4	成果の向上	1	4	成果の向上									
159	第5 環境	防災・安全	16	16	危機管理課	消防格 納庫整 備事業	消防格納庫は、消防ポンプ積載車、ポンプ車、可搬式ポンプの格納場所であり、地域消防団員の活動拠点施設として計画的な整備を図る。	ファシリタマネジメントを助成した整備が必要である。	消防格納庫の新築	消防積載車の格納庫を新設することにより、地域防災活動の拠点施設の充実を図り、地域住民に安心感をもたらす。	必要最低限の整備を行う。	6,778	(1) 格納庫新築件数 件 5 1 1	(2) 5,763,748 4	(3) 6,778,080 5	(4) 5,763,748 4	(5) 6,778,080 5	(6) 8,134,220 6	(7) 5,763,748 4	(8) 格納庫数 件 84 84 84	(9) 6,778,080 5	(10) 8,134,220 6	5	5	3	5	4	2	24	B	継続	継続	有	8	事務事業の効率化	1	7	コストの削減										
160	第5 環境	防災・安全	23	23	危機管理課	LED防 犯灯整 備事業	LED防犯灯設置補助金:LED防犯灯設置の補助金(事業費の3分の2補助(限度額あり)) 平成23年度から実施 予算額32,000千円(補正含む) LED防犯灯整備事業:市管理の防犯灯をLED化する。(防犯灯数:630灯) 平成23年度から実施(整備灯数約200灯) 予算額8,000千円	市管理の防犯灯について、住民管理へ移行する。補助金の性格上、事務に経費(手数)がかかりすぎる。	市内の防犯灯をLED化することで省電力化と二酸化炭素の削減を行う。	期間を限定して実施することで事業の有効性をあげる。	未実施		(1) 補助申請件数 件 300	(2) 1,500	(3) 145,395 6	(4) 整備灯数 灯 1,500	(5) 1,500	(6) 145,395 6	(7) 1,500	(8) 整備灯数 灯 1,500	(9) 1,500	(10) 145,395 6	5	3	3	5	5	4	25	B	継続	継続	有	8	事務事業の効率化	1	2	終期の設定										



平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A:27-30 B:22-26 C:17-21 D:12-16 E:6-11

総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題(ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度事業費(千円)(職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	ランク	H21年度評価	H22年度評価	1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事項(改善点)	拡大・縮小	改善の必要性		
														活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度											説明	目的適合性
165	第5	環境	2 防災・安全	16	危機管理課	防犯事業	平成19年度は、市内の各防犯団体を支援しながら事業を推進した。本年度も同様に「減らそう犯罪、みよし安全なまちづくり」推進連絡協議会の開催、また、市が設置した防犯灯の維持管理を行う。	安全で安心して暮らせる三次市を目指して、各種団体との連携を図り住民とともに防犯活動を展開する。	市民	各団体と連携を図りながら、安心安全なまちづくりを目指して推進体制を確立する	市民が安心して暮らせる、犯罪の起りにくいまちづくりを進める	継続実施	9,459	(1) 防犯灯設置補助金交付 件 39 37 20	H22 262,969	(4) 市内刑法犯認知件数 件 360 383 300	H22 255,638	(5) 市内刑法犯認知件数 件 360 383 300	H22 489,370	(6) 市内刑法犯認知件数 件 360 383 300	4	3	4	3	5	24	B	継続	継続	安全で安心して暮らせる三次市を目指して、各種団体との連携を図り住民とともに防犯活動を展開する。	有	10	内容の改善	年間防犯タスクに防犯灯設置補助金申請があり、ニーズの高さが伺えるが、地域の状況を把握しながら可能なものに地元移管を行い維持継続する。	有	1	市民と行政の協働
166	第5	環境	2 防災・安全	13	市民生活課	消費生活情報整備事業・消費生活相談事業	PIO-NET(パイオネット、消費生活情報整備体制事業)独立行政法人国民生活センターのシステムを平成13年に導入したことにより、消費生活相談員が全国の相談内容を的確に入手し、相談者の消費生活相談や消費者の自立を目指した啓発活動に活用することができる。また、消費者庁が設立され消費生活相談事業の強化が図られている。平成21年度からは総合窓口センターに消費生活センターを設置、相談室も新たに設置して相談者の利便性を図っている。	市として相談体制の更なる充実を図るため、相談員研修等によるスキルアップや相談員の処遇改善が必要である。また、将来的には人権相談、消費生活相談、婦人相談、児童相談、外国人生活相談、市民無料法律相談等の総合的な生活相談センターとしての機能化が望まれる。	市民	消費生活に関する相談を、本人面談、代理人面談、電話により行う。	消費生活相談をアドバイス、処理斡旋等により解決を図っている。消費生活相談員自身の課題は、「消費者の権利」「自立支援」を基本理念として、主体的な消費者を目指している。	前年度の2次総合評価は継続で、判定理由は「相談体制の充実のため相談員研修等により、専門性を高める必要がある。であった。今年度は、広島県主催の研修会と国民生活センター主催の研修会へ相談員と担当者が参加している。	9,860	(1) 消費生活相談PR件数 回 42 50 50	H22 208,214	(4) 相談者数 人 238 343 350	H22 234,762	(5) 相談者数 人 238 343 350	H22 187,055	(6) 相談者数 人 238 343 350	5	3	4	5	4	25	B	継続	継続	社会的ニーズが高いと思われることから、より一層の充実を図る必要がある。また21年度から消費者庁も設置され地方消費者行政活性化基金により消費者行政の機能強化が図られている。今後は、市民への啓発、相談員研修等によりスキルアップを促していくことで、市民の消費生活を向上させていく。	有	13	サービスの向上	相談内容が複雑多岐になっているため、相談員、職員など相談を受ける者の不断のスキルアップは必要不可欠であり、研修等の継続は必要である。	有	13	サービスの向上
167	第5	環境	2 防災・安全	13	市民生活課	生活相談に関すること	市民からの人権、生活、教育、労務、行政苦情等総合的な相談を来所面談、電話で受け、各部署や他機関と連携して相談の解決を図っている。また法的な解決が必要な相談については、弁護士等に相談をつなげている。	将来的には人権相談、消費生活相談、婦人相談、児童相談、外国人生活相談、市民無料法律相談等の総合的な生活相談センターとしての機能化が望まれる。	市民	「消費者生活相談」本人面談、代理人面談、電話による相談	相談者の問題解決を図っていく。相談内容により適切な相談機関を斡旋する。	前年度の2次総合評価は継続で、判定理由は「市民の安心感を高めるための必要業務であり、引き続き、各部署との相談体制の充実を図り、相談機能を高めていく必要がある。」であった。引き続き、総合相談スタッフ運用要綱により、各課長、支所次長をスタッフに任命し、相談の連携を図っていく。	8,794	(1) 相談業務月数 月 12 12 12	H22 744,083	(4) 相談者数 人 150 165 170	H22 732,833	(5) 相談者数 人 150 165 170	H22 729,731	(6) 相談者数 人 150 165 170	4	2	4	5	4	23	B	継続	継続	社会的ニーズや市民ニーズが高まっていることから、より一層の充実を図る必要がある。婦人相談員や児童相談員等が合同での総合相談体制をとることで、よりきめ細かい相談体制が図れる。	有	13	サービスの向上	市民の安心感や満足度を高めること(うえにも必要業務であり、引き続き、相談体制の充実、相談機能の向上を図る必要がある。また、各部署との連携体制、効果について検証し、今後の検討を要する。	有	15	効果の検証
168	第5	環境	3 地域交通	17	地域振興課	三次市民バス・デマンド型バス事業	【三次市民バス:みなし4条路線】 君田町、布野町、作木町、吉倉町、三和町及び甲奴町において地域内の日常生活の係る交通手段(定時定路線)として、一般旅客自動車運送事業者へ運行委託している。 【ふれあいタクシーみらさか】 三良坂町内の地域交通(区域運行・デマンド型)を運営する三次広域商工会へ事業補助を行っている。	平成22年3月に策定した「三次市公共交通総合連携計画」や平成22年度に三次市民バス等の地域内交通の運行基準をまとめた「生活交通アクセス」に基づき、三次市民バスについては利用者の少ない地域でのデマンド化への変更など、地域の実情や輸送ニーズ、効率性を重視した取り組みを進める。	市民	公共交通機関の確保のため、三次市民バス(スクール、通所、通勤)の委託運行やデマンド型バス運行(ジャンボ車両)の運営支援を行っている。	市民の実情や需要に応じた地域内の移動手段の確保・維持	利用状況が極端に少ない地域については、路線を休止するなど実情にあった見直しを実施。さらに再編方針として「生活交通アクセス」を作成、この方針に基づき一部見直しを実施予定	63,251	(1) 交通会議開催 回 3 4 4	H22 21,370,667	(4) 路線廃止 本 1 2 5	H22 15,812,750	(5) 系統廃止 本 1 2 5	H22 19,304,725	(6) 系統廃止 本 1 2 5	3	3	4	3	4	21	C	継続	継続	高齢者を中心とした自ら移動手段を持たない方の健康で文化的な最低限の生活を支えるために必要な移動手段を確保することから、本事業を引き続き推進していくことは絶対条件である。それ以外の地域事情や利用状況から「三次市地域公共交通総合連携計画」に沿って、事業の見直しや効率性も考慮しながら、将来にわたって持続	有	8	事務事業の効率化	先進地の情報収集や、利用者増加に向けての取り組みが行いながら、持続可能な交通体系の構築していくことが必要である。	有	8	事務事業の効率化

平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H21年度 評価	H22年度 評価	1次 総合評価	拡大/縮小	改善の必要性	2次評価事項(改善)		拡大/縮小	改善の必要性													
														活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	目的適合性							実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地			市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	内容	判断理由	内容						
																																													改善区分	改善の有無	改善区分	改善の有無		
169	第5	環境	3	地域交通	(1) 利便性の高い生活交通体系の確立	三次市民タクシー運行事業	公共交通機関がなく、医療機関、福祉施設等から4km以上離れている一団の地域において、自ら交通手段を持たない住民が利用組合を設立し、2人以上で週2回を限度にタクシーを利用した場合、運行事業者が支払った運賃の1/2を補助するもの。(その利用組合の運営支援として、一月1,000円の事務経費に対する補助を行っている。) また、単独運営が困難な地域では、住民自治組織が予約の集約や補助金申請手続き等の支援体制を構築した。	導入が比較的やすく、支援経費も最小限で抑えられ、効果的な事業であること。また、三次市公共交通総合連携計画においても、交通空白域の解消手段として掲げている。引き続き、住民自治組織との協働により、導入地域の拡大を図っていく。	市民	交通空白域で利用組合が設立されている地域において、住民が共同(2人以上)でタクシーを利用した場合、週2回を限度とし、運賃の1/2を補助している。	路線バス等が運行していない交通空白域における移動手段を持たない市民の日常生活に欠かせない移動手段の確保	昨年度、粟屋町づくり連合会及び川地連合自治会と連携し、役員会説明や地域懇談会等の取組みを行い、新たに川地春木地区で組織化され、平成23年4月から活用されている。	1,567	(1) 交通会議開催	回	3	4	4	生活交通再編に係る協議・検討を行うため、利用者、事業者、行政等で組織している。	H21 522,667	(4) 利用地域	地区	4	4	5	平成23年4月から川地春木地区で活用	4	交通空白域に暮らす自ら移動手段を持たない市民に対し、日常生活の移動(交通)手段の確保と同時に利用者の負担を軽減することができる。	4	まちづくりの一環と捉え、住民自治組織との協働で既存の利用組合の事務負担等が軽減され、利便性の向上が図れる。	5	現状は、導入経費や運賃の半額を利用者が負担する等、考えられる必要最小限の支援であることから、採算性及び効率性の面でも有効な支援策である。	5	利用運賃への支援であり、市以外の支援は考えられない。	4	公共交通を補完する制度として、容易で有効な施策であることから社会的ニーズは高いものと考えられる。	3	利用者が特定され、個別・私的に利用できるシステムであり、問い合わせも多く、他の地域での潜在的なニーズは高いと考える。	25	B	継続	拡大	有	14	成果の向上	継続	住民自治組織等、地域住民との協働によりシステム構築を行うなど、住民ニーズに沿った事業となるよう内容を進めていく。	有	10	内容の改善
170	第5	環境	3	地域交通	(3) 交通基盤づくり	橋梁調査業務	今後老朽化する道路橋の増大に対応するため、本市が「長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱」に基づき、長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後の修繕及び架け替えから予防的な修繕及び計画的な架け替えへと円滑な政策転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架け替えに係る費用の削減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。 については、本市が管理する市道橋1,216橋及び権限移譲一般県道66橋について、平成20年3月に作成された「広島県橋梁定期点検要綱」に基づき、全ての橋梁点検を行う。「長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱」による市町村への国の補助が平成25年度までの措置であることから、平成25年度までに橋長15m以上の橋梁を対	点検結果により、緊急度や要修繕橋梁数、工法等を検討し修繕計画を策定するため、事業費が不明である。全橋梁の点検調査を考慮しているが、長期年数が必要となる。	市民・橋梁利用者	橋梁点検の実施	橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架け替えに係る経費の削減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保する。	橋梁点検調査は継続して実施している。橋梁長寿命化修繕計画は平成23年度で策定予定です。	4,567	(1) 調査実施橋梁数	橋	124	56	140	指標として橋梁点検数を用いる。	H21 41,023	(4) 調査対象橋梁数	橋	1,216	1,216	1,216	4	橋梁点検を実施することにより、従来の事後の修繕や架け替えから、予防的な修繕及び計画的な架け替えの移行により、費用の削減を図る。	3	計画策定により、従来の事後の修繕や架け替えから、予防的な修繕及び計画的な架け替えの移行により、費用の削減を図る。	4	全ての橋梁1,282橋の点検業務を職員で実施することに係る職員増や専門研修の実施よりも、専門業者による委託によりコストを削減できる。	5	道路法に定める道路管理業務である。	5	地域の道路網の安全性・信頼性を確保する。	5	老朽化する橋梁の点検及び修繕計画の作成により、地域の道路網の安全性を確保する。	26	B	継続	継続	有	10	内容の改善	継続	安全・安心の観点からも重要な事業であることから継続実施する。	有	9	事業の迅速化	
171	第5	環境	3	地域交通	(3) 交通基盤づくり	生活道路整備事業	国道・県道・市道以外の道路で、日常生活で1戸以上が利用し、一般の通行の用に供している道路の舗装及び改築を行ったものに対して補助金を交付することにより、市民生活の向上及び公共の福祉の増進を図る。	生活道路整備補助金の対象となる件数どれくらい有るのか把握することが出来ていない。	市民	日常生活で1戸以上が利用し、一般の通行の用に供している道路の舗装及び改築を行ったものに対して補助金を交付する。	住居への進入の効率化による市民生活の向上及び公共の福祉の増進	平成21年度に比べ、平成22年度では、申請件数が半減しているが、平成23年度は状況をみながら、件数の減少が緩くようであれば、事業内容の見直し検討する。	4,516	(1) 交付決定件数	件	23	10	25	440,650	(4) 採択率	%	100	100	100	4	数戸の住宅が日常的に利用し、通行の利便性が高まる	4	住宅看護支援サービスの充実、介護タクシーの玄関先までの乗り入れ、緊急車両の進入への対応が高まる	4	他に手段はない	3	他に類似サービスが存在しない	4	訪問サービス、介護タクシー、緊急車両の進入などの必要性は高い	4	市民が求めているサービスである	23	B	継続	継続	有	10	内容の改善	継続	かなりの整備が進んでいると思うが、独居老人や高齢者世帯への介護タクシーや緊急車両の乗り入れなど福祉の増進への期待が高まっているので、多様化するニーズに即応すべく検討を進めていくべきと考える。	有	10	内容の改善		
172	第5	環境	3	地域交通	(3) 交通基盤づくり	交通安全施設整備事業	道路反射鏡、道路防護柵などの交通安全施設整備のため、国から交付される交通安全対策特別交付金を財源として、市内各所に整備を行う。	交通安全対策特別交付金の対象が、新規に設置する箇所であるため、古くなった交通安全施設の整備に利用できない。	市民・道路利用者	道路反射鏡、道路防護柵、転落防止柵、視線誘導柵、警戒、注意標識、区画線などの交通安全施設整備	交通事故等から未然防止と注意喚起により、安全な交通環境を確保する	優先順位を定め、計画的に整備実施する。	17,727	(1) 設置路線数	路線	39	62	60	453,946	(4) 実施延長	m	1,672	11,272	10,000	5	道路防護柵、転落防止柵等、区画線	4	安全施設整備により、安全性の確保が見込める	4	パトロール等により、早期対応や未然の事故防止が見込める	5	必要最小限の施工であり、コスト削減の余地は極めて小さい	5	法の規定に基づく事業である	5	安心・安全な道路環境は、全ての道路利用者のニーズである	28	A	継続	継続	有	17	コストの削減	継続	安全安心の確保のため、道路反射鏡、道路防護柵などの交通安全施設整備を行うとともに、道路パトロール等を地域と連携して行うなど内容強化、改善に努め、継続する。	有	1	市民と行政の協働		

平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H21年度評価	H22年度評価	1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務事業		拡大・縮小	改善の必要性												
													活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明							目的適合性	実施改善等による成果向上の余地			コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	判断理由	内容	その他の内容	改善区分	判断理由	内容	その他の内容	改善区分
173	環境	3	3	16	土木課	小規模市道整備事業(維持修繕等)	地域や市民からの要望、パトロール等により確認した修繕箇所について、必要・緊急度の高い箇所から順次修繕工事を行う。路面陥没、路肩及び法面崩壊、倒木、積雪などより通行に支障、危険がある場合、また、通行が困難となった場合、早急に対応する必要があるため、建設機械や材料手配、工事の施工などを担当する業者を予め選定しておくことで、速やかに対応する。平成22年度 路面保全業務委託指示件数 876件 平成23年度 路面保全業務委託指示件数 470件	パトロール等計画的な巡回や効率的な業者委託など方法検討を行う必要がある。	市民・道路利用者	ポットホール(穴ぼこ)補修、崩落土砂除去、倒木処理、動物の死骸処理、除草、側溝清掃、街灯修繕など	道路環境の保全と通行に安全な道路状態を保つ	事業は継続して実施する。	(1)委託地区数 地区 12 12 12 旧三次市内5地区各支所地区 7	H21 21,562,792	(4)実施件数 件数 660 876 470	路面保全業務委託	4	3	4	5	5	5	26	B	継続	継続	道路環境の保全とより安全な道路状況を保つことは、市民生活に直結する事業であり、市民ニーズは極めて高い。	有	10	内容の改善	継続	市民の協力強化や業者への委託方法の検討を行うことにより、より安全な道路状況を確保していく。	有	1	市民と行政の協働												
174	環境	3	3	16	土木課	小規模市道整備事業(道路補修補給)	市道除草作業委託路線以外の除草作業を地域の団体等で、それに対し報償費として、除草面積1㎡当たり20円を支払う。ただし除草面積は除草延長に作業幅1m(両側作業2m)を乗じたものとする。作業中の事故保障は、市が傷害保険に加入し対応する。平成22年度 件数 627件 除草面積 2,518,907㎡ 平成23年度 件数 640件 除草面積 2,600,000㎡ 平成23年度に市道再編成を行ったため、市道延長が増えた。(延長 1720Km 1832Km(112Km増))	安払件数・除草実績が年々増加しており、地域団体による除草作業等の道路保全美観化意識が向上していると思われる。高齢化、少人数のため対応が難しい地域も増えつつある。地域によっては「市が責任をもって管理すべき」との意識があり、活動が活発に行われている地域との格差が生じる。	市民及び市道近隣の地域団体・市道利用者	市道整備(除草等)作業を地域団体に行ってもらい、それに対し報償費を支払う。(年2回を限度)	安全で良好な道路環境づくりと道路保全・美化の向上を目指し、地域の市道は地域で管理できる状態をつくること。	事業は継続する。除草を含め維持管理業務を地域で対応するシステムについては、今後検討する。	(1)路面補修(除草)件数 件 619 627 640 実施件数	H21 86,657	(4)除草面積 ㎡ 2,455,266 2,518,907 2,600,000	除草総面積	3	3	3	3	4	4	20	C	継続	継続	主に地域住民が利用する道路については、除草を含めた維持管理業務を地域で対応するシステムを検討する。	有	4	市民の多様な力の活用	有	4	市民の多様な力の活用														
175	環境	3	3	16	土木課	小規模市道整備事業(道路・橋梁修繕)	地域や市民からの要望、パトロール等により確認した修繕箇所について、必要・緊急度の高い箇所から順次修繕工事を行う。路面の破損、路肩及び法面崩壊、水路修繕などで、比較的規模が大きく、緊急性も比較的低い箇所、あるいは広範囲で施工することがより有効と判断される箇所については、設計・入札を行い適正価格で高品質の修繕工事を行う。平成22年度 工事箇所数 92箇所 平成23年度 工事箇所数 70箇所	膨大な修繕要望に当たっては、昨今の工費高騰化への対応及び緊急順位判断の的確・公平性が求められるため、担当職員との更なる資質向上を図る。コスト重視、容易工法等、従来の手法にとらわれず交通弱者や環境には配慮するなど時代に即した工事執行を進める必要がある。	市民・道路利用者	市道(橋梁)の維持修繕工事	道路環境の保全と通行の安全な道路状態を保つ。	優先順位を定め、計画的に事業実施に努める。	(1)工事箇所数 箇所 71 92 70 道路橋梁維持修繕工事箇所数	H21 5,324,761	(4)事業執行 % 100 100 100	小規模、必要最低限で施工しており成果が上がる。	4	4	5	5	5	28	A	継続	継続	市道・橋梁等維持修繕事業は、安心・安全な通行確保という、全ての市民を対象とした事業である。市民のニーズは極めて高く、事故未然防止等の住民安全確保は行政責任である。	有	10	内容の改善	継続	安心安全の確保からも重要な事業である。民間提案、民間競争によるコスト削減も検討しながら事業継続とする。	有	3	民間委託等の推進													
176	環境	3	3	17	土木課	県道改良事業(権限移譲)	県道35路線の維持修繕を事務処理特別条例の手法で、平成17年度～19年10月25日実施。平成19年10月26日からは道路法第17条第2項により県道20路線の管理を開始。平成18年度 5路線6箇所の事業実施 平成19年度 4路線5箇所の事業実施 平成20年度 9路線10箇所の事業実施 平成21年度 8路線9箇所の事業実施 平成22年度 8路線10箇所の事業実施 平成23年度 9路線11箇所の事業実施予定	身近になった県道改良工事について、厳しい財政運営の中で、優先する路線、整備箇所の選定を住民の理解を得ながら進める。	道路を利用する市民や企業等	県道拡幅等による整備	安全、快適、利便性の確保	予算配分の選択と集中	(1)道路改良延長(m) 1,795 1,065 1,210	H21 443,832	(4)改良率 % 15 36 43	低コストで大きな効果を発揮する道路整備のあり方について、住民、地権者、行政とで合意形成を行う。	5	5	3	4	5	27	A	継続	継続	道路法第17条第2項により、市内完結の20路線の道路改良事業が市の判断で可能になったため、財源確保により確実に改良を実施していく必要がある。	有	9	事業の迅速化	継続	市道等の整備とあわせ、効率的な改良を行っていく必要がある。	有	15	効果の検証													





平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27～30 B22～26 C17～21 D12～16 E6～11

総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	ランク	H21年度 評価	H22年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 改善の必要性	2次評価 結果	拡大・縮小 改善の必要性																	
														活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	目的適合性									実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ												
																																									判断理由	内容	有無	改善区分	判断理由	内容	有無	改善区分				
181	第6	都市	高度情報化	16	秘書広報課	電子自治体推進事業	行政手続きの電子化により、インターネットを利用した手続方法の拡大による利用者の利便性の向上と、事務の効率化を図るものである。また、2006年1月19日政府のIT戦略会議にて決定された、国・地方の申請・手続等のオンライン利用を2010年度までに50%以上にするという目標(IT新改革戦略)から伺えるように、地方自治体への強制力があるわけではないが、国家的な意味合いも強い。	IT技術を活用し、住民等の利便性の拡大を目的とする。	三次市民等	電子申請・電子入札・公共施設予約システムの利用促進のための追加手続の追加や、他市で追加実績のある手続について導入検討をおこなった。平成22年度は、犬の死亡届、みよ夢大学(期間限定)の公開を行った。	広島の決定した目玉事業(電子申請利用促進のための追加手続の追加)や、他市で追加実績のある手続について導入検討をおこなった。平成22年度は、犬の死亡届、みよ夢大学(期間限定)の公開を行った。	5,547	1	オンライン受付件数	件	784	1,704	800	平成22年度は電子入札システムの負担金増や、施設予約システムで施設を追加したことにより、事業費が増加した。	4	電子申請受付数	件	29	23	30	犬の死亡届が増加しているが、利用数が増加にはつながっていない。	2	施設予約オンライン件数	件	282	220	250	減少しているが利用数としては横ばい。	4	電子入札入札件数	件	473	1,461	450	入札参加資格の更新が21年度より増加した。	5	3	3	21	C	継続	継続	各システムは広島県・市町共同利用で使われているシステムであるため、システム更新時期が事業廃止の判断時期となる。ただし、電子申請システムについては電子証明書を利用している自治体は全国的にも少なく、申請の受付に電子メールが十分代用品になる。県内で公開されている電子申請についてもほとんど電子メールで代用	他の広島県内類似市町の動向を見ながら縮小の方向で検討する。(但し、平成26年度の更新時期までは継続)	予算額		
182	第6	都市	都市の魅力づくり	15	都市整備課	三次駅周辺整備事業	・JR三次駅から市道十日市274号線までの鉄道と国道183号に囲まれた区域と駅南側の一部の区域を含めた約1.4haを事業区域とし、都市のエンタランスとしての交通拠点機能の充実・強化や「ひと・もの・情報」の交流と賑わいの創出を図るため駅前広場の整備、交通センターの整備、観光情報施設等を整備する。 ・H23年5月末に交流と賑わいの創出の一環事業として位置づけられていた十日市コミュニティセンターが完成し、地域のみならず様々な団体等の交流拠点として活用されることとなる。 ・鉄道で分断された南北の歩行者動線の安全と利便性を図るため、駅南北を結ぶ自由通路の設置、駅南広場の整備、中原踏切内の歩道を拡幅する。 ・更にH22年度に事業化となった一般国道183号道路	駅前広場再整備、交通センター、観光情報施設、十日市コミュニティセンター(H23年5月末完成)、駐車場、駅南北自由通路、駅南広場、駅南道路(自歩道)整備、中原踏切歩道拡幅など、関連事業:国道183号道路改良事業(広島県)	市民、公共交通機関利用者(入込客)	用地買収について、H23年度以降も継続して実施する必要があるが、国道183号道路改良事業の事業化に伴い、H23年度以降に計画する用地買収に進捗が見られた。また、一方で代替地が必要など地権者の立場に立った事業の推進も必要である。	243,817	1	用地取得面積	m <sup>2</sup>	1,559	-	1,043	三次駅周辺整備事業用地(計)の取得面積(JR用地除く)	4	用地取得率	%	83	83	97	三次駅周辺整備事業用地(計7410.9m <sup>2</sup> )取得率(JR用地除く)H21まで4595m <sup>2</sup> 取得	4	地元等説明・協議	回	73	61	50	地元関係者等への説明会、意見交換会、個別訪問等	5	施設整備に係る検討委員会	回	12	5	3	施設整備に係る検討委員会(役員協議、意見交換会、視察含む)	6	680,471	6	25	B	継続	継続	本事業は、平成18年度からまちづくり交付金事業として計画を進めてきたが、引き続き用地買収、施設整備が必要であり、平成23年度からは社会資本整備総合交付金事業(都市再生整備計画事業)として事業を推進を図る。今後は、JRと調整が必要な事業期間内(平成26年度末)に完了させるためにも事業の迅速化が必要である。	用地買収など計画的に事業が進んでいる。今後は、より事業進捗力を上げ継続する。	9	事業の迅速化	9	事業の迅速化
183	第6	都市	都市の魅力づくり	12	都市整備課	土地区画整理事業(三良坂駅前線・下郷地区)	三次市の生活拠点の一つである三良坂地区において、馬洗川で分断されている下郷地区とJR三良坂駅の既存商店街を結ぶ幹線道路の新設と併せて両地区を一体的に面整備を行い駅前市街地の再整備及び下郷地区の宅地整備を行うことにより人口増加の受け皿となる生活拠点機能を強化するまちづくりを行うことを目的としていたが、残事業費が多く、完成までに長期間を要することから経費削減のため事業の見直しを行う。	区域外となる地域の関係権利者と建物改修等に係る協議を進めながら、今後の三良坂町のまちづくりを策定していく。	JR三良坂駅のある駅前地区と下郷地区の関係権利者	道路の整備や上下水道整備などのインフラ整備を行い、良好な宅地を整備する。	下郷地区のインフラ整備を行い、人口増及び商店街の活性化を図り、三次圏の生活拠点の機能を高めるまちづくりを行う。	事業の見直しを行うことを地元協議会の臨時総会において承認を得た。	25,531	1	推進協議会の開催数	回	6	25	10	関係権利者の協議とまちづくりを推進する協議会の開催数。	4	事業進捗率	%	19	19	19	駅前地区の事業見直しに伴い、事業の進捗率が上がらない。	3	関係権利者の出席を得ている。	3	1,021,232	5	94	246	100	関係権利者の出席を得ている。	3	1	2	5	3	17	C	縮小	縮小	駅前地区の事業計画(都市計画道路三良坂駅前線と東道三次庄原線の交点が現在高より1.14メートル上がることにより影響を受ける建築物の移転補償を行う。)	全体事業の縮小は地元合意が得られたので、今後は決定した事業範囲の中で、地元との合意形成を図りながら、計画的に事業執行していく。また今後の地区のまちづくりについても地域住民とともに検討していく必要がある。	10	内容の改善	有		
184	第6	都市	都市の魅力づくり	23	都市整備課	公園施設長寿命化計画策定事業	今後、国の補助事業を受けるためには、公園施設長寿命化計画策定を平成25年度までに作成しなければいけません。現在、公園台帳すら未整備であり、策定が行えない状況です。台帳の整備を行い、策定を行い、計画的な維持・管理を行っていく必要があります。	計画を策定しなければ、今後は補助金を受けることが出来なため、早急な対応が必要。また、計画書の内容を精査する必要がある。	市民(公園利用者)	公園施設の調査を行い、今後の維持管理計画を策定する。	策定された計画を基に、公園施設の安全確保を行う。情報をデータ化することで、維持管理コストの平準化が図れる。	効果)本計画を策定後は、公園施設の利用者の安全確保や、情報をデータベース化することで業務の縮減が図れます。また、管理コストの構造を把握することができるようになるので、コスト削減を図りながら、計画的な維持管理が可能になります。		1	調査・策定の進捗率	%	2	2	2	調査・策定の進捗率	4	維持管理コスト	%				今後の公園施設の維持管理において必ず必要となるものがある。	3	調査項目、策定方法等を精査することで成果向上の余地あり。	3	調査項目、策定方法等を精査することでコスト削減の余地あり。	5	5	5	5	5	26	B	継続	継続	これから策定するに当たり、調査方法、成果品をどのようなものにするのか等の精査が必要である。	早急に事業計画を策定し、計画的な維持・管理を行う必要がある。	10	内容の改善	有							



平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27～30 B22～26 C17～21 D12～16 E6～11

総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計 点	H21 年度 評価	H22 年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 理由	改善の 必要性	2次評価 結果	拡大・縮小 理由	改善の 必要性						
														活動指標	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	説明										目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
														(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)										(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
189	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	15	環境政策課	斎場建設事業	新しい斎場施設を整備する。 建設場所:三次市大田幸町 畑原地内 ・構造:鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造(地上2階) ・延床面積:2,478.66㎡ (1階:1,932.42㎡、2階: 546.24㎡) ・待合室、収骨・見送ホール を1ユニットとし、大中小の3 ユニットから構成 ・斎場の整備とあわせて公園 を整備する。 ・現在、平成24年春の供用 開始に向け取り組んでいる。	3月から建築主体工事等の 工事に着手した。平成24年 2月末に竣工し、炉の試運転 調整等を行い、供用開始を4 月にできるように取り組む。	市民	現斎場の老朽化 に対応するため、新斎場を建 設する。	畏怖感や不浄感 を払拭し、明るく 清潔な施設であ るとともに、周辺 環境との調和や 環境保全に配慮 した施設を整備 する。	評価結果は「拡 大」で、判定理由 は「平成24年4 月からの斎場施 設の供用開始に 向け、建設工 事スケジュール に則り、着実な工 程管理、工事に あわせて、定期 的に建設工事等 の工程会議等 を実施し、着実な 施工を行った。	702,931	(1) 説明会、 各委員会 等の開催	回	271	31	20	協議会等との 協議により 斎場建設に 対する理解 を深めること ができた。	H21 21 109,236	(4) 住民合 意、建設 事業等	単位	-----	-----	-----	-----	4	施設整備に ついて、委 員会を開催 し、広く意 見を聴取し ている。また、 市民の方に 親しみを持 ってもらう よう施設の 愛称(呼称) を募集す る。	4	4	4	5	5	5	27	A	拡大	継続	平成24年春 の供用開始 に向け、スケ ジュールどお り着実に事業 を進めていく よう取り組 む。	9 事業の迅速化	
190	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	土木課	排水路新設改良事業	平成18年度は、9箇所につ いて事業実施を行った。 平成19年度は、6箇所につ いて事業実施を行った。 平成20年度は、5箇所につ いて事業実施を行った。 平成21年度は、6箇所につ いて事業実施を行った。 平成22年度は、きめ細かな 臨時交付金(H21繰越分)で 15箇所について事業実施を 行った。 平成23年度は、1箇所につ いて事業実施を行う予定。	計画的な整備には、多大な 費用が伴う。	市民	排水路を整備す る。	安全で快適、利 便性の確保。	事業継続	30,550	(1) 排水路改 良延長 (m)		589	697	110		H21 21 44,484	(4) 執行率 %	100	100	100		4	目的達成の ためには、排 水路改良が 最も有効。	4	4	3	5	4	4	24	B	継続	市民ニーズも 高く、安心、安 全な生活を維 持するには欠 かれない事業 であるが、事 業実施におい て膨大な費用 がかかるため、 今後は、コス トパフォーマンス を考えた計 画的な整備 が必要である。	10 内容の改善			
191	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	22	建築住宅課	住宅外壁改修 工事(みよし 住宅1号~4 号館)	昭和44年度から昭和49年 度に建設された鉄筋コン クリート四階建て住宅4棟の、 外壁等が経年により劣化し ているため、安全性の向上、 防水性能の強化及び美観向 上のため外壁改修工事を 行うことにより、住宅の長寿 命化を図る。 [事業実施概要] 平成22年度:1号館設計 済 平成23年度:1号館(16 戸)工事・2号館設計 平成24年度:2号館(24 戸)工事・3号館設計 平成25年度:3号館(24 戸)工事・4号館設計 平成26年度:4号館(24 戸)工事 社会資本整備総合交付金事 業(補助率50%)により実施 する予定	平成23年度実施予定の「公 営住宅等長寿命化計画策 定事業」により改修計画の一部 調整を図る必要がある。	市営住宅入居者	外壁の劣化補修 及び塗装、並び に外部付帯施設 の補修。	外壁改修工事の 実施により、住宅 の長寿命化を図 る。	昨年度は行政 チェックは行って いない。	670	(1) 1号館戸 数	戸	16			1戸あたりに 換算した外 壁改修事業 費	H21 21 16	(4) 入居戸数 戸				16	現在入居し ている住宅 戸数	5	1号館は昭 和44年度 に建設した 鉄筋コン クリート四 階建ての住宅 であり、建設 から既に41 年が経過し ている。そ のため外壁 等の劣化が 進んでいる ため改修工 事による長 寿命化が求 められている。	5	4	5	4	4	27	A	継続	みよし住宅を 長期間にわた り活用していく ためには外壁 改修工事によ り、住宅の長 寿命化を図 ることが必須 の条件である。	8 事務事業の効率化			
192	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	23	建築住宅課	三次市 営住宅 等長寿命 化計画策 定事業	三次市が管理している69団 地、1,206戸の市営住宅等 について、設備の更新時期 やリフォームの時期、耐久性 の向上に資する改善計画、 さらには団地の廃止(用途 廃止)時期等を含めた総合 的な長寿命化計画を平成23 年度中に策定するものです。 地域住宅計画にかかる社会 資本整備総合交付金事業を 継続的に実施するため は、公営住宅等長寿命化計 画を策定する必要があります。	各住宅の用途廃止時期の設 定及び募集停止住宅の取扱 方針(建替入の方針・敷地の 活用方針等)を決定する必 要がある。	市営住宅入居者	公営住宅等のス トックの現状を詳 細に分析すると ともに劣化状況 調査及び劣化診 断等を行うこと により、効率的な 対応策と長寿命 化に関する基本 方針を策定する。	長寿命化計画の 策定により、既 存公営住宅等 の長寿命化と 有効活用を計 画的に進める ことが可能に なる。	昨年度は「公 営住宅ストック 総合改善事業」 として評価し たが、事業 内容が異なる ため新たにチ ェックシート を作成した。		(1) 住宅管理 戸数	戸	1,206			住宅1戸当 りに換算し た事業経費	H21 21 1,206	(4) 現年分住 宅使用料 収納額	千円	142,178	201,781	206,800	平成22年度 から定住促 進住宅320戸 の管理開始	5	地域住宅計 画にかかる 社会資本整 備総合交付 金事業を継 続的に実施 するため必 須事業であ るため目的 的に適合し ている。	5	国の要綱 に従って実 施する事業 であり、実 績による成 果向上の 余地はない。 長寿命化 計画策定業 務は外部 委託により 実施する予 定である が、入札 による事業 コスト削減 以外のコス ト削減は少 ない。	4	市が管 理する公 営住宅 等のデー タをもち に作成す る長寿命 化計画の 事業であ り、市以 外には実 施できな い。	4	公営住 宅等を長 期間にわ たって活 用するた めの長寿 命化計画 策定であ り、社会 資本の有 効活用点 からも社 会的ニ ーズは高 い。	4	4	27	A	終了	公営住宅等 長寿命化計 画策定事業 は、平成23 年度事業 である。	終了



平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

総合評価:・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計 点	H21 年度 評価	H22 年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の 必要性	2次評価事務事業		拡大・縮小	改善の 必要性												
														活動指標	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	説明	目的適合性							実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地			市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	内容	判断理由	内容					
																																													改善区分	改善区分			
197	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	14	水道課	上水道施設管理委託	昭和39年度に水道事業運営の許可を受け、浅井戸を水源とする寺戸浄水場が昭和43年度から一部供用開始、平成5年度に向江浄水場が完成し、水源を灰塚ダムの河川表流水に求めた。平成18年度には、クリプトスリジウム対策として、寺戸浄水場へ膜ろ過施設の整備を行ってきた。平成14年度の水道法改正に伴い、第三者委託が可能となり、安全で安定した水道水の供給及びコスト削減のため、民間委託に対する利用者の要求度は高まり、高度な技術を取得した技術者が監視することで、水道水の信頼度を高めることができる。	水道給水区域が拡大されるに伴い、管理施設(ポンプ所・配水池)が増加し広範囲となっている。現在給水区域の浄水場の負担割合が寺戸浄水場8、向江浄水場2となっている。安全性の確保から6対4の2系列目の着手及び運転時間の延長など浄水量を確保する。	水道利用者の市民	供用開始区域の拡大に伴い、ポンプ所・配水池等が増加したため、今後委託管理施設を追加契約を行い、水道水の安定供給に努める。	高度な水道施設の運転管理技術を有した業者への委託を行い、良質な安定した水道水を継続して供給する。	平成21年度から簡易水道施設と一体化して、水道施設の運転管理の委託契約を行ない、コスト削減及び上水道・簡易水道施設の運転管理を高水準に引き上げ、さらに安全で安定した水道水を供給するよう5年間の契約とした。	38,132	(1)委託件数	件	1	1	1	債務負担による業務委託件数であり、施設の増設・簡易水道施設との一括発注によりコストに変動がある。	38,188,000	(4)有収率	%	89	88	89	区域拡張に伴い、末端部分でのドレン排水	4	ライフラインの根幹的施設であり、水質確保と安定供給が継続されている。よって、快適環境の確保に貢献している。	3	給水区域の拡大につれ、末端での水質確保などに技術を要する。今後成果の向上が見込まれる。	3	業務委託期間を延長することにより、委託業者が先行投資への意欲がでる。また、社会技術開発等を積極的に進め、コスト削減が図られる。	3	民間の施設管理のノウハウを最大限に活かすために市関与を少なくし、民間業者へ技術的支援を行う。また、市独自の技術的支援を行う。また、民間業者へ技術的支援を行う。また、民間業者へ技術的支援を行う。	4	業務の継続により、安定した水量・水質が提供できるため、市民ニーズは高い。	4	業務の継続により、安定した水量・水質が提供できるため、市民ニーズは高い。	21	C	継続	継続	水道事業者が、使用料金を徴収して事業運営しているため、最終的な責任は水道事業者にある。しかし、水道事業者の技術的支援により、コスト削減が見込まれる。今後も他事業との調整を積極的に行いながら、継続して実施する必要がある。	1	7	コストの削減	1	4	成果の向上
198	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	15	水道課	公共工事に伴う工事負担金	配水管の新設・増径・更新その他の事業(道路改良・下水道事業)と一体的に行なうことにより、事業費を安価に抑えること及び工事がスムーズに進捗することができる。	他の公共工事と一括発注によるものであり、整備に時間がかかると懸念される。また、水道施設の整備(配水管布設工事)を実施することにより、ライフラインの整備が促進される。	市民	水道施設の整備(工事負担金による配水管布設工事)	他事業と一体的に行なうことにより、コスト削減を行い、安全で衛生的な生活用水を安定供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る。	継続	107,268	(1)公共工事に伴う負担金	工事	2	1	1	一件当りに投資した事業費	55,252,500	(4)管路延長	m	4,409	2,385	3,000	整備した管路延長	5	上水道配水管新設・増径・更新の経費削減のため	5	各担当部署へ負担金を支払うことにより、担当部署の発注方法や施工方法等、業者間のトラブルが無く、上水道配水管新設・増径・更新の経費削減が図られる。	3	公共工事と同時施工により、経費の削減を図る。	5	水道事業は、市が経営しているため、	5	安全で衛生的な生活用水を安定供給する必要性が高い。	4	配水能力の向上と経費の削減を図る。	27	A	継続	継続	道路改良・下水道事業等他事業と併せ、一体的に上水道管の新設・増径・更新を行なうことにより、経費の削減及び施工の効率化を図る。	1	7	コストの削減	1	7	コストの削減
199	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	水道課	上水道整備事業	本市の上水道事業は、昭和39年度に創設した。創設後、現在第4期拡張計画を行ない、順次給水区域の拡張を行なっている。また、給水区域内においても必要に応じ配水管の布設・増径・老朽管更新等を行なっている。平成22年度は、区域拡張地区として、田幸地区(糸井町・青河地区(栗原町)・河内地区(小文町)・秋町地区)について、設計及び配水管布設工事・配水池・送水ポンプ所・加圧ポンプ所等の工事を実施した。また、老朽管の更新で、十日市東1丁目・鳥敷町の整備を行った。新規に上水道更新事業として、緊急遮断弁の実施設計を行った。	水道施設の整備(拡張事業・配水管布設工事・老朽管更新)を進めることにより、更新するライフラインの整備が促進される。また、給水区域内においても必要に応じ配水管の布設・増径・老朽管更新等を行なっている。平成22年度は、区域拡張地区として、田幸地区(糸井町・青河地区(栗原町)・河内地区(小文町)・秋町地区)について、設計及び配水管布設工事・配水池・送水ポンプ所・加圧ポンプ所等の工事を実施した。また、老朽管の更新で、十日市東1丁目・鳥敷町の整備を行った。新規に上水道更新事業として、緊急遮断弁の実施設計を行った。	市民	水道施設の整備(区域拡張・配水管布設工事・老朽管の更新)	給水区域の拡大、配水池の整備、施設更新による安全で衛生的な生活用水を安定供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る。併せて水道管の維持管理の軽減を図る。	平成21年度末の水道普及率は、91.0%であったが、平成22年度末の普及率は、91.9%であり0.9ポイント上昇した。	(1)事業数	式	1	1	1	本事業に投資した事業数	673,242,000	(4)給水戸数	戸	13,495	13,561	13,661	本事業により給水が可能となる戸数	5	上水道の整備を行うことにより、安全で衛生的な生活用水を安定供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る。	3	事業実施までの期間短縮等の向上の余地はある。	3	上水道の整備を行うことにより、配水能力の向上と維持管理費の削減を図る。	5	水道事業は、原則として市が経営している。	5	安全で衛生的な生活用水を安定供給する必要性が高い。	4	安全で安定した生活用水について、市民の関心は高い。	25	B	継続	継続	水道未普及地域の水道施設の整備や老朽管の更新を行うことにより、ライフラインの整備が促進される。また、給水区域内においても必要に応じ配水管の布設・増径・老朽管更新等を行なっている。平成22年度は、区域拡張地区として、田幸地区(糸井町・青河地区(栗原町)・河内地区(小文町)・秋町地区)について、設計及び配水管布設工事・配水池・送水ポンプ所・加圧ポンプ所等の工事を実施した。また、老朽管の更新で、十日市東1丁目・鳥敷町の整備を行った。新規に上水道更新事業として、緊急遮断弁の実施設計を行った。	9	事業の迅速化	9	事業の迅速化			
200	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	水道課	簡易水道整備事業	簡易水道事業は、水道未普及地域の解消及び安全で安定した水の供給が可能なよう、君田町・布野町・作木町・吉倉町・三反坂町・三和町・甲奴町において、それぞれ事業推進するものである。	この事業の効果指標には、水道普及率の向上が求められるが、各家庭の接続率が、事業進捗率に比べて低い。また、現在の未普及地域には点在している家屋が多いため、いかにコスト削減を図るかが課題となる。	簡易水道区域内の市民	管渠敷設工事、配水池や浄水場の建設工事の実施により、良質な水質・水量の供給を図る。	平成28年度に上水道と統合した簡易水道施設の整備を実施するものや水道未普及地域の解消のため実施したもので、安全で衛生的な生活用水を安定供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る。併せて水道管の維持管理の軽減を図る。	平成21年度末の水道普及率は、56.8%であったが、平成22年度末の普及率は、57.9%であり1.1ポイント上昇した。	(1)事業数	式	1	1	1	本事業に投資した事業数	672,352,000	(4)給水戸数	戸	4,536	4,546	4,600	本事業により給水が可能となる戸数	5	水道の整備を行うことにより、安全で衛生的な生活用水を安定供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る。	3	加入促進の啓発を行い、水道への接続率を向上させることが必要である。	3	受益者ニーズの再調査を実施し、不必要な管渠整備を調整する。	5	水道事業は、原則として市が経営している。	5	良質な水質・水量の供給を図り、地区住民の健康と生活文化の向上を図る。また、給水区域内の事業箇所を重点的に見直しを図る。	4	水道未普及地域では、各家庭において、湧き水・井戸水に依存しており、一部地域によっては、湯水期における水不足が深刻化しており、全体加入者数から市民ニーズは高い。	25	B	継続	継続	水道未普及地域の水道施設の整備や老朽管の更新を行うことにより、ライフラインの整備が促進される。また、給水区域内においても必要に応じ配水管の布設・増径・老朽管更新等を行なっている。平成22年度は、区域拡張地区として、田幸地区(糸井町・青河地区(栗原町)・河内地区(小文町)・秋町地区)について、設計及び配水管布設工事・配水池・送水ポンプ所・加圧ポンプ所等の工事を実施した。また、老朽管の更新で、十日市東1丁目・鳥敷町の整備を行った。新規に上水道更新事業として、緊急遮断弁の実施設計を行った。	9	事業の迅速化	1	8	受益と負担の適正化		

平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A:27-30 B:22-26 C:17-21 D:12-16 E:6-11

総合評価:・・・'拡大'/'縮小'/'継続'/'終了'/'廃止'から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ					市の役割		必要性		合計点	H21年度 評価	H22年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務事業		拡大・縮小	改善の必要性											
														活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	目的適合性							実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地			民間委託の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容
201	都市	3	(4)安全で快適な生活環境づくり	11	下水道課	下水道接続普及促進事務	公共下水道事業と農業集落排水事業による汚水処理可能な下水道供用開始区域の拡大を受け、下水道施設への排水設備の接続を促進する。具体的には、管渠敷設工事説明会や供用開始説明会、供用開始後さらなる接続を促すための戸別訪問や説明会などを実施する。	下水道への接続は、下水道法に接続義務が課せられているものの、施設を改造し接続に必要な工事が必要であり、社会経済的な状況などにも左右されやすい。下水道へ接続されていない住民・市民に対する加入促進をどのように進めていくか検討が必要である。	下水道供用開始区域内の住民・市民	下水道事業の目的(汚水を適正に処理することにより環境衛生の向上が図られる)について理解を深め、下水道への接続を促進する。	下水道が利用できる家庭・企業がすべて下水道へ接続する。	改善点は特になし。	948	(1) 下水道について説明した戸数	戸	250	367	992	下水道の普及促進として、最も有効な啓発手段である。	H21 2,368	(4)	下水道普及率	%	61	68	70	普及率	5	下水道の目的を達成するため、不可欠なものである。	説明会や戸別訪問は、とても有効な手段であるが、なかなか時間をとり訪問面接が来ていない。パンフレットを郵送しただけで接続に寄っているか不明である。	普及促進のマルチメディア活動は成熟しており、コスト削減することは難しい。	民間委託が可能である。	生活環境の向上・保全のため、社会的ニーズが高くなる必要である。	学校・地域コミュニティなどで下水道講座を実施するなど市民からの関心度は高い。しかし、接続状況は、供用開始からの時間や地域による温度差もあり、まちまちの状況である。	22	B	拡大	拡大	3	民間委託等の推進	環境衛生の向上という下水道事業の目的の達成と下水道事業の安定経営及び運営を図るため、下水道への接続義務を果して頂く必要がある。接続率を向上に向けて、積極的な活動を推進する必要がある。	事業規模	有	14	成果の向上			
202	都市	3	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	下水道課	小型浄化槽設置補助金	近年の産業の高度化・生活様式の多様化等により、河川等の水質悪化が進行している。環境意識の変化により、産業活動に伴う排水の浄化は促進されているが、生活排水の浄化対策は、公共下水道等の整備区域の拡大が遅れがでている。このため、公共下水道等の事業認可区域以外の区域及び市町村設置型浄化槽設置区域を除く市内全区域を対象として、住宅(併用住宅を含む)に浄化槽を設置する者に補助金を交付する。もって、公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を推進する。	県の財政事情の悪化により、県からの補助金が減額傾向にある。平成22年度から新築移転の家屋に対する県費補助金がなくなったが、住民に対する補助金は、従来どおりとしている。財源の確保が必要である。	町村設置型浄化槽に特定浄化槽を併設する市町村内農業集落排水・住宅・宅	申請に基づき補助金を交付する。	公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の改善を図る。	'事業規模の拡大'との結果がでたことに対して、平成22年度より補助限度額を増額して、生活環境改善のための積極的に事業を行っている。	74,429	(1) 浄化槽設置数	基	126	125	180	浄化槽1基当たり事業費	H21 512,119	(4)	浄化槽処理人口(増加)	人	422	940	633	本事業により浄化槽処理可能となる人口	4	家庭排水を浄化することで、河川等の水質改善をすることによる一定の成果を得た。公共下水道の整備範囲の縮小による代替手段としての効果は大きい。	水質悪化の原因成分の除去を促進し、生活環境の保全のため、引き続き、事業の継続をしていくことは必要である。コスト削減の余地はない。	公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全のため、引き続き、事業の継続をしていくことは必要である。コスト削減の余地はない。	国・県からの交付金等もあり、市の関与は必要である。	河川等の水質悪化の進行により、環境意識の変化があらわれ、水質汚濁の防止等生活環境の保全の社会的ニーズが高い。	公共下水道等の整備区域は限定されるが、その区域を除いた地域における生活環境の改善など、市民ニーズが高い。	25	B	拡大	継続	18	受益と負担の適正化	公共下水道等の計画区域外の生活環境改善のため、整備計画を踏まえ、計画的に事業を行うことが必要である。	有	16	予算の見直し				
203	都市	3	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	下水道課	公共下水道事業(三良坂)	三次処理区においては、平成2年に事業着手した。三良坂処理区については、平成7年に事業着手した。	下水道事業は、都市計画事業であり、三次処理区において860ha(酒屋地区含む)の用途面積に人口22,330人の人口密集地域があり、都市計画税の賦課を行っている。現在、三次処理区の事業整備面積は、295.1ha・10,648人で約48%の面積にとどまっている。今後は、整備区域の年次整備目標設定を行い、早期に用途区域内の整備を図っていかねばならない。三良坂処理区については、平成23年度から駅前の整備に向けて実施計画を策定し、来年度から事業着手していくよう作業を進めている。	下水道事業区域内に居住する市民及び事業所	各家庭や事業所からの汚水を下水道管渠により集水し、直接汚水処理場において汚水浄化を図る。このことにより、事業区域内の排水路や河川の水質の改善が図られる。また、洋式水洗トイレの普及につなげ身体に優しい生活環境の改善が図られる。	計画的な整備計画を行い、小口径マンホールの採用によるコスト削減を図り、事務事業の効率化を図る。早期に説明会や早期接続について啓発と普及促進に努めた。	1,720,081	(1) 拡大処理区面積	ha	279	318	358	処理区域面積の拡大	H21 7,918,000	(4)	計画処理人口	人	25,820	25,820	25,820	処理区域内の人口(三次+三良坂)	5	接続工事により市民に快適で便利な暮らしに改善され、汚水処理を行うことにより河川の水質保持と水資源の再生を図る。	面整備区域の拡大により下水道接続人口が多くなるので、水環境の改善に成果の向上の余地が大きい。	処理場の統合・汚泥の集中・加工・販売及びガスタークタンク導入により汚泥の削減効果は大きくある。	下水道法第3条により、市が設置することと定められている。	下水道に接続することで、家の周りの水路に水がなくなり、蚊やハエの発生源が減少し衛生的になると同時に、水環境の安定が図られる。	都市計画税を何年も支払っていることで、下水道整備の要求が強く、整備が遅れていることによる批判が厳しい。	あと9年で約束を果たすことが、市と市民の信頼につながることも市民の快適な生活環境の提供ができるので、早期完成に取り組んでいく必要がある。	27	A	継続	継続	17	コストの削減	事業計画の精査を行い、効率的な整備を進め、早期完了をめざすとともに、下水道事業の効果も上げるため、供用開始後の早期加入について積極的な促進が必要である。	有	14	成果の向上				
204	都市	3	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	下水道課	浄化槽市町村整備推進事業	近年の産業の高度化・生活様式の多様化等により、河川等の水質悪化が進行している。環境意識の変化により、産業活動に伴う排水の浄化は促進されているが、生活排水の浄化対策は、公共下水道等の整備区域の拡大が遅れがでている。このため、農業集落排水事業に取組む和知地区内において、家庭間距離等の条件により、事業整備が困難な箇所については、市町村設置型浄化槽に取り組み、生活環境の向上に努める。	和知地区においては、平成22年度から平成24年度を事業期間として整備を進める。和知地区においては、農業集落排水事業を実施しているが、家庭間距離や宅地・農地等の条件により、汚水管渠に接続が難しい家屋を対象として、市町村設置型浄化槽を設置していくものである。農業集落排水接続者と浄化槽設置者との間で不公平感が生じないように、事業を進めていく必要がある。	公共下水道等の事業対象区域(和知の町住居等を対象とする)	申請に基づき小型合併浄化槽を設置する。設置対価(受益者分)と月々の使用料を徴収し、維持管理費へ充当する。	公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を推進する。	小型浄化槽設置整備事業補助金へ移行できるよう、現在は、和知地区のみ特化して事業を進めている。	15,091	(1) 設置数	基	6	12	14	浄化槽1基当たり単価	H21 1,533,000	(4)	浄化槽処理人口(増加)	人	19	37	41	本事業により浄化槽処理が可能となった人口	3	河川等の公共用水域の水質改善に一定の成果を得た。	水質悪化の主要原因の窒素、リン除去を推進する必要がある。	市設置・管理の、利用者に市への依存度が生じており、一部で管理費の増額が見受けられる。	普及状況及び生活環境の改善程度から、地域住民個々の対応に切り替える時期に至っていない。	社会的ニーズもあるが、市の関与の必要性には疑問がある。補助事業に切り替えていく必要がある。	市民ニーズであるものの、市の関与の必要性には疑問がある。	和知地区農業集落排水資源循環補助事業として、平成24年度までは、事業を行っていき、個人設置補助事業へ切り替えていく。	16	D	縮小	縮小	2	終期の設定	生活汚水の処理における合併浄化槽の設置については、個人設置補助事業へ移行することとする。	事業規模	有	12	終期の設定		









平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H21年度 ランク	H22年度 ランク	H23年度 ランク	1次 総合評価	拡大/縮小	改善の必要性	2次評価事項(改善点)	拡大/縮小	改善の必要性						
														活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明											目的適合性	実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
														活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明											目的適合性	実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
217	第6都市	4市役所改革	(1)市民満足度の向上	16	市民生活課	総合窓口(ワンストップサービス)	より質の高い市民サービスの提供を目指し、市民ニーズにワンストップでサービスを提供することにより、住民負担の軽減と満足度のアップを図る	各部署に関連する知識を要するため、深い知識の習得が必須となる。そのためには研修等による職員の資質の向上を図ることが重要となる。また、部署間の連携や総合窓口に対応する業務の再整理を行うことも重要と考えられる。窓口の基本である接遇の向上と待ち時間の解消を図ることも大切である。	各種手続き・届出・証明書交付申請等のために来庁	総合窓口において、複数の部署に関連する業務が完了できるように、広範囲なニーズに対応できるようにする	複数の部署に関連する業務が完了できるように、広範囲なニーズに対応できるようにする	引き続き実施	76,072	1)年間処理件数	件	61,698	59,494	60,596	手数料を徴収した処理件数	H21 1,104	4	証明手数料等	千円	24,798	23,890	24,344	徴収した発行手数料	3	3	4	5	4	23	B	継続	継続	住民要望は高水準で、多様な傾向にあり、このためには他部署との連携を含めた体制の整備と民間のサービス提供感覚を向上させることが求められる。	有	3	民間委託等の推進		
218	第6都市	4市役所改革	(1)市民満足度の向上	17	監査事務局	個別外部監査	平成9年の「地方自治法の一部を改正する法律」により外部監査制度が創設され、三次市では、平成17年度に「三次市外部監査契約に基づき(監査に関する条例)を制定した。個別外部監査は、選挙権を有する者からの事務監査請求、議会からの監査請求、長からの監査要求、長からの財政援助団体等の監査請求、住民からの監査請求があった場合に、議会の議決後、個別外部監査契約に基づき外部監査人(弁護士、公認会計士等)と委託契約を締結し、監査を実施する。監査結果は、長、議会及び監査委員に報告し、監査委員が公表する。	外部監査の要求・請求があった場合、外部監査人の監査が適正かつ円滑に進行できるように議会、長その他の執行機関または職員の協力が要する。要求・請求があった場合、外部監査人との委託契約が必要となる。予算化は必要(平成17年度より個別外部監査業務委託料2,000千円計上)。	請求権を有する者からの監査請求があった場合に、議会の議決後、個別外部監査契約に基づき外部監査人と委託契約を締結し、監査を実施する。監査結果は、長、議会及び監査委員に報告し、監査委員が公表する。	地方公共団体に對するチェック機能を高め、組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化を図る。住民の福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果を挙げる。	(継続)前年度では外部監査の要求・請求がなかったが、実施はしていないが、外部監査契約を締結し、監査を実施している。	1)個別外部監査申請件数	件				個別外部監査の請求件数	H21 #DIV/0!	4	個別外部監査実施件数	件				個別外部監査の依頼件数	H21 #DIV/0!	5	5	4	3	5	4	25	B	継続	継続	平成9年の「地方自治法の一部を改正する法律」により外部監査制度が創設され、三次市では、平成17年度に「三次市外部監査契約に基づき(監査に関する条例)を制定した。現在まで、監査請求の実績はないが、自治体の公金の不正支出等がマスコミにも大きく取り上げられ、市民の関心は高まっている。市民の市政への信頼性を高めるため監査を実施している。	無	2	徹底した情報公開		
219	第6都市	4市役所改革	(2)現場主義による市民と行政との協働	16	秘書広報課	市政懇談会	市内各中学校区単位12会場での市政懇談会を開催し、市の主要施策を説明し、市民と懇談を行う。	平成22・23年度の市政懇談会は会場ごとに懇談テーマを決めて開催したので、要望やクレームはかなりの懇談でなくなったのでよかったという意見もあったが、もっと自由な形で議論したいという意見もあった。今後も市政懇談会を継続し、会場ごとのテーマを決める、パネリストとの対話形式にするなど、市民の意見も取り入れながら開催方法自体も模索していきたい。	市内各中学校区12会場において市政懇談会を開催し、市政の説明及び市民との懇談をする。	懇談を行うことにより、市民と行政が相互の理解を深め、信頼しあう関係を作りながら市民参加による協働のまちづくりを進める。	懇談時間を長く取るよう時間設定し、市政懇談会で発言しきれなかった方には「車中対話」など他にも懇談の場があることをお知らせした。	1)参加人数	人	1,155	1,045	1,043	市政懇談会参加者数	H21 4,793	4	意見・要望件数	件	174	150	150	参加者意見・要望件数	H21 5,270	5	5	3	4	5	4	25	B	継続	継続	市民参加による協働のまちづくりの実現のため、継続することが必要である。	有	1	市民と行政の協働		
220	第6都市	4市役所改革	(2)現場主義による市民と行政との協働	17	秘書広報課	みよしなるほど!出前講座	市民からの要望に応じ、市職員が講師となって市の施策や事業の説明、PRを行う。職員が専門知識を活かし、仕事に対する自覚をたかめる。	市民ニーズにあった講座を適宜開催できるよう、適宜メニュー改編を行う。また、メニュー改編の際には出前講座を広報番組や広報紙でPRし、周知とさらなる利用促進を図る。	三次市内に在住する1通勤程度の団体を主とする。おおむね、1通勤程度の団体を主とする。おおむね、1通勤程度の団体を主とする。	「みよしなるほど!」出前講座、メニューに沿った市民からの申し込みに応じて職員が勉強会などに赴き、市の仕事や施策などについて講義する。	市民の市政に対する理解を深め、協働のまちづくりの担い手としての意識を高める。	平成23年7月にメニューの改編を行った。	1)開催件数	件	290	285	290	平成23年度は危機管理関係の講座増加が見込まれる。	H21 5,089	4	参加者数(延べ)	人	6,396	6,675	6,700	出前講座参加者数	H21 5,100	5	5	3	4	5	4	25	B	継続	継続	市民からの要望に応じ、担当部署の職員が専門知識を活かした講義をし、分かりやすく市の施策を伝えることができる。	有	1	内容の改善	



平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27～30 B22～26 C17～21 D12～16 E6～11

総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H21年度評価	H22年度評価	H23年度評価	1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事項(改善)		拡大・縮小	改善の必要性												
													活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明								目的適合性	実施改善等による成果向上の余地			コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	判断理由	内容	その他内容	改善区分	判断理由	内容	その他内容	改善区分
225	第6都市	4市役所改革	(3)市民の期待にこたえる組織づくりと職員意識	16	危機管理課	不当要求行為対策研修会	全職員を対象として、不当要求行為対策研修会を開催し、不当要求の定義をはじめとした基礎・基本を研修した。	今後は、各職場からの要望に基づき、ロールプレイによる実践研修を重ねることが必要である。	全市職員(臨時・嘱託員を含む)	不当要求行為に対し毅然とした態度で臨むことで、市民からの信頼を得るため、不当要求行為の定義をはじめとする基礎・基本を研修	不当要求行為の紹介を行うことで、市役所への信頼を得ること		(1) 研修回数 回 19 19 19	H21 115,090	4	研修会参加者数	人	615	473	500	平成23年度は外部講師による開催予定	3	3	5	5	3	3	22	B	継続	継続	職員からの相談件数も増加傾向にあるため。	10	内容の改善	10	内容の改善												
226	第6都市	4市役所改革	(4)自主自立の財政基盤づくり	16	総務課	文書管理	文書管理システムにより、行政文書の供覧、決裁のペーパーレス化、スピードアップを図る。行政文書を電子保存することにより、将来的に情報公開請求への迅速な対応など効率的な市役所づくりを目指す。	文書管理システム導入より5年目を迎え、文書管理システムの安定運用のためのサーバー機器の切替え等、ハード面の整備を行う。	市民(職員)	文書管理システムの安定運用及びバージョンアップ、書庫管理システムによる行政文書保管。	行政文書の供覧、決裁、保存の電子化を行い、決裁のスピード化と文書管理の簡素化を図る。	文書管理システムの機能向上のため、バージョンアップを行った。文書主任連絡会議を開催し、システム操作の向上、書庫管理運用についての研修を行った。	(1) 職員操作研修 回 4 3 3	H21 2,063,275	4	起案件数	件	43,641	41,293	42,000	文書起案件数の電子化を図るため、年間起案件数の統計化を図った。	4	3	4	5	4	24	B	継続	継続	システムの安定運用を図るため、定期的なシステムバージョンアップ、サーバーの切替え等が今後の課題となる。行政文書の管理に引き続き、目的達成度を高める必要がある。	14	成果の向上	6	職員の意識改革													
227	第6都市	4市役所改革	(4)自主自立の財政基盤づくり		管財課	工事等検査	市が発注した工事について、工事の目的物が契約図書に定められた出来形・品質等であるか確認し、発注者として工事目的物を受け取る。また、工事成績を評価することにより、請負者の適正な選定及び指導育成を行う。	工事検査内容の共通認識を図り、適切な検査の充実を図る。検査の厳正を図るため、外部委託を検討する。	市が発注する建設工事等。	対象物が契約図書に定められた出来形・品質等であるか寸法検査及び書類検査を行う。また、その検査に基づき工事成績を評定する。	対象物が適正に、かつ良品質で構築されること。	同一検査人が検査をすることにより、評定を同一レベルで行っている。外部委託可能な事務について調査、研究をしている。	(1) 工事検査(契約係分) 件 200 149 149	H21 36,895	4	工事検査実施率	%	100	100	100	同一検査人が検査を行うことで、評定を同一レベルで行う。	3	3	3	2	3	17	C	継続	継続	検査について1,000万円以上の土木工事については、同一検査人が行うが、それ以下で200万円以上の工事は各課で実施するため、評定が同一レベルとは言いづらい。	3	民間委託等の推進	3	民間委託等の推進													
228	第6都市	4市役所改革	(4)自主自立の財政基盤づくり	16	管財課	公共工事入札契約	三次市が発注する公共工事の入札、契約に関する事務を行う。特に三次市が発注する公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、入札及び契約の透明性の確保・公正な競争の促進・談合その他の不正行為の排除・契約された公共工事の適正な施工の確保が求められている。	入札、契約の適正化の基本原則である透明性の確保については、毎年度の発注情報を見直し、入札契約に係る情報をさらに充実させ判りやすく工夫した公表を推進する。不正行為の排除については、電子入札の促進・入札契約方法の改善(一般・指名競争の適切な実施)に努める。不正行為の排除については、不良不適格業者の排除・ダンピングの対応・入札契約のIT化を推進する。適正な施工の確保については、丸投げの全面禁止・施工体制(技術者の配置・下請け状況等)を検査等で確認する。暴力団の排除については、三次市建設工事暴力団対策重要綱により実施する。	三次市の入札に参加する建設業者及び建設コンサ	公平・公正で競争性の高い調達方法で、信頼性の高い確実な工事・業務委託等の施工を確保する。	電子入札(一般競争入札)の継続実施。品質確保のため、専任の主任技術者・監理技術者の適正な配置等を確保する。また、予定価格を公表した入札に関しては、入札時に工事内訳書の提出を求めることを継続する。入札契約に係る情報を引き続きホームページに掲載した。	(1) 電子入札実施件数 件 401 405 406	H21 73,606	4	公共工事電子入札実施率	%	1	1	1		電子入札での一般競争入札の実施。	4	4	4	5	4	25	B	継続	継続	入札、契約については、透明性の確保・公正な競争の促進・適正な施工の確保・不正行為の排除・暴力団等の排除の徹底を基本原則とした上で、情報公表・入札契約の公開。	9	事業の迅速化	9	事業の迅速化													

平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A:27-30 B:22-26 C:17-21 D:12-16 E:6-11

総合評価:・・・'拡大'/'縮小'/'継続'/'終了'/'廃止'から選択

実施番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H22年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H21年度 評価	H22年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価 事務事業	拡大・縮小	改善の必要性						
														活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明										目的適合性	実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
229	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	財政課	財政状況の公表	歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金等の現在高、その他財政に関する事項を公表すること。前年度決算と当該年度上半期の状況を11月末までに、当該年度下半期の状況を翌年度5月末までに公表している。そのほか、ホームページ、広報誌に予算編成や決算状況をわかりやすく掲載する。	市民が市の財政状況を理解していただくため、専門用語の解説や図やグラフを活用し、視覚的にも配慮を行うなど分かりやすい内容に適宜改善を図ること。また、地方債状況や基金状況など各指標のデータの広報内容に取り組み。	市民	予算の執行状況や決算状況及び財政見直しなどを、分かりやすい広報誌に掲載し、市民に公表、周知する。	市民が市の財政状況を理解するため、分かりやすい広報誌(11月号)に掲載の21年度決算特集では、わかりやすい内容に工夫(カットや指標等の活用)を行った。	ホームページに類似団体との財政比較分析や歳出比較分析等を掲載した。広報誌(11月号)に掲載の21年度決算特集では、わかりやすい内容に工夫(カットや指標等の活用)を行った。	726	(1) 広報みよし、へ掲載回数	4	4	4	予算・決算や財政状況等を各公表時期にわかりやすく市民に広報していく。	184,250	(4) ホームページ「予算と決算」へのアクセス数	件	5,316	4,724	5,500	財政状況に対する関心の高さが増えている。	4	3	4	5	5	26	B	継続	継続	予算・決算の状況について、専門用語の活用や類似団体の比較等わかりやすい内容に心がけ、市広報・ホームページで取り組んできた。将来見通しを含め、わかりやすい内容と方法を引き続き検討していく必要がある。	拡大	有	10	内容の改善		
230	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	課税課	申告相談業務	所得税の確定申告時期に併せて、住民税の申告相談業務を実施する。期間中は三次税務署より臨時税理士の許可を得ることで、市職員が確定申告書の作成をサポートすることができ、納税者(住民)の確定申告をサポートするとともに市・県民税の賦課事務を適正に進めるものです。	各支所での申告受付業務は、近年会場数が低減しており、職員体制縮小の状況からこの傾向は続くと思われる。会場数の調整と住民で、市職員が確定申告書の作成をサポートすることができ、納税者(住民)の確定申告をサポートするとともに市・県民税の賦課事務を適正に進めるものです。	住民	所得税の確定申告時期に市内5会場(延べ161会場)で申告相談を実施している。	適切な申告相談を実施し、正しい住民税の課税資料を収集すること。所得・税について直接対話することにより課税についての理解を得る。	旧三次市内の申告会場の開始を通常期より一日早めた。また、会場準備が整い次第、申告を開始し、申告者の待ち時間軽減に努めた。受付総数は前年とほぼ同数だが、午後以降はほぼ待ち時間なく申告を受け付けることができた。	25,283	(1) 申告相談受付件数	8,351	8,372	8,300	確定申告時期の住民税・所得税申告相談受付者数	2,937	(4) 申告相談件数	8,351	8,372	8,300	確定申告時期の住民税・所得税申告相談受付者数	4	3	4	5	5	25	B	継続	継続	確定申告については電子申告化(e-TAX)が進められているが、申告受付実績に大きな変化がない。今後の動向は注視すべきだが現状の水準を確保した上で事務効率化を進めていくべきと考える。	無	無	8	事務事業の効率化			
231	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	20	課税課	ふるさと納税に関すること	善良な社会貢献意欲のある寄付者の支援により、寄附金を財源として、三次市のまちづくりを行う。三次市ふるさと創生基金に積み立てている。またふるさと納税の特産品の内容やHPの掲載の仕方、納税方法等について、所得税及び寄附された方が住んでいる市区町村において個人住民税が軽減される。(税額控除)	平成20年度から開始された本制度は三次市に直接間接的に係る持たない人からの寄附も多くあると思われる。従来のふるさとへの寄附といった範囲を超えて寄附が行われています。現在、お礼としての特産品の内容やHPの掲載の仕方、納税方法等により寄附金額の自治体間の格差が広がっています。今後、新規申請者やリピーターを維持する上で、特産品の内容等を検討する。	個人	広報、ホームページ等を通じて、ふるさと納税について周知する。	自分が生まれ育った「ふるさと」に税金面で貢献したいという意思を、市が行う施策へ反映する。	今後、ふるさと納税は三次市から寄附をするだけでなく、三次市へ旅行したり、知人などが特産品に絡んで、ふるさととは関係ない人からの申し込みが増えるものと考えられる。	2,191	(1) 寄附申出者数	121	359	365	前年度並の申出者数	10,984	(4) 寄附金額	1,945,000	3,589,000	3,600,000	特典としての特産品に特産品等のお礼による特産品セットを創るなど、改善の余地はある。	4	3	3	3	3	18	C	継続	継続	地方税法等の寄附金税制の改正に伴い始まった制度であり、制度の継続は有効である。全国的な制度であるため一定の認知度があり、制度の継続は有効である。全国的な制度であるため一定の認知度があり、制度の継続は有効である。全国的な制度であるため一定の認知度があり、制度の継続は有効である。	10	内容の改善					
232	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	収納課	三次市債権確保対策	自主財源の確保。公的負担の公平性の堅持。新たな滞納者を作らない。自主納付の確立。滞納は許さない、という職員意識。上記を推進することにより、効率的で市民から信頼を得られる行政運営に資する。実施にあたっては、毎年度、三次市債権確保本部会議を開催し、具体的取組方針を決定する。	各種事業や制度を運用していくためには、財源の確保は更に重要となる。今後、債権担当課において主体的に法的処理の実施が求められる。	市民	三次市債権確保本部会議で決定される具体的方針に基づき市職員が一丸となって公的負担の履行と債権回収を実施する。	市民が自らの責任(義務)において納税することの理解。	継続的な本事業の実施もあり、市の全滞納債権額は対前年8.8%(80,401,437円)の減額となっている。	18,751	(1) 行動人数	人	3,649	2,747	3,662	平成23年度は、8月、10月、12月に加入2月も実施する。	5,561	(4) 収納金額	円	26,903,494	27,059,956	36,079,000	行動月の増加	5	4	5	5	5	29	A	継続	継続	債権担当課において、法的措置による債権確保が確立されるまでは、継続せざるを得ない。	10	内容の改善			

平成23年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H21年度評価	H22年度評価	1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務事業		拡大・縮小	改善の必要性												
													活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	説明							目的適合性	実施改善等による成果向上の余地			コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	判断理由	内容	その他内容	改善区分	判断理由	内容	その他内容	改善区分
233	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	21	収納課	公売、ネット公売に関する事	インターネットを活用する公売(ネット公売)は、従来型の公売手法と比べ周知(宣伝効果)において飛躍的に進歩した手法である。従い、より多くの入札参加の機会を提供することとなり、高値での換価処分が可能となる。	公売、ネット公売は、税等の債権の確保するための国税徴収法に基づく行政手続きである。不動産の差押から換価までの手続きについても債権差押と同様に公権力の行使である。よって徴収職員等のスキルアップが基本的に必要とされる。	入札希望者	差押物件をより高値で換価し市税等に充当する。	市民が自らの責任(義務)において、納税することの理解。	-	(1) 公売件数 件 3 3 3	H21年度 245,667	H22年度 242,000	H23年度 241,233	説明 H22は、不動産2件、動産1件	4 換価代金 円 3,300,000	5 1,090,000	6 3,000,000	説明 公売による換価代金	5	4	5	5	5	5	29	A	継続	拡大	無	継続	拡大	有	8	事務事業の効率化										
							(2)	(3)																																							
234	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	11	企画調整課	行政改革の推進	未来の三次市民に夢の持てる地域を引き継ぎ、限られた資源を有効に使い、創意工夫で市民が誇れるまちづくりを推進するため、自己決定・自己責任・自己完結型の行政運営を目指した行政改革の整備・強化に取り組む。	自己決定・自己責任・自己完結型の行政運営をめざして、職員意識改革と資質の向上を図り、職員一人ひとりの「気づき」を活かした事務改善等の改革を進めていく。また今年度において新たに策定した大綱のもと、選択と集中による投資と新しい公共の担い手をついて育成するため、市民全体へ行革の必要性や新しい公共として行政分野への参画の機運を醸成していく必要がある。	市民	三次市行政改革推進計画定める項目の取組を推進する。	行政改革の強化による持続可能な市政と新しい公共の視点による住民の積極的な行政への参画を促進することにより、住民満足度を高めていく。	これまでの評価は「拡大」であり、今期新たな大綱及び推進計画による住民の積極的な行政への参画を促進することにより、住民満足度を高めていく。	(1) 取り組み項目 件 62 62 70	H21年度	H22年度	H23年度	説明 二次市行政改革推進計画(H17～H22)の取組項目(前期計画61項目、後期計画(新規)13項目、計74項目)の取組項目	4 行政改革による削減効果(単年度) 円 -318,461	5 -100,749	6 -100,000	説明 平成23年度は計画作成中につき前年度取組項目からの見込み	4	3	4	3	5	24	B	拡大	拡大	有	拡大	事業規模	有	1	市民と行政の協働											
							(2)	(3)																																							
235	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	15	企画調整課	実施計画策定業務	三次市総合計画(みよひ百年物語)、新市まちづくり計画(合併市町村建設計画)を基本に、本市の主要政策を計画的、効率的に実現するため、向こう3年間(平成23年度～平成25年度)に実施する主要事業を調整し、適切な策定・管理を行うことを目的に策定し、毎年ローリング方式により見直しを行っている。	「みよひ百年物語」に書かれた50年後、100年後の三次のあるべき姿を根底に、まちづくりの実現に向けた事務事業を調整し、行政評価の結果を反映した計画策定を進めるとともに、市民にわかりやすく、伝わりやすい計画づくりを進め、あらゆる手段・機会を通じて市民へ情報を公開し、市民との価値観の共有化を図ることが必要である。	次年度以降3年間で実施する事業	主要施策(事業)を計画的、効率的に推進するため。	各部局の要望調査によりアリアリ等を行い、みよひ百年物語、新市まちづくり計画、財政計画及び財政推計との調整を図りながら、3年間の実施計画を策定する。	主要施策(事業)を計画的、効率的に推進すること第一と考え、市民にわかりやすい計画づくりを実施する。	(1) 実施計画策定業務 式 1 1 1	H21年度 2,155,000	H22年度 2,213,000	H23年度 2,171,100	説明 計画業務の調整による効果を検証できる指標の設定が困難なため、実施計画を策定できたかを成果指標とした。	4 計画の策定 式 1 1 1	5	4	5	4	3	4	23	B	継続	継続	有	継続	継続	有	2	徹底した情報公開													
							(2)	(3)																																							
236	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	22	会計課	基金の運用計画	三次市公金管理及び運用基準(第4条及び三次市債券運用指針)に基づいて安全・有利に管理・運用する。	基金の管理は、国債などの債券で運用の方がメリットが大きい。しかし、リスクを最小限に抑えるため、取得価格については、額面以下と購入する債券は、残存期間が概ね20年を超えない債権とするなどの対策を講じることが必須である。基金は、支払資金が不足する年度末から年度初めにかけて、支払い資金への繰替を想定して運用している現状である。それらに対応できる資金の余裕を確保して基金の運用にあたる必要がある。	市民	「三次市公金管理及び運用基準」及び「三次市債券運用指針」に基づいて管理・運用する。各金融機関口座を整理し、一括運用を進める。ペイオフ対策として、より安全で有利な債券での運用比率を高める。定期預金を預入する場合は、各金融機関の財務状況をチェックするとともに、原則として各金融機関に対する地方債残高の範囲内での運用とし、見積書の提出を求め有利な運用先を選定する。	適正で効果的な基金の管理・運用	基金を安全で効果的に運用することを前提とし、引き続き普通預金での運用よりも債券運用が有利であるとの判断により、債券で運用した。	(1) 入札件数 件 6 6 8	H21年度 123,000	H22年度 121,167	H23年度 90,463	説明 運用益を増加させることが、有効に運用しているという成果である。平成23年度見込みの減少は、国債の売却益が大きい。	4 年度末運用益 円 88,085,437	5 100,896,480	6 80,000,000	説明 適切に効果的な基金の管理運用は、健全な財政運営につながる。	5	5	5	5	4	28	A	継続	継続	有	継続	継続	有	8	事務事業の効率化											
							(2)	(3)																																							

